

本醫專ハ大學認可ノ重要條件デアル基本全ノ點ガ、最モ缺陷ガアルト從來文部省ハ御認メニナツカ、是ノ基盤ノ上に於テ五十万圓ハ如何ナルモノニ因テ御認本金五十万圓ハ如何ナルモノニ因テ御認緩慢デアルト時ノ中橋文相ニ頗ル強ク非難攻撃ヲサレテ居ルノデアリマス、斯様ナル御持論デアリマシテ天下ノ問題ニナツテ居ルテモ、寧ロ此五十万圓ノ基本金ハ、其條件ヲマスル此本件ノ學校ニ對シテ、內容設備ヲ吾々が見ア改善セラレタリト認ムベキモノノナイニ拘ラズ、御認メニナリマシタノハ如何ナル御事情ニ依ルモノデアリマスカ、詳細ニ一ツ御説明ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、私ノ調査スル所ニ依リマスト、洵マヌケシキ點ガ多クアルノデアリマス、御承知ノ如ク日本醫學専門學校ハ財團法人三アル、財政狀態ハドウナツテ居ルカト申マスト、「バラック」ノ病院ノアリマス飯田町ノ土地十四百四十坪ト、本郷ノ千駄木町ニ學校ト病院ガゴザイマス、是ハ敷地ガ一千二百坪アリマスガ、借地デアリマス、而シテ此建造物ハ嘗テ市ノ廢校ニナリマシタ木造ノ小學校ヲ持テ來テ建テタノデアリマスカラ、其價値ハ多ク論ゼシテ明カズアルト云フコトハ分テ居ル、之ニ對シテシテ登記謄本ノ元ス所ニ依リマスト、借財十三万五千圓、常磐生命保險會社ヨリ借りテ居ルノデアリマス、尙ホ此外ニ二、三ノ借款金ヲ合併シマスルト云フト、此外二十五万圓以上ノ無擔保ノ借金ガアルノデアル、此點ニ付き私ハ世間ト共ニ大ナル疑惑ヲ持テスレバ、今回ノ五十万圓ノ基金問題ニ對シテ執ラレタ態度ヲ仄聞スルニ、最初十万圓ノ金ヲ文部省ニ御持ニナリマシタ、所ガアリマス、何故疑惑ヲ持ツカト申シテスレバ、今後ノ公債デアル、此公債ニ持テ貴テ居ル所ノ公債デアル、此公債ハ性質ガ消極的ノモノデ借金デアリマスカ

ラ、是ハ基本金ニナラヌト云フコトニ於テ
拒絶ヲサレテ居ルノデアリマス、然ルニ其
後持出シマシタルモノハ何デアルカト申シ
マスト云フト、甚ダ了解シ難イ問題ガ一ツ
アル、即チ此拒絶ヲ受ケテ二番目ニ持出シ
マシタモノハ、十五万圓ノ神田鑑藏君ノ經
營ニ係ル紅葉屋銀行ノ預金ノ證明書デア
ル、私ハ此點ヲ伺ヒタイノデアリマス、御
承知ノ如ク財團法人デアル、財團法人ガ以
上述フルガ如キ債務ガ澤山一方ニアリマシ
テ、而シテ此高イ利子ノ金ハ拂ハズシテ、
安イ利子ノ預金ヲスルト云フコトニナリマ
シタナラバ、是ハ所謂財團法人ノ代表者タ
ル理事ノ法律上ノ責任ガ起ルノデアル、左
様ナ事ノアル譯ハナイト思フノデアリマ
ス、私が世間ト共ニ此預金ニ疑惑ヲ持ツ所
以デアル、第二ノ疑問ハ文部省ニ持ツテ參
リマシタル所ノ公債ノ十万圓ガ
直ニ預金ニ變形セラレタト云フコトニナリマ
ス、纵令預金ニ形ハ變リマシテモ、性
質ハ依然借金即チ債務デアリマシテ、基金
タル、性質ニハ變ラナイノデアル、此點ガ
頗ル疑ハシイノデゴザイマス、是等ノ點ハ
事文政ニ關スル事デゴザイマシテ、一人ノ
國民ニ對シテモ疑惑者ナカラシコトヲ努メ
タル爲ニ私ハ質問ヲ致スノゴザイマス、私ハ
紅葉屋銀行神田鑑藏君ノ問題アルガ故ニ
免ヤ角ト云フノデハナイ、併ナガラ例ノ
「スペイ」事件以來、免角世間ガ現内閣ト連
想シテ之ヲ問題視シマスノデ、是ハ我文教
ノ爲ニ明白ニ致シタイノデアリマス、要シ
マスルニ、私ノ疑問ト致シマスル所ハ、國
民全體ノ疑惑ト致ス所デゴザイマセウカ
ラ、此點ニ付キマシテ明白ニ國民ノ疑惑ノ
解ケルヤウニ、茲ニ御答辯アランコトヲ切
ニ望ム次第デアリマス

ニハ出テ居ラスト云フコトヲ御水知ニナリ
タイト思フノデアリマス、併ナガラソレゾ
レ手續ハ運ンデ居リマスルカラ、遠カラヌ
中ニ其手續ガ濟ムダラウト考ヘテ居リマ
ス、ソレカラ先年私ガ貴族院ニ於キマシ
テ、此昇格問題ニ付テ種々ニ論議致シタコ
トヲ御引用ニナッタノデアリマス、又其節
ニ此供託金ノ五十万圓モ尙ホ足ラスト云フ
コトヲ私ガ申シタト云フコトモ御引用ニ
ナッタノデアリマス、私ガ當時其說ヲ唱ヘ
タニ相違ナイノデアリマス、併ナガラ其後ニ
ニ文部省ノ取扱ハ如何ニ致シタカト申シマ
スルト云フト、文部省ニ於キマシテハ、其
後ニ二十校ニ近イ所ノ私立學校ヲ新大學令
ニ依テ認可ヲ致シタノデアリマス、デ私
ハ假令自分一個トシテ如何ナル說ヲ持テ
居リマシテモ、今日此局ニ當リマシテ、二二
十校ヲ認可シタ其例ニ達タ嚴酷ナル方針
ヲ以テ認可スルト云フコトハ、認可ノ上ニ
非常ナ不公平ヲ生ズル虞ガアリマス、故ニ
從來此二十ノ學校ヲ認可致シマシタ同ジ
標準ニ基イテ、私ハ認可ヲ致シテ居ルノデ
アリマス、デ基本金五十万圓ヲ供託致シタル
ヤ否ヤ、此五十万圓ヲ二十五万圓ニ減額シ
タ云々ト云フヤウナ新聞ノ記事モ御讀ミニ
ナリマシタガ、是ハ單リ此學校ノミデハナ
イノデアリマス、供託金ハ五十万圓ヲ標準
ニ致シテ居リマスクレドモ、之ヲ分納スル
コトヲ許シテ居ルノデアリマス、即チ第一
回ニ於テハ二十五万圓ヲ供託致シマシテ、金
爾後年々相當ナ金額ヲ供託致シマシテ、金
額五十万圓ニ満ツルト云フコトヲ條件ニ致
シテ居ルデアリマシテ、此二十五万圓ヲ供
託致シタト云フコトニ付テ、何等特別ノ取
扱モ何モ致シテ居ラヌノデアル、ソレカラ
又校舎ガ不完全デアルト云フヤウナコトヲ
御述ニナリマシタ……

フ御詫デアリマシタガ、此點ニ付キマシテ
ハ、現在ニ於テハ不完全ナ點ガアルニ相違
ヲ致シテ居ルノデ、是ハ單リ此學校バカリ
デハナイ、從來許シテ居ル所ノ二十巴カリ
ノ此大學ト云フモノハ、皆現在ニ設備ヲ抑
ヘテミハナイ、將來改善シテ立派ナ大學ト
爲シ得ルト云フ見込ノアルモノハ、皆許シ
テ居ルノデアリマス、即チ一定ノ條件ヲ附
シテ之ヲ許シテ居ルノデアリマス、而シテ
此學校ニ——日本醫專ニ付キマシテハ、私
ガ何カ突然認可モ致シタヤウナ意味ノ御
話ガアツタ、其教員ノ反對ニ拘ラズ認可
致シタト云フヤウナコトデアリマシタガ、
是ハ全々事實ニ相違ヲ致シテ此醫學官並
ニ専門家ハ、此學校ヲ認可シテ然ルベシト
續々致シマシタ、文部省ノ督學官及醫學上
ノ専門家ヲ派遣致シマシテ、周密ニ學校ヲ
取調べタノデアリマス、而シテ此督學官並
ニ専門家ハ、此學校ヲ認可シテ然ルベシト
云フ報告ヲ致シテ居ルノデアリマス、是等
ノ報告ニ基イテ私ハ認可ヲ致シタノデアル、
決シテ御詫ノヤウナ特別ナ取扱ハ致シテ居
リマセヌ

文政ヲ踩踏スルト云フガ如キコトハ、今迄前代未聞デアルト思フ、近來文部大臣ノ此議場ニ現レタ行動ハ、私ハ遺憾ナ點が多イ、或ハ法規ヲ蹂躪シテ居ル問題、或ハ院議ヲ無視シテ居ル問題、或ハ今回ノ如キ即チ世間全體ノ疑惑ヲ受ケテ居ル問題ノ生ジタルコトハ、我ガ教育ノ爲ニ悲ムベキコト、思フノデアリマス(拍手)

(國務大臣岡田良平君登壇)

○國務大臣(岡田良平君) 口今ノ御尋ニアリマスガ、大阪ノ高等商業學校ヲ何故昇格ヲサセズニ置イテ、此日本醫專ト云フモノヲ昇格サセルカト云フノガ御尋ノ要點ト思テ居リマス、大阪ノ高等商業學校ハ御承知ノ通リデアリマス、市立デアリマス、即チ大阪市デ設立シテ居ル學校デアルノデアリマス、今日ノ大學令ニ於キマシテ、市立ノ大學ト云フモノハ認メ又コトニナッテ居ルノデアリマス、市デ大學ヲ設立スルト云フコトハ、今日ノ大學令ニ許シテ居ラナイ、隨テ設備ノ完全、不完全、資金ノ有無トカ云フ問題デハナニ、併シ此大學令ノ改正ハ是非致シタイト云フ考ヲ持テ居ルノデアリマスガ、マダ其手續ノ済マヌ先ニ、如何ニ設備ガ完全ニナリマシテモ、是ハ規定上昇格ハ出來ナイノデアリマス

○議長(柏谷義三君) 文部大臣ノ答辯ニ對シテ質疑ノ申出ガアリマス、是ハ先例モアリマスカラ許シマス、土屋清三郎君

(土屋清三郎君登壇)

○土屋清三郎君 只今黒住君ハ日本醫學専門學校ノ昇格ニ關シテ、文部大臣ニ質問ヲ致サレマシタ、之ニ對シテ文部大臣ハ御答辯ガアッタノデアリマス、私ハ此文部大臣ノ御答辯ニ關聯シテ、茲ニ御尋ヲ致シマス、近來文政ノ紊亂ハ朝野ヲ挙ダテ深憂ニ堪ヘナイ所デアリマシテ(「ヒヤー」)(拍手)殊ニ我ガ醫育方面ニ於テハ最モ甚シイノデアリマス、日本醫學専門學校ニ關シマシテハ、長イ間非難ノ聲ガ絶ヘナカッタノデアリマシテ、吾々ハ醫育——醫學教育ノ爲ニ窮ニ之ヲ遺憾トシテ居ラタ位デアリマス、況ヤ是ガ大學ニ昇格スルガ如キハ思モ及バ

ナカッタノデアリマス(拍手)私ハ此所デ文部大臣ニ御尋ヲ致シタイノハ、文部大臣ハ日本醫學専門學校ニ對シテハ、何等監督ヲ致シテ居ラナイノデアルカドウカ、此所ニ私ハ現ニ起ツテ居ル所ノ一例ヲ指摘シテ、文部大臣ノ答辯ヲ求メヤウト思フノデアリマス(此時發言スル者多シ)

○議長(柏谷義三君) 諍甫ニ願ヒマス

○土屋清三郎君(續) 專門學校令ノ規定ニ依リマスレバ、中學校ヲ卒業シ、若クハ専門學校入學検定試験ニ合格シタル者ニ非ザレバ入學スルコトヲ得ナイノデアリマス、然ルニ日本醫學専門學校ハ、昨年度ニ於キマシテ中學校ヲ卒業セズ、又專門學校検定試験ニ合格セザル所ノ、而シテ臺灣ノ醫學學校、即チ專門學校令ニ依ラザル所ノ臺灣ニ於テノミ醫師ノ資格ヲ與ヘラレテ居ル所ノ臺灣醫學校ノ卒業者七名ヲ無試験デ入學致サセマシテ、内務省ハ之ニ對シテ内地ノ醫師免狀ヲ與ヘテ居ルノデアリマス、更ニ本年度ニ至リマシテ昨年ノ十二月中、同ジク臺灣ノ學生二十二名、本年一月ニ至リマシテ十名、之ヲ全部無試験入學ヲサセテ居ルノデアリマス、而シテ是等ハ中學校卒業者ニアラズ、又專門學校検定試験合格者デハアリマセス、而シテ日本醫學専門學校ハ、是等專門學校ニ入學資格ノ無キ臺灣學生ニ對シテ、入學料ノ名ノ下ニ二十五圓ヲ取り、更ニ編入試験ノ名ノ下ニ二十圓及三十圓ヲ二回ニ取り、更ニ又校債ノ名ヲ以テ即チ學校ノ借金ノ名ノ下三百五十圓宛ヲ醸出サセ、更ニ(發言スル者アリ)

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス

○議長(柏谷義三君) 是ヨリ日程ニ入リマス、日程第一乃至第三十四ハ同一委員ニ付託シタル議案デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(柏谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第一、所得稅法中改正法律案外二十三件ヲ括シテ其第一議會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長元田肇君

第一 律案(所得稅法中改正法律案(政府提出)) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第二 大正九年法律第十二號中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第三 地租條例中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第四 明治三十七年法律第十二號中改正法律案(地租徵收ニ關スル件)(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第五 営業稅法廢止法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第六 營業收益稅案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第七 資本利子稅法案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第八 相續稅法中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第九 通行稅法廢止法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十 酒造稅法中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十一 酒精及酒精含有飲料稅法中改出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十二 麥酒稅法中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十三 醬油稅則廢止法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十四 自家用醬油稅法廢止法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十五 織物消費稅法中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十六 賣藥稅法中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十七 骨牌稅法中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十八 清涼飲料稅法案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十九 大正九年法律第五十一號中改正法律案(朝鮮ニ移出スル物品ノ内國稅免除ニ關スル件)(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第二十一 地方稅ニ關スル法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第一 議會ノ續(委員長報告)

第二 大正九年法律第十二號中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第三 地租條例中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第四 明治三十七年法律第十二號中改正法律案(地租徵收ニ關スル件)(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第五 営業稅法廢止法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第六 營業收益稅案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第七 資本利子稅法案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第八 相續稅法中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第九 通行稅法廢止法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十 酒造稅法中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十一 酒精及酒精含有飲料稅法中改出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十二 麥酒稅法中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十三 醬油稅則廢止法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十四 自家用醬油稅法廢止法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十五 織物消費稅法中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十六 賣藥稅法中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十七 骨牌稅法中改正法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十八 清涼飲料稅法案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第十九 大正九年法律第五十一號中改正法律案(朝鮮ニ移出スル物品ノ内國稅免除ニ關スル件)(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

第二十一 地方稅ニ關スル法律案(政府提出) 第一 議會ノ續(委員長報告)

號中改正法律案（地方稅制限二關スル件）

ル件（政府提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第二十二 市町村稅地租法案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第二十三 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第二十四 市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案（床次竹二郎君外二十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第二十五 市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案（床次竹二郎君外二十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第二十六 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第二十七 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第二十八 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第二十九 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第三十 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第三十一 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第三十二 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第三十三 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第三十四 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第三十五 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第三十六 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第三十七 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第三十八 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第三十九 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第四十 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第四十一 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

第四十二 市町村稅地租法ノ施行二關スル法律案（山本悌二郎君外十三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報正）

〔別紙〕

（小字及一八委員會修正）

大正十五年二月十九日
營業收益稅法案委員長
元田 肇

衆議院議長柏谷義三殿
元田 肇

資本利子稅法案（政府提出）
報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日
資本利子稅法案委員長
元田 肇

一資本利子稅法案（政府提出）
報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日
資本利子稅法案委員長
元田 肇

一麥酒稅法中改正法律案（政府提出）
報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日
麥酒稅法中改正法律案委員長
元田 肇

一麥酒稅法中改正法律案（政府提出）
報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日
麥酒稅法中改正法律案委員長
元田 肇

一醬油稅則廢止法律案（政府提出）
報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日
醬油稅則廢止法律案委員長
元田 肇

一醬油稅則廢止法律案（政府提出）
報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日
醬油稅則廢止法律案委員長
元田 肇

一自家用醬油稅法廢止法律案（政府提出）
報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日
自家用醬油稅法廢止法律案委員長
元田 肇

一自家用醬油稅法廢止法律案（政府提出）
報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日
自家用醬油稅法廢止法律案委員長
元田 肇

一酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案
（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日
酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案
委員長
元田 肇

一營業收益稅法（政府提出）
報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日
營業收益稅法（政府提出）
報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日
營業收益稅法（政府提出）
報告書

報告書

一賣樂稅法廢止法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

賣樂稅法廢止法律案委員長

元田 肇

衆議院議長柏谷義三殿

元田 肇

報告書

一骨牌稅法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

骨牌稅法中改正法律案委員長

元田 肇

報告書

一骨牌稅法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

骨牌稅法中改正法律案委員長

元田 肇

報告書

一清涼飲料稅法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

元田 肇

報告書

一大正九年法律第五十一號中改正法律案
(朝鮮ニ移出スル物品ノ内國稅免除ニ
關スル件)(政府提出)右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

大正九年法律第五十一
號中改正法律案委員長

元田 肇

衆議院議長柏谷義三殿

元田 肇

報告書

一地方稅ニ關スル法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

地方稅ニ關スル法律案委員長 元田 肇

第三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

北海道、府縣ハ所得稅百分ノ二十四以
内ノ所得稅附加稅ヲ課スルノ外所得稅
ヲ納ムル者ノ所得ニ對シ課稅スルコト
ヲ得ス右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

衆議院議長柏谷義三殿 元田 肇

報告書

一明治四十一年法律第三十七號中改正法
律案(地方稅制限ニ關スル件)(政府提出)右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

衆議院議長柏谷義三殿 元田 肇

報告書

七號中改正法律案委員長

元田 肇

別紙

(小字及一八委員會修正)

明治四十一年法律第三十七號中左ノ通改
正ス第一條第一號中「其ノ他ノ土地地租百分
ノ八十三」ヲ「田畠地租百分ノ百七、
其ノ他ノ上地ニ在リテハ百分ノ八十三」
ニ改ム三二、「其ノ他ノ土地ニ在リテハ百分ノ
八十三」ヲ「田畠地租百分ノ百七、
其ノ他ノ上地ニ在リテハ百分ノ八十三」
ニ改ム六六六」ヲ「田畠地租百分ノ八十五、
其ノ他ノ上地地租百分ノ六十六」
ニ改ム六六六」ヲ「田畠地租百分ノ八十五、
其ノ他ノ上地ニ在リテハ百分ノ六十六」
ニ改ム

附則

本法ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適用ス但
シ○第二條第一項ノ改正規定中第四項ノ規定
及附則第二項ノ規定ハ

六

本法ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適用ス但
シ○第二條及第三條ノ改正規定ハ大正十
五年度分ヨリ之ヲ適用ス

五

本法ハ大正十五年度分ヨリ之ヲ適用ス但
シ○第二條第一項ノ改正規定中第四項ノ規定
及附則第二項ノ規定ハ

六

市町村稅地租法案委員長 元田 肇

第三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

北海道、府縣ハ所得稅百分ノ二十四以
内ノ所得稅附加稅ヲ課スルノ外所得稅
ヲ納ムル者ノ所得ニ對シ課稅スルコト
ヲ得ス右ハ本院ニ於テ否決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

衆議院議長柏谷義三殿 元田 肇

報告書

一市町村稅地租法ノ施行ニ關スル法律案
(山本悌一郎君外十三名提出)右ハ本院ニ於テ否決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

衆議院議長柏谷義三殿 元田 肇

報告書

二市町村稅地租法ノ施行ニ關スル法律案
(山本悌一郎君外十三名提出)右ハ本院ニ於テ否決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

衆議院議長柏谷義三殿 元田 肇

報告書

一市町村義務教育費國庫負擔法中改正法
律案(床次竹一郎君外一十三名提出)右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

衆議院議長柏谷義三殿 元田 肇

報告書

一市町村義務教育費國庫負擔法中左ノ通改
正ス右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

衆議院議長柏谷義三殿 元田 肇

報告書

一市町村義務教育費國庫負擔法中左ノ通改
正ス右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

衆議院議長柏谷義三殿 元田 肇

報告書

一市町村稅地租法案(山本悌一郎君外十
三名提出)右ハ本院ニ於テ否決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

衆議院議長柏谷義三殿 元田 肇

報告書

一市町村稅地租法案(山本悌一郎君外十
三名提出)右ハ本院ニ於テ否決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

大正十五年二月十九日

衆議院議長柏谷義三殿 元田 肇

報告書

ヌノデアリマスルカラシテ、小委員會ヲ設ケテ、出來得ルナラバ一致點ヲ見出シテ、之ヲ本會ノ討議ノ便ニ供シタラ宜カラウト云フ動議ガ起リマシタ、是ハ湯浅君ヨリ提案サレタノデアリマスルガ、斯ル際ニ斯様ナル小委員會ヲ設ケルノハ先例ガ無イト思フ、又先例アリト致シテモ宜シクナイ、斯ウ云ウ反對御意見ガ委員中ヨリ出マシタ、私ハ既往ノ本院ニ於ケル自分ノ經驗ニ徵シマシテ、斯カル場合ニハ小委員ヲ設ケテ、成ベク議事ノ進行ニ便スルガ爲ニ、意見ノ一致點ガ得ラル、ナラバ之ヲ得テ、討議ノ前ニ市スト云フコトが必要デアルト考ヘ、且ツ此事ハ法規ニ違反スルモノニアラズト考ヘタノデアル（拍手）ソレ故ニ私ハ、若シ私ノ此所信ガ間違ヒデアッテ、違法デアルト云フコトナラバ、本會ニ於テ御訴ヘ下サッテ、違法トナラバ自ラ其責任ヲ負ヒマスルガ、自分ノ信ズル所デハ違法デナイト思想カラ、斷行致シマスト云フコトヲ述べマシテ、多數ニ諸々テ小委員會ヲ設ケルコトニナッタノデアリマス、此小委員會ハ委員長ヲ加ヘマシテ十名、勿論此間ニハ各派ヲ通ジテ、委員長ハ成ベク公平、成ベク圓滿ニ議事ノ進行ヲ圖シテ、一致スベキモノハ一致點ヲ求メ、一致セザルモノハ勿論是ハ一致セザルモノトシテ討議ニ付スルコトニ至リタ伊ト考ヘマシタガ、一部ノ委員ノ諸君ハ、小委員會ハ不必要デアリ、或ハ慣例ガ無イ、或ハ慣例ガアッテモ宜シカラストカ云フ意見ヲ執ラレマシテ、御出席ガ無イコトニナリマシタ、是ハ委員長不徳ノ致ス所デアルガ、洵ニ委員長ニ於キマシテハ深ク之ヲ遺憾ニ感ジタ次第アリマス、小委員會ハ本月ノ十六日ヨリ十九日マデ四日間ニ涉リマシタ、此委員長不徳ノ致ス所デアルシテ意見ヲ交換致シマシタ、此委員會ニ於キマシテ意見ヲ交換シタ結果、議案ヲ通じテ一致シタル點ヲ發見致シマシタニ付キ、之ヲ委員總會ニ報告スルコトニ致シタノデアリマス、以上ガ小委員會ニ於テノ報告ヲスルコトニナッタマデノ頃末ヲ申上ダタ譯デアリマス、更ニ委員總會ノ質問ニ立返リマシテ申述ペマス、委員長ハ此間ニ五日間

感冒ノ爲ニ缺席スルノ已ムヲ得ザルコトニナリマシタ、是ハ深ク諸君ニ謝スル次第ニアリマス、幸ニ理事諸君ガ代々テ委員會ノ質問應答問題ヲ續ケラレマシテ、先刻申上ダマシタ通スカラ、ドウゾソレニ依テ御諒承ヲ願ムマシテ、私ハ重要ト認メマシタ數點ニ付キ要領ヲ報告スルコトニ致シマス、第一ニ租稅體系ニ關聯致シマシテ、新ニ資本利子稅ヲ起シ、又全然是ト性質ヲ同ジクスル第二種所得稅ヲ對立セシムルノハ、其體ヲ成サヌト思フガドウカト云フ質問ガアリマシタ、政府ハ之ニ對シテ、所得稅ノ組織ガ實際上ノ必要カラ起ルノデアッテ、綜合課稅ノ徹底ヲセズ、學理ニ聊カ不完全ニナルケレドモ、是ハ實際上ヨリ已ムヲ得ズ此至ダモノダト云フ答デアリマシタ、又地租稅ト營業収益稅ト對立セシメテ、補完稅トスルノハ、財產稅ト特別所得稅トヲ結ブモノニアッテ、體ヲ成サヌデハナイカト、斯様ニル質問ガ出マシタ、是ハ政友會ノ有力ナナル大口君デアッタト私ハ記憶シマス、之ニ對シテ政府ハ、地租ハ貨貸借價格ヲ標準トスルキレドモ、財產稅デハナイ、收益稅デアル、營業收益稅ト對立セシメテ差支ハナイト、斯様ニ答ヘラレマシタガ、此答ハ少シ謳タヤウニ委員長ニハ聞エマシタ、第二ニ稅制整理ノ目的ニ關シテ、政府ハ之ニ依テ檢稅ヲ企テタノデハナイカ、平生憲政會ハ多年減稅ヲ主張シテ居ラレナガラ其内閣ガ實ハ稅制整理ト云フコトヲ名トシテ、實際ニハ增稅ヲ企テ、居ルノデハナイト、シテ、伊カト云フ質問ガ段々出テ參リマシタ、之ニ對シテ政府ハ、收入ニ若シキ増減ヲ爲サザル範圍ニ於テ負擔ノ均衡ヲ圖リ、社會政策的效果ヲ擧グ、併セテ產業ノ發展ニ資セントスルノデアッテ、左様ナコトハ無イト答ヘラレマシタ、第三ニ、稅制整理ニ依テ收入増減ノ見積リニ關係致シマシテ、質問者ガ中ニ多數ゴザイマシタ、其質問

趣旨ハ、此儘是ガ法案トナッテ現レル以上
ハ、收入ニハ餘リ著シキ變化ナイト言ハル、
ケレドモ、多大ナル增收ヲ來タスベキコト
ハ甚ダ見易イ所デアルト云フコトデ、中ニ
ハ種々ナ表ヤ數字ヲ御提出ニナッテ、政府ニ
質問サレタ御方モアリマス、而シテ之ヲ政府ニ
値上、酒稅稅率ノ値上ニ依ツテ、國庫ニ少
ナカラザル收入ヲ齎ラスベキコトヲ、痛論
サレタ方モアリマス、殊ニ煙草ノ
所見ヲ質シタノデアリマスルガ、政府ハ
政府ノ見積リハ決シテ誤シテ居ラヌト云
フ答辯デアリマシタ、第四ニ稅制整理ノ
影響ニ關聯致シマシテ、或ハ直接稅閏
接稅、釣合ノ取レザルコトヲ論ゼラレ、
或ハ間接稅ノ增稅、就中酒、煙草ニ對ス
ル增稅ガ、中產階級以下ノ負擔ヲ重クス
ルコトヲ痛論サレマシテ、共ニ社會政策ニ
反スルモノノデアルト云フコトヲ非難シテ、
政府ノ所見ヲ質サレタ方ガ澤山アリマス、
是ニ對シ政府ハ綿織物消費稅ノ免除、醬油
稅、通行稅、賣藥印紙稅ノ廢止ニ依ツテ、間接
稅ニ於テ社會政策ノ趣旨が實現セラル、ノ
ミナラズ、所得稅免稅點ノ引上、地租免稅點
ノ設置等ニ依リ、直接稅ニ於テ、社會政策ハ實現
セラル、ノデアルト云フコトヲ答ヘラレ
マシタ、第五ニ、地租ノ免稅點ニ關聯致シマ
シテ、政府ノ所見ヲ問フ向モ中ニ多クアリ
マシタ、政府ハ之ニ對シテハ其不公平ニ結
百圓以下ニ限ルコトハ、不公平ニ失シ、自
作農免稅ノ趣旨ヲ徹底セザルコトヲ論ジマ
シテ、政府ノ所見ヲ問フ向モ中ニ多クアリ
マシタ、第一市町村内ニ於ケル田畠地價ニ
果ヲ齎ラスコトアルヘキヲ認メラレマシテ、
ハ、過渡的立法アルカラシテ、多少不完
全ナコトガアルト云フ言葉ノ下ニ、此點ハ
不完全ナリト云フコトヲ認メラレタノデア
リマス、第六ニ、今回ノ改正案ニ依レバ補完
ヲ控除スルノ規定ヲ設ケタルガ、却テ之ニ
避ケルガ爲ニ、營業收益稅ヨリ資本利子稅
ヲ控除シ、第一種所得稅ヨリ第二種所得稅
ヲ減ジマシテ、甚シキハ皆無トナルコトモアリ、

地方税附加税ヲ課スル餘地ト云フモノヲ存セザルコトヲ痛論サレテ、税制整理ノ缺陷ヲ指摘シタ質問ガアリマシタ、是等ハ政府ノ急所ヲ衝击イタモノ、一ツデアリマシテ、是ニハ大口君、小川君等ガ此質問ヲ爲サレタト記憶致シテ居リマス、又政友會ノ提出ニ係ル市町村地租法案、並ニ市町村地租法ノ施行ニ關スル法律案ニ付キマシテ、幾多ノ質問ガアリマシタ——御断リテ致シマスルガ、正確ニ申セバ、地租條例中云々、山本悌二郎君外何名提出ト云フノガ辭令ニ於テハ適シテ居ルノデアリマスガ、茲ニハ簡單ニ何黨ト云フコトガ、御諒承カ願ハレ、バ、仕合セニ存ジ、只今政友會ト申シマシタ次第デアリマス、此法律案ニ付キマシテ幾多ノ質問ガアリマシタガ、其主ナルモノノ大要ヲ申シマスレバ、其質問ハ、地租委讓ノ必要如何、地租委讓後ノ國稅體系ヲ如キ國稅收入ノ缺陷ヲ如何ニ補填スルカト云フヤウナコトガ主立タ項デアッタト記憶致シマス、三土君ハ之ニ答辯セラレマシテ、地租委讓ノ必要ニ關シテハ本會議ニ於ケル提案ノ理由ヲ反覆説明サレ、又租稅體系ニ關シテ、國稅地方稅ニ亘テ之ヲ整ヘレバソレデ宜シイ、地租委讓ニ依テ生ズベキ國稅收入缺陷ノ補填ハ、關稅改正ニ依ル增收及行政整理ニ依シテ生ジタル恆久財源ニ依レバ十分ナリト云フヤウナレマシタ、若シ間違ヒマシタラバ、補正ヲ願ヒマス、此時地租委讓ニ關シテ政府ノ所見ヲ問ウタ委員ガアリマシタ、之ニ對シテ、政府ハ三土君等ノ主張スル所ノ地方分權、地方稅制整理、地租ノ不公平ト云フヤウナ益デナニ、又其財源ヲ得ルト云フコトモ今大臣ノ言ハレタコトヲ要約シタノデアリマス、是ハ十分ナ理由デナイ、假令理由アリトシテモ、地租ヲ委讓スルト云フコトハ利益デナニ、又其財源ヲ得ルト云フコトモ今日本大蔵大臣ノ御答ノ要旨ニ足ラヌ所ガ抽デ、大蔵大臣ノ御答ノ要旨ニ足ラヌ所ガ

アリマシタラ、大藏大臣ヨリ補填サレんコトヲ望ンデ置キマス、又本黨ノ提案ニ係ル市町村義務教育費國庫負擔金額増加ニ關シマシテ、其目標ハ何所ニアルカ、即チ從來教育行政上ノ根本方針トシテ義務教育、教育員俸給ノ半額ヲ國庫デ支辨スルコトヲ目標トシテ來タガ、之ヲ變更スルノカト云フ質問ガ委員中カラ起リマシタ、之ニ對シテハ小川君ヨリ、本黨ノ趣旨ハ一ハ以テ義務教育ニ改善ニ資シ、一ハ以テ地方財政ニ餘裕ヲ與ヘ、旁、地方負擔ノ輕減ヲ圖ラントスヨリ出發シタモノデナイト云フ答ヲサレタノデアリマス、先づ是ガ本委員會ニ於キマシテノ重要ナル質問：二十五日ニ瓦タノ申上ダマス、小委員會ニ於キマシテハ、各デアリマスカラ、非常ニ澤山アリマスガ、私ハ此所ニ御報告スベキモノトシテ列舉致シタノデアリマス、更ニ小委員會ノ經過ヲシテ、其出席サレタトキニ、質問致シマシタノハ、第一政友本黨提出ニ係ル自作農免稅ニ關スル政府ノ決心ハドウデアルカ、第二ニ義務教育費國庫負擔金額増額ニ關スル政友本黨ノ提案ニ對スル政府ノ決心ハドウデアルカト云フコトデアリマシタ、而シテ濱口藏相ハ、此第一點ノ政友本黨ヨリ提案ニナツテ居リマス地租條例中改正法律案ノ改正ノ第一點、即チ自作農ニ對シテハ其自作スル田畠ノ稅ヲ免除スルト云フニハ全然同意ヲ表ス、但シ法文ノ書方ハ立法技術ニ屬スルカラ少シ考ヘサシテ欲シイト云フニ止リマシタカラ、本黨ノ趣旨ヲ以テ政府案ヲ修正スルト云フコトニハ小委員異論ナイコトニナリマシタ（拍手）其修正ノ成案ハ最後ニ申上ダマス、更ニ自作農免稅ノ中、永小作ニ對スル條項ハ是モ立法ノ精神ニ付テハ異存ナイガニ地方ニ關係スルコトアルカラ、此法案ニ出スガ宜シイカ、或ハ單行ノ補充法ニシタ方ガ宜シイカト云フコトハ考慮ヲ要スル、殊ニ立法技術ト云フコトニ付テ亦大ニ考慮

シナケレバナラマト云フコトデアリマシタ、第一ノ義務教育費國庫負擔金層額ニ關スル問題ニ付キマシテハ、政府ハ義務教育費負擔ノ増加、其總額ヲ八千万圓トスルコトニ同意ヲ表サレマシタ、但シ中七千万圓ハ十五年度ニ於テ之ヲ實行スルモアトノ一千萬圓ハ十六年度以降ニ於テ、財源ノ餘裕アルトキ他ノ緊急ナル施設ト同時ニ寫卜考慮スルト云フコトヲ聲明サレマシタ(拍手)茲ニ他ノ緊急ナル施設上云フハ、私ノ察スル所ニハ分々テ店ルト思ヒマスガ、暫ク當壇上デハ言明致シマセヌ、更ニ茲ニ一言致シテ置キマスノハ、大藏大臣ハ、七千万圓中ノ一千万圓ハ、現財政計畫ハ財源ガナイ、ソコデ政府ノ提案セル地租條例ノ改正案中ノ一分減ヲ止メテ、約九百六十万圓ヲ得、之ニ他ノアルカラ、必ず提出スル、斯ウ云フコトデアリマシテ、此義務教育費年々八千万圓ト云フコトニ付テ、確乎不拔ノ同意ヲ表セラレタト云フコトヲ茲ニ申シテ置キマス(拍手起り又「國民ヲ歎クモノナリ」「確乎不拔トハ何ダ」ト呼ヒ、其他發言スル者多シ)今暫ク——靜カニ御聽フ願ヒマス——是ニ於キマシテ小委員會ハ先づ政府ノ地租條例中改正法律案第一條ヲ削除スルコトニ致シマシタ、一分減ニ關係シタ所デアリマス、次ニ其第十三條ノ「二」ニ對シテ本黨案ノ自作農免稅ノ趣旨ヲ以テ修正スルコトト一致致シマシタ、(拍手)第一ニ義務教育費國庫負擔金ノ増額ヲ八千万圓トスルコトニ小委員會ハ全會一致致シマシタ(拍手)又政府ガ大正十五年度ニ於テハ之ニ充ツベキ財源ガ全部ナイカラ七千万圓ト致シ、殘リノ一千萬圓ニ對シテハ只今申上ダマシタ通りニ、他必ズ考慮スル——考慮スルト云フコトハ從前ノ例ニ依リマスレバ之ヲ承諾シテ實行スルト云フコトニ吾々ハ用ヒテ居リマス

(拍手)議會ノ慣例ニ於テ吾々ハ左様ナコトニ此文字ヲ解釋致シテ居リマスガ、是ハ敢念ノ爲ニ茲ニ一ツ申シテ置キマス(拍手)只テ特ニ言フヘキコトデハナイノデアリマスケレドモ、世上或ハ考慮ト云フ議會ノ用語ガ分ラヌ方モアラウカト思ハレマスノデ、今申上ダマシタ通りニ、七千万圓トシテ残り一千萬圓ハ十六年度以後ニ云々ト云フ聲明ヲサレマシタカラ、小委員會ニ於キマシテハ、種々押合ヒヨ致シマシタガ、結局今日ハ已ムヲ得ザルコトデアラウ、斯ノ如ク大藏大臣ガ誠意ヲ披瀝シテ事情ヲ述ベラレテ、十六年度以降ニ於テ篤ト考慮スルト言ハレタ以上ハ飽迄現金ヲ迫ルモ如何カト思ヒマシテ、ソコデ大藏大臣ノ聲明ヲ諒ト致シマスコトニ小委員會ハ一致シタ譯デアリマス、隨ヒマシテ本黨ノ提案致シマシタ所ノ法文ニハ八千万圓トゴザイマスルガ、斯クナル以上ハ「七」トシナケレバ實行ガ出来マセヌ、ソレデ「七千万圓ヲ下ラサルモノトス」ト斯ウ致シマシテ、八千万圓ト云フコトハ政府ノ聲明ニ依テ決タコトニナル、若シ此後ニ於テ政府ガモウ一千万圓増シテヤルト云フ聲明ヲスレバ、九千万圓ニナリテモ一向差支ハナイ、法律ノ趣意ニナルノデアリマスカラ「八」ヲ削テ「七」ト云フ字ニ修正ヲ致シタノデアリマス(拍手)以上述べマシタル以外ノ政府ノ提案ハ、審議ヲ未ニ小委員會ハ大體原案ヲ認メルコトニナリ免稅ニ付テハ之ヲ單行法ニテ定ムルガ却テ妥當デアルト云フコトニ一致シマシタ、ソレデ本黨ノ提案タル所得稅法中改正法律案、大正九年法律第十一號中改正法律案、明治四十二年法律第七號中改正法律案ハ自然消滅ト決スヘキモノト小委員會ハ考ヘマシタ、是等ノ諸法案ハ主トシテ第二種所得ニ付テ、第三種所得ニ綜合課稅スルト云フコトヲ趣旨トシタモノアリマスルガ、政府ハ第二所得ヲ第三種所得ニ綜合課稅スルコトハ理論上正シイト云フコトヲ認メラレ

テ、本會説ニ於テモ大藏大臣ハ之ヲ言明セラレタト私ハ記憶スル、併ナガラ是ハ學理上、理論上ニ於キマシテハ正シイケレドモ甚ダ遺憾ナガラ今日ノ日本ノ世態ニ於キマシテハ之ヲ綜合謀税スルト云アコトニナルト、脱税ヲスル者ガ澤山アツテ實行ガ不可能デアル、斯ウ云フコトデ段々小委員會ニ於テモ考ヘマシタガ、理論バカリニ馳セテ、今日ノ實際ノ世態ト云フモノニ脱税ガ澤山出テ來タ日ニハ、甚ダ遺憾デアリマスカラ、是ハ政府案ニ賛成スルヨトニシマシタガ、同時ニ政府ニ向シテ希望ヲ述ベタ譯デアリマス、ソレハ今日ノ世態人情及徵稅ノ技術上ニ於テモ調査研究ヲ進メラレタイト云フコトヲ述ベマシテ、政府ハ之ヲ承諾セラレタコトデアリマス、最後ニ政友會ノ提出ニ係ル、即チ山本悌二郎君外二十三名デアリマシタカノ提案ニ係ル市町村稅地租法、並ニ市町村稅地租法ノ施行ニ關スル法律案ハ、以上ノ次第デアリマシテ否決スルコトニ、小委員會ハ意向ガ一致致シマシタノデアリマス、以上小委員會ニ於テ意見ノ一致シタル點ニ付テ、委員長カラ委員總會ニ報告スヘキデアツカトモ存ジマシタガ、此報告書整理ノ任ニ當ラレタノハ小川郷太郎君デアリマシテ、ソレ故ニ小川郷太郎君ニ小委員會ノ報告ヲ願フコトガ最モ適當ナリト存ジ、小川君ヲ煩シタノデアリマス、然ルニ委員總會ニ於テハ此報告ガアリムシタ際、曩ニ小委員會ヲ以テ或ハ違法デアルト云フ議論モアリマシタノデ、之ヲ直ニ修正案トシテ提出スルコトハ異論ガアルト云フ御方ガアリ、又差支ナイト云フ論ガ起リマシタガ、斯カル權限論ニ依テ議事ノ進行ヲ遲延ナラシムルコトハ私ハ宜シクテ改メテ出ス方ガ満場ノ諸君ノ御氣ニ適フナイト考ヘマシタ、ソレ故ニ其事ハ何レニ致シテモ宜シイ、宜シイガ、之ヲ小川郷太郎君若クハ小委員會ニ出タ者ノ修正案トシテ云フコトデアレハ、私ハ權限論ナドハ打捨テマシテ、満場諸君ノ御意思ニ從ハウト

云フコトヲ述ベマシタ、所ガ満場諸君ハ早ク進行シタトイト云フ御意見デアリマシタ
賛成セラレタ譯デアリマス、ソコデ小川郷太郎君ハ小委員會ノ修正トシテ報告シタモノヲ、改メテ小川委員ノ修正案トシテ提出スルコトニナリマシテ、此動議ヲ出サレ、満場ハ之ヲ認メマシテ、其修正案並ニ付託セラレタル所ノ全部ノ案ニ付キマシテ、之ヲ議題ト致シマシテ討論ニ入タノニアリマス、然ルニ本會ニ於テ十分ナ討論ヲ爲サレルト云フコトデアリマシテ、委員會ニ於テハ唯、委嘱ダケノコトヲ述ベラレ採決ニ入りマシタ、其採決ノ結果ハ、修正案ハ多數ヲ以テ議決ニナリマシタ、修正案ニ關係ナキ政府提出ノ諸法案ハ、皆多數ヲ以テ議決致シマシタ、山木悌二郎君外數名ノ提案ハ否決ニナリマシタ（湯浅君ノ修正ハドウシタ」ト呼フ者アリ）特別委員會ノ經過ハ以上ノ如クデアリマス——先刻來申上ダマシタコトデ殆ド盡キテ居ルノデゴザイマスガ、特別委員會ニ於テ特ニ修正ニナッタ案ヲ茲ニ明ニシテ置イタ方ガ宜カラウト存ジマス、ソレハ地租條例中改正法律案、明治四十年法律第三十七號中改正法律案、並ニ床次竹二郎君外二十三名ノ提出ニ係ル市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案ノ三ツニ付テハ、修正シタ所ヲ正確ニ文字三就テ御報告致シタ方ガ宜カラウト思ヒマス、地租條例中改正法律案ニ付キマシテ、政府ヨリノ提案「地租條例中左ノ通改正ス」トアリマス、一次ノ「第一條中」云々トアリマスノ削リマシタ、ソレカラ「第十三條ノ」トアリマス所ノ文句ヲ斯様ニ變ヘルノデアリマス、一寸讀ミマス「前條ノ規定ニ依リ地租ヲ納ムハ命令ノ定ムル所ニ依リ其田畠ノ地租ヲ徵ヘキ、（法人ヲ除ク）ノ住所地市町村及其隣接市町村内ニ於ケル田畠地價ノ合計金額其限ニ在ラス」斯様ニ政府案ガ修正ニナルノデアリマス（拍手）ソレカラ次ノ小作問題ニ付キマシテハ、是カラ引離シマシテ、別ニ

單行法ニスベキモノナリト云フコトニナツ
タノニアリマス、ソレカラ今一ツ申上ゲテ
四十一年法律第三十七號中改正法律案、地
方稅制限ニ關スル法律デアリマスガ、其中
ニ「明治四十一年法律第三十七號中左ノ通
改正ス」トアリマス其次ノ「第一條第一號
中」云々トアリマスノヲ全部削リマス、是
ハ地租一步減ヲ止メマシタ結果デアリマス、
ソレカラ「第二條中」云々トアリマス中ノ、
「營業收益稅百分ノ四十三」トアルヲ「百分
ノ四十一」ニ改メマシタ、ソレカラ「營業
收益稅百分ノ六十三」トアリマスノヲ「營
業收益稅百分ノ六十一」ト改メマス、而シテ
同條ニ左ノ一項ヲ加ヘルノデアリマス「營
業收益稅附加稅ノ賦課ニ付テハ營業收益稅
法第十條第二項ノ規定ニ依ル資本利子稅額
ノ控除ヲ爲ササルモノヲ以テ營業收益稅額
ト看做ス」之ヲ加フルノデアリマス、次ニ「第
三條第一項ヲ左ノ如ク改ム」トアリマス其
最後ニ「所得稅附加稅ノ賦課ニ付テハ所得
稅法第二十一條第二項ノ規定ニ依ル第二種
ノ所得稅額ノ控除ヲ爲ササルモノヲ以テ第一
種ノ所得稅額ト看做ス」ト云フ一項ヲ加ヘ
ルノデアリマス、ソレカラ附則ニ至リマシ
テ、「本法ハ大正十六年度分ヨリ之ヲ適用ス
ルノデアリマス、ソレカラ末項ノ「本法公
布ノ日迄ニ北海道」云々トアル法文ハ皆削
テシマヒマス、是グ明治四十一年法律第三
十七號中改正法律案ニ付テノ修正デアリマ
ス、ソレカラ床次竹一郎君外數名ヨリ提出
致シマシタ市町村義務教育費國庫負擔法中
改正法律案ニ付テ「八千圓」トアル「八」ノ
字ヲ「七」ノ字ニ改メマス、以上ガ具體的ニ
修正セラレマシタモノニ向テノ御報告デ
アリマス、大體右ニテ御諒承ヲ願ヒマス、
御断リヲ申上ダテ置キマスガ、私先刻モ申
上ダマシタ通リニ、委員會ノ進行半ニ病臥致
シタト云フヤウナコトデアリマシテ、質問
等ニ付キマシテモ或ハ報告旨不十分カモ知レ

○議長柏谷義三君（此時發言スル者多シ）
○元田肇君（續） 静肅ニ願ヒマス
ゲタ次第デアリマス——先刻モ申シマシタ
通リニ、發言者ノ大口君、三土君ノ御趣旨
ニ對シテ報告不十分トアバドウカ補足ヲ
願ヒマス、又政府當局ニ於テモ不十分デア
タナラバ、政府ヨリ訂正サレシコトヲ望ミ
マス、何卒宜シク諸君ノ御諒承ヲ願ヒマス
(拍手)
○湯淺凡平君 議長
○議長柏谷義三君 湯淺君ハ委員長・報
告ニ付テノ御發言デアリマスカ
○湯淺凡平君 左様デス
○議長柏谷義三君 ソレナラ湯淺君
○湯淺凡平君 只今委員長ヨリ御丁寧ナル
御説明ヲ承リマシタ、但シ委員會ニ於キマ
シテ特ニ採決サレタ私ノ修正案ガアルノデ
アリマス、即チ社會政策ノ見地ヨリ、國民
ノ生活ニ即シタル重要ナル修正案ヲ提出致
シタノデアリマス、然ルニ此事ニ關シテ一
言ノ御報告モアリマセヌ、既ニ之ニ依テ
採決ヲサレタ問題デアリマスルカラ、御自
席カラデモ宜シウゴザイマスカラ簡単ニ御
報告アラシコトヲ願ヒマス
○議長柏谷義三君 元田肇君
〔元田肇君登壇〕
○元田肇君 湯淺君ノ（此時發言スル者多
シ）
○議長（柏谷義三君） 靜肅ニ願ヒマス
○元田肇君（續） 只今ノ御注意ニ基キマシ
テ尙ホ申上ダマスガ、湯淺君ヨリモ種々御
提議ガアリマシテ否決ニナリマシタト私ハ
心得テ居リマス、ソレカラ先刻ノ小委員會
ノ動議モ湯淺君デアバタト思ヒマス、一々
御名前ヲ私ハ出スコトハ——其方ガ宜シイ
カ知ラヌガ、寧ロ略シタ方ガ宜シイト
考ヘ、多クハサウ致シマシタ、ソレデ漏レ
マシタノハ恐縮デアリマスガ、正ニ湯浅君
ノ御提案ニナリ決ヲ採タコトハ相違コザ
イマセヌ、是デドウカ御諒承願ヒマス
○議長柏谷義三君 質疑ノ通告ガ數名ア
リマス、順次之ヲ許シマス、岡田温若

○岡田温君 私ハ只今元田委員長ヨリ御報
告ニナリマシタ修正案ニ付キマシテ、新三
疑義ガ起リマシタカラ、簡単に其點ヲ伺ヒ
マス、私ノ質問ハ局部デハゴザイマスガ、
併シ本案ノ争點トナリ、暗礁トナッタヤウ
ナ重點ニ觸レルノデアリマシテ、ドウモ其
點ヲ質シテ置キマセヌト、公正ナル判断ガ
出來ナイノデアリマスルカラ御尋スルノデ
アリマス、是ハ委員長ニ御尋スルノガ本當
カモ知レマセヌガ、根本論等ニ付テモ御尋
シタインデアリマスカラ、政府當局ノ御憲
思ノ在ル所ヲ伺ヒタインデアリマス、併シ
ソレガ筋道ヒデアリマシタナラバ、其部分
ハ委員長カラ御答下ス、テ結構デアリマス、
私ノ御尋スルノハ三點デアリマスガ、第一
ガ原案ニハ地租一分減ト云フモノガアリマ
シタガ、修正案ニハソレガ撤廢サレマシ
テ、小學教育費ノ補助ト云フ方ニ廻サレテ
居ルヤウデアリマス、元來地租ト教育費ノ
補助トハ全然性質ガ違フノデアリマスガ、
ソレヲ取換ヘタト云フノハ如何ナル精神デ
アリマスルカ、ソレガ伺ヒタインデアリマ
ス、申スマデモナク農家ノ負擔ガ一般國民
ノ負擔ニ比較シテ過重デアルト云フコトニ
ハ、最早天下ノ齊シク認メテ居ル所デアリ
マス、何故農業者ノ負担ガ割合ニ重クナル
カト云フコトニ付テハ、色々原因ガアリマ
セウガ、其重大ナル原因ハ耕地ノ負担が過
イト云フ點ニ在ルノデアリマス、歴史ヲ見
マシテモ古來ノ租稅ト云フモノハ殆ド全部
ガ土地ノ負擔デアッタノデアリマス、其廢
史ヤ觀念ガ附纏ウテ今尙ホヤッテ居ルガ故ニ
ノ負擔が割合ニ多クナルト云フコトニナル
ノデアリマス、故ニ稅制改正ニ於キマシテ
負擔ノ均衡ヲ圖ラウトスルナラバ、ドウシ
テモ不均衡ヲ來ス所ノ根源ニ對シテ相當ノ
改正ヲ加ヘナケレバ目的ヲ達スルコトガ出
來ナイノデアリマス、所ガ最初ノ御計畫ハ
ハ一分減ト云フコトデアリマシテ、私共ハ

ソレスラモ憲政會ガ年來ノ御主張ニモ似合
ハズ一分減ヲサレタコトハ、尙ホ不満ニ
思^シテ居^タノアリマス、ケレドモガ少額
ナリト雖モソレヲ減ジタナラバ、減ジタケレ
ハソレダケ田畠ノ負擔ガ輕減サレルノア
リマス、世間デハ地租ト云フコトニ付テノ
誤解ガアルヤウデアリマス、又地主ノ中十
ドニモ之ニ地租一分減ナドハ、詰ラヌト云ウ
チ反對ノ意見ヲ持^テ居ル人ガアリマス、
ケレドモガソレ等ノ反對意見ハ、租稅論
デモ均衡論デモ、或ハ農家ノ負擔ガ輕イ
カラ、ソレハ減ゼヌデモ宜イト云フヤウナ
思想カラ來タノデモ何デモナイ、今日一分
減ナドト云フト、ソレガ動機トナリ理
由トナ^シテ、小作料輕減運動ガ起リテモス
ルト、ソレガ爲ニ善引損^ク行クダラウト云
フヤウナ所カラ唱^ヘテ居ル反對論デアリマ
スカラシテ、稅制改正ナドノ場合ニ於ケル
資料トハナラナイト思ヒマス、所ガドウ云
フ理由デアリマスルカ、農家ノ負擔ガ輕減
リ其他ノ方面ノ負擔輕減ニ廻スト云フコト
ニナリマスカラ、其結果ニ於テハ不均衡ノ
ナ^シタ^ム云フコトハ、其結果ハ農家ノ負擔
輕減ニ充當スペキモノ、約半分ハ、都會ナ
サレル分ガ廢サレマシテ、教育費ノ補助ニ
ナ^シタ^ム云フコトハ、其結果ハ農家ノ負擔
度ガ甚シクナルノデアリマス、ドウ云フ理
由ニ依^テス様ナ事ニサレタノカ、ソレガ
伺ヒタインデアリマス、第一ハ地方稅トノ
關係デアリマス、地方稅制ニ付テモ色ニ改
正サレテ居ルヤウデアリマス、ソレハ地租
一分減即チ約一千万圓減額サレルモノトシ
テ、他ノ諸稅ト約合^シ取レルヤウナ風ニ計
畫サレテ居^タノアラウト思ヒマス、然
ルニ其地租ガ復戻リニナリマスルト、他稅
トノ約合ガ變^シテ來テ、地租ノ割合ガ多ク
ナリハシナイカ、多クナルベキ理窟ガアル
ト思ヒマス、ソレハドウ云フ風ニナルノカ
ハ特別地稅トナ^シテ居^タテ、サウシテ先ヅ本
稅ニ對シテノ率ガ考へラレテ居ルノアリ
マスルガ、ソレハ一千万圓減ジタ地租ヲ基

穢ニシテ考ヘラレテ居ルノデアリマス、然ルニ其地租ガ復戻リニナルト、矢張リ元ノ地租額カ見込マレルコトニナルトスルナラバ、此點デモ減税サルベキ苦ノモノガ減税サレヌコトニナッテ來ルノデアリマスガ、ソレハドウ云フ風ニナリマスルカ、此點モ大ナル疑義ナノデアリマス、ソレカラ第三ハ營業稅トノ釣合デアリマス、最初ノ御計畫ニハ地租ヲ一分輕減スルト云フコトニ對シテ、負擔輕減ノ釣合上營業稅ニ於テモ五百萬圓カヲ輕減スルヤウナコトノ計畫ニテ、テ居リマス、地租ト營業稅トハ其性質ガ違フトハ言ヒマスルモノノ、農業者ト商工業者トノ公課負擔ノ輕重問題ニハ、常ニ引合ニ出サレタ問題デアリマス、サウシテ營業稅ハ既ニ地租ヨリカハ收益ニ比較シテ、割合ガ重イト云フコトハ、彼ノ三十六年ノ稅務審査會ノ調査以來、最早數字上ニ明カナノデアリマス、ト云フコトハ、彼ノ三十六年ノ稅務審査會其時ニモ是ト釣合上、地租ヲドウスルカト云フコトニ付テ、二歩減デアルトカ、全廢デアルトカ、委譲デアルトカ大騒ギヲシタ結果、營業稅ハ其儘輕減サレタガ、地租ハ何モ輕減サレズニ濟ンデシマッタノデアリマス、所ガ今度ハ偶、此稅制改正ト云フ時ニ當テ、免モ角モ一部分ハ輕減サレルト云フコトニナッテ、ソレニ對シテ營業稅モ輕減サレテ居ラタ、所ガ地租ノ方ハ元通りニナッテ、トニナッテ、ソレニ對シテ營業稅モ輕減サレバ、而モ其地租ノ輕減サレルベキ苦ノモノガ、今度ハ半バ營業稅ヲ納メル人ナドノ負擔輕減ノ方ニ廻ハルコトニナッタノデアリマスカラ、是ニ於テ農業者ハ二重三重ノ不利益ニナルシ、營業稅ヲ納メル人ハ、二二重三重ノ利益ニナッテ來タノデアリマスカラ、負擔ノ均衡ト云フコトガ愈、大キクナッテ、營業稅ト地租トノ釣合ガ甚ダ取レヌヤウニナッテ來タノデアリマス、濱口藏相ガコトデアルト云フコトヲ、何度モ御述ニナリマシタガ、均衡ヲ圖ルノデハナイ、成程

均衡ヲ圖ルヤウニ出發號ハナツテ居リマシタガ、中途ニ引繩返^フテ不均衡ノ方ニ向イタト云フノハ、ドウ云フ理窟デアリマセウカ、吾々ハ農家ノ負擔ノ過重ヲ訴ヘマシテ、漸^ク天下ノ承認ヲ得テ、サウシテ之ヲ矯正スルノ唯一ノ機會ヲ得テ、幾ラカソヒニ向^クテ行キ居^タガ、今度ノ稅制整理ニ於テ、斯様ナ結果ニナラウトハ、實ハ夢ニマシテ居ナカッタノデアリマス、世ノ中デ能ク農村振興ト云フコトヲ言ヒマス、私共ノ要求シマス農村振興トハ、倉庫ノ補助デアルトカ、副業トカ云フモノハ末ノ末デアリマシテ、要スルニ農民ニ均等ノ機會ヲ與^ルト云フコトデアル思ウテ居リマス、産業政策ニ於テモ、租稅ニ於テモ、金融政策ニ於テモ、教育ニ於テモ、商工ニ偏セズ、都市ニ偏セズ、免モ角モ均等ノ機會ヲ與^ルト云ハセ^ト、後ハ農民自身ノ努力ニ依リ、事情ニ依^テ、テ振興セシムベシト云フコトガ、是ガ農村振興ノ道ダ^ト思フノデアリマス、所ガドウカト言ヒマスルト云フト、今議會にて置イテ、後ハ農業者ノ努力ニ依リ、事業ニ於キマシテモ、食糧政策ニ於テモ、關稅政策ニ於テモ、先ツ第一ニ要求セラレバタノハドウ云フ事デアルカト云ヒマスルト、農產物ハ成ベクダケ價ノ安イノガ國民ノ生活上宜イノデアル、言換ヘテ見ルト、農業者ノ收入ハ成ベクダケ少ナイ方ガ宜イ、斯ウ云フコトニナフテ、第一ハ非常才犠牲ガ要望サレテ居リマス、買フ人カラ言ウタラサウデアリマセウ、ケレドモ農產物ノ價格ハ、成ベク安クスルノガ宜イトシナ置イテ、ドウシテ農業者ハ收入ヲ増スコトガ出來マセウ、斯ウ云フコトニハ機會ノ均等ガ與^ルヘテアリマセウ、然ルニ又稅制整理ニ於テモ、斯ウナ^ハテ來テ居ル、是デハ農業者ハ立行ク途ハナイ、ノミナラズ、如何に一面ニ農村振興策ヲ講ゼラレテモ、到底根本ニ於テ常ニ不均衡ヲ與^ルヘテ行^フテハ、デスウ^ハヌ^ルコトモ出來ナイノデハナイカト思フノデアリマス、私ハ此三點ハ極メテ重要ニ問題デアリマスルノデ、ドウ云フ御方針デスウ^ハヌ^ルコトモ出來ナイノデハナイカト思

○國務大臣濱口雄幸君登壇
〔國務大臣濱口雄幸君登壇〕
ノニ他ノ施設ガアルノカ、其點ヲ詳細ニ伺ヒタリノデアリマス（拍手）
御質問ニ對シテ御答致シマス、御質問ハ三點デアリマシタガ、其中第一點ト第三點トハ私カラ御答ヲ致シマス、第二點ハ地方稅ノ關係デアリマスカラ、是ハ内務大臣ヨリ御答辯ニナルデアラウト思ヒマス、豫メ御斷リヲ申シテ置キマスルガ、政府ノ提案ニ係リマスル所ノ地租條例中改正法律案、之ニ對シテ特別委員會ニ於テ、先刻元田委員長カラ報告ヲセラレマシタ通り、修正ニナッタノデアリマス、此修正案ガ衆議院ヲ通過シ、貴族院ヲ通過致シマシタトキニハ、政府ハ之ニ同意ヲスルト云フコトヲ聲明ヲ致シテアリマス、只今ハ委員長ノ報告ガアッタバカリデアリマシテ、是カラ討論ニ入ラウト云フ際デアリマス、隨テ今日ニ於テ、此場合ニ於テ政府ガ此修正案ニ同意ヲスルト云フ其理由ヲ申述ベルコトハ、聊カ時期ガ早イセラレタノデアルガ、其同意ヲスルト云フト考ヘマス（「ノウ」、「拍手」併ナカラ岡田君ノ御質問ノ趣旨ハ、政府ガ貴衆兩院ヲ通過シタ以上ハ同意ヲスルト云フコトヲ聲明ヲコトニ付テ、如何ナル意見ヲ以テ同意ヲサレルト聲明サレタカ、斯ウ云フ御趣意デアルト了解ヲ致シマシテ、其時期ハ多少得テ居ナイト考ヘマスケレドモ、御質問ニ對シテ御答ヲシヤウト思ヒマス、政府ノ提案三係リマス所ノ地租一分減、之ニ對シテ委員會ハ修正ヲ加ヘ、一分減ヲ見合セルト云フコトヲ致サレタノデアリマス、而シテソレニ因テ生ズル所ノ財源ヲ以テ、教育費ノ負擔ヲ増加スルト云フノガ、委員會ノ御意見デアリマス、是ニ於テ岡田君ノ御質問ハ、地租ノ一分減ヲ行ヒマスルト云フコトハ、教育費ノ負擔ヲ増加スルト云フノガ、委員會ノ御意見デアリマス、私共ノ考ヘル所ニ依リマスレバ、タル所ノ理由如何、斯ウ云フ御質問デアリマスガ、私共ノ考ヘル所ニ依リマスレバ、於テ是ハ違テ居リマス、違テ居リマス

ガ、其歸著スル所ニ於テハ殆ド徑庭ハナイン思ヒマス(「趣意ガ違フデハナイカ」)ノウト呼フ者アリ、拍手)從來ノ實績ニ依リマスレバ、教育費ノ負擔額ノ市ト町村トニ分配ヲサレテ居リマス所ノ割合ハ、大體ニ於テ市ニ配當サレテ居ルモノガ總額ノ一割以内ニアリマス、町村ニ配當セラレテ居リマスモノガ總額ノ九割以上ニ當ルテ居リマス、而シテ田畠ノ地租ノ負擔額上云フモノヲ統計ヲ按ジマスルニ、市ニ屬スルモノガ是亦一割以内ニアリマス、町村ニ屬スルモノガ九割以上ニアリマス、其間ニ於テ固ヨリ數字上確的ニ符合ハ致シマセヌケレドモ、大體ニ於テ其歸著スル所ハ殆ド同等ニアリマス、隨テ教育費ノ増額ト云フ事柄ガ、地方ノ負擔ヲ輕減シ、殊ニ農村ノ負擔ヲ輕減セントスル趣意ニ出テ居リマス以上ハ、是非地租ノ一分減ト農村振興ニ及ボス所ノ實際ノ效果ニ於テ、殆ド異ナル所ハナイト思ヒマス(拍手)ソレ故ニ政府ニ於キマシテハ地租ノ一分減ト教育費ノ増額ト云フモノヲ取換ヘマシテモ、形式ガ違ンテモ其經濟上ノ實效ニ於テハ殆ド異ナル所ガナイト考ヘテ居リマス(拍手)第三點ハ營業稅トノ釣合如何ト云フ御質問ニアリマス、政府ノ原案ニ依リマスレバ、地租ノ一分減ニ依シテ田畠ノ負擔ヲ九百餘万圓輕減致シ、更ニ免稅點ノ設定ニ依シテ一千二百万圓ノ負擔ノ輕減トナリ、合計地租ノ輕減額ガ二千百餘万圓トナルト云フ原案デアタノデアリマス、而シテソレニ對シテ營業稅ハ大正十五年度ニ於テ、五百餘万圓ヲ輕減致シ、十六年度カラ營業收益稅ノ新設ニ依シテ、從來ノ營業稅ノ負擔ニ對シマシテ四百十七万餘圓ヲ輕減スルト云フ計畫デアタノデアリマス、此營業稅ニ對スル所ノ負擔ノ輕減ト申シマス、總テノ稅制ニ對シマシテ、他ノ稅目トノ權衡ヲモ十分ニ考慮致シ、又獨立ニ商工業者ノ負擔ヲ輕減セントスル考モアタノデリ地租ノミトノ權衡ヲ見タ譯デアリマセヌ、總テノ稅制ニ對シマシテ、他ノ稅目ト

テハ、都市ノ負擔トノ權衡ヲ見タコトハ、是ハ岡田君ノ御指摘ニナク通リデアリマスケレドモ、其都市ノ負擔ノ一分減ト云フコトヲ見合セテ、之ヲ教育費ノ増額ニ向ケマスル結果ガ、前段申上ダマスルガ如ク、實際ニ於テハ農村ノ振興ニ資シ、農村ノ負擔ヲ輕減スルト云フ結果ニナルト云フコトガ、果シテ正シ議論デアルト致シマスルナラバ、營業稅トノ釣合ニ於テ毫モ憂慮スル所ハナイデアラウト思フノデアリマス、
(拍手)大體御答ヲ致シマス

ス、是モ亦本稅ガ多クナッタ爲ニ此制限率
ガ減ジタト云フノデアッテ、負擔ノ上ニ於
テハ増加スル所ガナイト同時ニ、減少スル
所ナシ、全然同一デアルト申上ダナケレバ
ナリマセヌ(拍手)
〔岡田溫君登壇〕

○國務大臣（濱口雄幸君）　再度ノ御質問ニ
御答ヲ致シマス、一分減ト申シマスコトハ、教
育費ノ一千万ノ増額ト申シマスコトハ、先
刻モ申上ゲテ置キマシタ通り、其農村ニ及
ボス所ノ負擔ノ輕減ガ的確ニ符合スルモノ
デハアリマセヌ、併ナガラ大體ニ於テ農村
ノ負擔ノ輕減ニナルト云フコトハ、兩者大
シテ違ヒハナイト私ハ信ジマス、ソレカラ第
三點ニ付テノ再質問デアリマスガ、是ハ私
ノ説明ノ申シヤウガ惡カツタモ知レマセ
ヌケレドモ、其負擔ノ均衡ト申シマスコト
ハ、地租ノ免稅點ヲ加ヘテ申シタノデハア
リマセヌ、即チ一分減ニ依ル所ノ九百万圓
ノ減稅ト申シマスコトハ、營業稅ノ四百万
若クハ五百万ノ減稅ト云フコトガ大體ニ於
テ釣合テ居ルモノト思テ居タノデアリ
マス、然ルニ此九百万ト云フ一分減ヲ廢メ
テ、サウシテ教育費ノ増額ヲ一千万ヤリマ
ス、其一千万圓ト云フモノガ是ガ農村ノ負
擔ノ輕減ニナルト云フ以上ハ、此所ニ營業
稅トノ權衡ハ大體ニ於テ保タレルト云フ結
果ニナルト云フコトヲ申シタノデアリマス
○議長（柏谷義三君）　土屋清三郎君
○岡田溫君　議長
○議長（柏谷義三君）　マダ御質疑ガアリマ
スカ
○岡田溫君　是レ以上ハ意見ニナリマスカ
テ止メマス
〔土屋清三郎君登壇〕

見ナイノデアリマス、内務大臣ハ何故ニ此法律案ヲ提出スル前ニ於テ中央衛生會ニ御諮詢ニナラナカタノデアルカ、若シ中央衛生會ガ衛生ニ關スル諮詢ノ機關トシテ其用ヲ爲サナイモノデアルト云フナラバ、内務大臣ハ之ヲ御廢止ニナル所ノ御意見ハノイノデアリマスカ、之ヲ第一ニ御尋ヲ致シマス、第二ハ大藏大臣ハ賣藥ハ僻遠ノ地ニ於テ醫療ヲ受クルコト能ハザル者、及無產階級ノ病ノ爲ニハ確ニ必要デアル、之ニ稅ヲ課シテ居タト云フコトハ悲惨デアリ、無情ナル政治デアルト申サレテ居ルノデアリマス、果シテサウデアルナラバ、僻遠ノ地ニ醫師ノ普及ヲ圖リ、無產階級ニ對シテハ安ク治療ヲ受ケラル、ヤウニシ、貧民ニ對シテハ施療ノ途ヲ開クト云フコトガ尙更必要デハアリマセヌカ、僻村ニ醫師ヲ普及スルコト、無產階級ニ對シテ安ク治療ノ出來ルヤウニスルコト、及貧民ニ對シテ施療ノ徹底ヲ期スルト云フコトハ、醫師會ガ毎年ノ如ク建議ヲ致シテ居ルバカリデナク、現ニ内務大臣ハ自ラ醫師會ニ其方法ヲ諮詢シテ居ルノデアリマス、内務大臣ハ之ヲドウ御考ニナルノデアリマス、此點ニ付テ内務大臣ハドウ御考ニナラテ居ルノデアリマスカ、人、汝等ハ賣藥ニ依レト云フコトハ、ソレコソ悲慘ニシテ且ツ無情ナル政治デハナイヤト思フノデアリマス、有產階級ハ金ガアルカラ醫師ニ掛カレ、無產階級ヤ貧乏人、汝等ハ賣藥ニ依レト云フコトハ、ソレ第三ハ御水知ノ通り賣藥ナルモノハ、其内容ガ祕密ニセラレテ居ルノデアリマス、假ニ何ニノ病ニ效アリト效能書ニ書イテアリマシテモ、其藥ガ果シテ如何ナル成分ヨリ成ニテ居リ、幾許ノ分量ヲ含シテ居ルカト云フコトハ、製造者ト取締官廳以外ニハ何人モ之ヲ知ラレナイノデアリマス、政府ガ若シ賣藥ヲ無產階級ノ爲ニ必要ナリト致シマスナラバ、同時ニ其成分、其分量ヲ明示セラレルト云フコトガ當然デハアリマセヌカ、單ニ稅ノミヲ廢シテ、依然其内容ヲ祕密ニシ、勝手ナル價額ヲ附シテ、憐ムベキ無產階級ガ之ヲ妄信シテ買求メルニ委セテ置クト云フコトハ、是亦大藏大臣ノ言葉ヲ

○國務大臣若槻禮次郎君登壇
〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕
ノ第一點、即チ中央衛生會ニ賣藥稅ノ廢止
ニ反對シタ決議ヲシタト云フ御質問デアリ
マスガ、左様ナ決議ヲシタコトハナイノデ
アリマス、尙ホ中央衛生會ニ諮詢ヲセヌノ
ハドウ云フ譯デアルカト云フ御尋ねアリマ
スガ、賣藥其物ノコトデアリマスレバ、中
央衛生會ニ諮詢スル筈デアリマスケレド
モ、之ニ稅金ヲ課スルヤ否ヤト云フノハ、
全ク財政上ノ問題デアリマスカラ、ソレ故
ニ中央衛生會ニ諮詢致サヌノデアリマス、
第二問ハ御質問ニナル點ガ能ク私了解出来
ナカタノデアリマスガ、御質問ハ賣藥稅
ヲ廢スルノハ貧民稅ヲ廢スルト云フコトデ
アルヤウデアル、ソレナラバ何故貧民ノ醫
療ニ付テ、モト努力セヌカト云フ御質問
ノヤウニ伺タノデアル、若シソレデアリ
マスナラバ、政府ハ此上ニモ貧民ノ醫療ニ
付テハ十分ニ努力スル考デアルノデアリマ
ス、第三ニハ賣藥稅ヲ廢スルナラバ、賣藥
ニハ其成分ヲ書カシメルヤウニシタラ宣力
ラウト思フガ、左様ニ爲スヤ否ヤ、斯ウ云
フ御質問デアリマス、此點ニ付テハ昨日特
別委員會ニ於テモ質問ガアリマシタ當時、
私ハ申述ベテ居ルノデアリマスガ、賣藥ノ
中ニハ其成分ヲ書カシメルト云フコトガ困
難ナルモノガアリマスノデ、懲ク左様ニス
ルト云フ譯ニハ參リマセヌケレドモ、尙ホ
十分講究シテ適當ノ立法ガ出來ルナラバ、
立法スルコトニ努メマスト云フコトヲ昨日
御答ヲシテ居ルノデアリマス、之ヲ繰返シ
テ更ニ土屋君ニ御答致シマス（拍手）
○議長（柏谷義三君） 武藤山治君
○土屋清三郎君 議長
○議長（柏谷義三君） 土屋君、マダ御質問
デスカ

○土屋清三郎君　一寸簡單ニ
イ———土屋君
○議長(柏谷義三君)　武藤君一寸仰待下サ
法ヲ廢止スルコトニ付テ中央衛生會ニ反對
ノ決議ガナイト云フコトヲ仰答辯ニナリマ
シタガ、私ノ承ル所ニ依リマスルト、中央
衛生會ノ多數ノ者ハ、此意見ヲ提出シテ決
議ヲ致シタノデアリマスルガ、山田衛生局
長ガ、事重大ト見テ内務大臣ニ提出スルコ
トヲ極力阻止スベク奔走中デアルト云フコ
トデアリマスガ、是ハ如何デアリマス
〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕
○國務大臣(若槻禮次郎君)　私はハ正式ニ委
員會ノ報告ヲ受ケナイ以上ハ、委員會ニ事
ガナカヽタト見ルノ外ハナイノデアリマス、
何等私ハ報告ヲ受ケテ居ラナイノデアリマ
ス(拍手)
○議長(柏谷義三君)　武藤山治君
〔武藤山治君登壇〕
○武藤山治君　私ハ營業収益稅法案ニ付
テ、元田委員長ニ仰尋シタイト考ヘマス、
併ナガラ慣例ニ依リマシテ、幸ニ濱口大藏
大臣ヨリ御答辯ヲ賜ヘリマスルナラバ、一
層仕合セト考ヘル者デアリマス、今回政府
ハ營業稅法ヲ廢シテ、之ニ代ルニ營業収益
稅法ヲ提出セラレタノデアリマス、商工業者
ガ營業稅法ニ反對ヲ致シマシタノハ、國費ノ
負擔ヲ拒ムガ爲ニアラズシテ、營業稅法ノ
不公平ニシテ、其煩瑣ナル手續ノ爲ニ苦ム
ガ爲デアリマス、而シテ今回政府ノ御提出
ニナリ、委員會ヲ通過致シマシタ此營業收
益稅法ニ依リマシテ、從來ノ營業稅法ニ於
テ、營業者ガ極メテ不公平ナリトシテ居ラ
タ所ノ一部分ノ弊害ハ、除去サル、コト、
ナツタノデアリマス、併ナガラ此新ニ政府
營業収益稅法ニ依リ、徵稅ノ上ニ非常ナル
齊聲ヲ感ズルニ至テ居ルノデアリマス、
此營業収益稅法ニ依リマスルト、純益四百
圓以上ニ達スル場合ニハ、營業稅ヲ課セラ
ル、ト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、

一見此法文ノ上カラ見マスレバ、極メテ公平デアリ、其徵稅が容易ナルガ如ク見エルノデアリマス、併ナガラ之ヲ大減省ヨリ實際稅務署ニ渡シテ、稅務署ヨリ徵稅スル場合ニ於キマシテハ、私ハ幾多ノ不公平、幾多ノ徵稅上ノ困難ガ起リハセヌカト云フコレト云フコトヲ證明スルガ爲ニ、第二十五條ニ於テ、稅務官吏ト争ヒノ起々場合ニヲ憂フルノデアリマス、試ニ一例ヲ舉ダテ見マスレバ、收益ノ純益ガ四百圓ニ達スルト云フコトヲ證明スルガ爲ニ、完全ナ帳簿ヲ備ヘハ、帳簿ノ検査ヲ受ケナケレバナラスト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、若シ非常ナ資本ノ薄イ所ノ小賣商人ガ、一々其店ノ純益ヲ證明スル爲ニ、完全ナ帳簿ヲ備ヘナケレバナラスト云フコトニナリマスレバ、夫婦ト子供デ商賣ヲシテ居ルヤウナ店ニ於テハ、一人ノ簿記方ヲ雇ハナケレバナラヌト云フ結果ニ到著スルノデアリマス、故ニ此營業収益稅法ハ、一見從來ノ營業稅法ノ不完全ナル所ヲ改メラレタ如クデアリマスケレドモ、其不完全デアリ、不公平デアリ、煩瑣ナ手續、爭ヒト云フモノハ、寧ロ上ノ方カラシテ下ノ方ノ多クノ小賣商人ト稅務官ノ間ニ私ハ移リハセヌカト云フコトヲ憂フルノデアリマス、此點ニ付テ委員會ニ於テハ、必ズ十分ナル論議ヲ政府委員トノ間ニ戰ハサレタコト、信ズルノデアリマス、而シテ政府ハ之ニ對シテ相當ニ納稅者ニ安心ヲ與ヘル所ノ方法ヲ御述ベニナツタ考ヘルノデアリマスガ、私ノ希望スル所ハ、ドウカ此席ニ於テ、再ビ藏相ヨリ此二十五條ヲ適用スルコトガナイカ否ヤ、此二十五條ヲ既ニ法律トシテ通過致シマシタ以上ハ、必ず稅務官吏ニ於テハ、此二十五條ニ依テ極ナルモノヲ適用シナシ、實際ニ於テハ之ヲ用ヒナイト云フコトヲ、再ビ此本會ニ於テ御辯明ヲ賜ハリマシタナラバ、一層私ハ世間ニ向テ安心ヲ與フルト思フノデアリマス(拍手)

○國務大臣(濱口雄幸君) 武蔵君ニ御答ヲ致シマスルガ、營業者ノ帳簿ノ検査ニコトニ付キマシテハ、御承知ノ通り現行法ニ於テ其規定ガアルノデアリマス、而シテ此帳簿検査ノ規定ニ付テハ、此度ノ營業収益税法ニ於キマシテモ、少シモ現行法ヲ變へマセヌデ、其儘費用シタル所ノ規定ヲ設ケテアリマス、營業者ノ純益ガ四百圓ニ達スルヤ否ヤ、又四百圓以上幾ラデアルカト云フユトヲ知ルガ爲ニ、第一ニ當業者ノ申告ニ俟ツコトハ勿論デアリマス、其申告ガ幸ニ致シマシテ、政府ノ見ル所ト一致ヲ致シマスレバ、是ハ極メテ問題ハ簡単ニアリマス、若シ當業者ガ申告ヲ或ハ偽リ、或ハ其所得ヲ隠蔽スルト云フガ如キ弊風ガアリマスルニ於テハ、相當ノ方法ニ依リマシテ、ソレヲ是正スル外ニハ途ガナイノニアリマス、從來ニ於テモ、賣上金高二千圓以上デアルカ、或ハ以内デアルカト云フコトヲ區別ヲ致シ、又其賣上金高ガ一千圓デアルカ、二千五百圓デアルカト云フコトヲ知ルガ爲ニ、濫ニ帳簿ノ検査ヲスルコトハナイト心得テ居リマス、此度ノ収益税法ニ於キマシテモ、其點ニ付テハ大藏省ト致シマシテ、相當ナル所ノ取締ヲ致ス考デアリマス、從前ノ如ク存續スル必要ノアルト云フコトハ、現在ノ情勢ニ照シマシテ済ニ已ムヲ得ナイコトデアリマス、唯、政府ノ希望スル所ハ、政府ノ調査ノ周密ト云フコト、當業者ノ申告ノ誠實ト云フコト、相俟ツオ議長(柏谷義三君) 是ヨリ討論ニ入リマス、通告順ニ依ツテ發言ヲ許シマス、三土忠造君

(拍手)
〔三土忠造君登壇〕
○三土忠造君 私ハ只今議題ニ供セラレテ居リマスル諸法案ニ付キマシテ、委員長ノ先刻ノ御報告中教育費ノ増加、即チ義務教

育費國庫負擔法ノ改正ハ算成致シマシテ、其他ノ諸法案ニ付キマシテハ之ニ反対ヲ致ス者デアリマス、而シテ吾々同志ノ提案ニ云フコトヲ要求スル者デアリマス(拍手)先般フコトヲ要求スル者デアリマス(拍手)先般ル外一件、所謂地租委譲法案ヲ此際議決致シマシテ、之ヲ基礎トシテ政府ニ於テ國稅、地方稅ノ一般ノ立直シヲ爲スベシト云御説明申上げマシタ際ニ、詳細ニ陳述シマシタル通り、吾々ハ、我國ノ國稅地方稅ノ膨脹ノ趨勢、國民負擔ノ實狀ニ是ガ社會人心ニ及ボス影響ヲ考ヘマシテ、稅制整理ヲ致シマスニ付キマシテハ、國稅モ固ヨリ必需要デアリマスケレドモ、一層地方稅ノ整理ヲ必要ト致スノデアリマス、而シテ地方稅ノ整理ヲ致シマスルノニハ、國稅モ固ヨリ確實ナル財源ヲ撤廢シテ、之ヲ市町村ニ委譲スルニ非スンバ、眞ニ公正適切ナル稅制整ヨリ此提案中ニハ吾々ニ於キマシテモ妥當ト認ムベキモノモ段々アリマスケレドモ、根本ノ整理方針ト致シマシテ、政府ハ國稅ノ整理案ト地方稅ノ整理案ヲ全然別箇ノモノニ抜ハレテ居ルノデアリマス、即チ國稅ハ國稅ノ範圍ニ於キマシテ増減差引ヲ付ケ、地方稅ハ地方稅ノ範圍ニ於別ニ増減差引ヲ致シテ居ルノデアリマスカラシテ、此根本ノ整理方針ニ於キマシテ遺憾ナガラモノニ付キマシテ、政府ハ國稅ノ範圍ニ於キマシテ、此營業収益税法ガ完全ニ施行スルニ至ランコトヲ切ニ希望スル次第デアリマス(拍手)

○議長(柏谷義三君) 是ヨリ討論ニ入リマス、通告順ニ依ツテ發言ヲ許シマス、三土忠造君

〔三土忠造君登壇〕
○三土忠造君 私ハ只今議題ニ供セラレテ居リマスル諸法案ニ付キマシテ、委員長ノ先刻ノ御報告中教育費ノ増加、即チ義務教

吾ノ提出ニ係ル所謂地租委譲法案ヲ議決致シ、政府ニ於テ此基礎ノ上ニ國稅地方稅ニ關スル總テノ新案ヲ立直シテ、議會ニ提出ス(ヒヤー)「拍手」諸君、政府ハ今回ノ整理案提出ニ際シマシテ、此整理ノ方針ニ付キマシテハ果シテ九千五六百五六十ト云フ、此政府ノ聲明ヲ全然裏切テ居ルモノガ澤山アルノデアリマス(拍手)即チ負擔ノ權衡ガ却テ失ハレ、社會政策的ノ方針ニ背キ、產業ノ發展ヲ阻害スルト云フ結果ニ終ルベキ所ノ改正ガ澤山含マレテ居ルノデアリマス(ヒヤー)「拍手」第一ニ吾吾ハ今日ノ内外ノ情勢、經濟界ノ實況カラ考ヘマシテ、國稅地方稅ヲ通ジテ整理ヲ致シマスルト云フ、假令減稅ハ行ハレヌト致シマシテモ、少クトモ增稅ノ結果ヲ見ルコトハ断ジテ許サヌノデアリマス(ヒヤー)「然ルニ政府ノ御提出ニナリマシタ各案ヲ吟味致シマスルト云フ、政府ノ計算ニ於キマシテハ減稅ト云フ算盤ニナラテ居リマスケシテモ、少クトモ增稅ノ結果ヲ見ルコトハ

吾ハ今日ノ内外ノ情勢、經濟界ノ實況カラ考ヘマシテ、國稅地方稅ヲ通ジテ整理ヲ致シマスルト云フ、假令減稅ハ行ハレヌト致シマシテモ、少クトモ增稅ノ結果ヲ見ルコトハ断ジテ許サヌノデアリマス(ヒヤー)「然ルニ政府ノ御提出ニナリマシタ各案ヲ吟味致シマスルト云フ、政府ノ計算ニ於キマシテハ減稅ト云フ算盤ニナラテ居リマスケシテモ、少クトモ增稅ノ結果ヲ見ルコトハ

ノ傳統的ニ成ベク確實ニ見積リマスル結果ト致シマシテ、斯様ナ數字が現レテ參リマスノデアリマスケレドモ、吾々ハ政治家のノ眼光ヲ以テ、之ヲ此儘受取ル譯ニハ參リマセヌ、其一二ノ例ヲ舉ダテ見マスルト云フト、例ヘバ煙草ノ値上デアリマスガ、煙草ノ値上ニ依テ平年度ニ於テ一千二百一十五圓ノ增收ニナルト云フノガ政府ノ計算デアリマス、然ルニ最近ニ於ケル大正十四年度ノ豫算書類ニ依テ調べテ見マスルト、政府ガ煙草ノ賣下ニ依ル收入ハ二億四千万圓ト見積、テ居ルノデアリマス、勿論値上ニ依リマシテ需要ノ減少、品質ノ低下上云フコトハアリマセウケレドモ、是迄ノ數回ニ於ケル煙草値上ニ實績カラ考ヘテ見マシテモ、直ニ是ガ恢復スルト云フノガ是迄ノ關係ニ於キマシテ、平年度ニ於キマシテハ收入ヲ合シマシテ、增收ニナルモノガ八千二百七十萬圓(誰ノ計算ダ)ト呼フ者アリ)、

政府ノ御提案中、各案ニ付キマシテハ妥當ト認ムルモノモ多々アリマスケレドモ、其妥當ト認ムベキモノハミヲ茲ニ協賛ヲ與ヘテ、而シテ其他ノモノヲ否決スルト云フ譯ニ參リマセヌ、吾々ハ稅制ノ整理ハ各案ヲ通ジテ是ガ一箇ノ有機的體ヲ成シテ居ル、當ト認ムベキモノハミヲ茲ニ協賛ヲ與ヘテ、謂ハシ不可分の關係ニ在ルモノト考ヘテ居リマス、故ニ其一部ニ協賛ヲ與ニテ、他ノモノヲ否決スルト云フ譯ニ參リマセヌ、故ニ已ムヲ得ズ、茲ニ吾々ハ一先ヅ政府ノ提案全部ヲ否決致シマシテ、此際吾

ルカ、政府ハ今回酒類ニ付キマシテハ一石七圓ノ増稅ヲ行フト云フノデアリマスガ、之ニ依ル平年度ノ收入增加ヲ二千七百九十五圓ト見テ居ラレルノデアリマス、然ルニ最近ノ最モ前年度ノ持越ノ多クシテ、査定石數ノ少ナカッタ大正十三年ハ如何カト申シマスト云フト、大正十三年ノ清酒、濁酒、味淋、燒酎等ノ査定石數ノ總高ハ五百七十九万石デアリマス、而シテ酒ニ付キマシテモ最近ニ於テ大正六年、大正九年ノ兩度ニ舊致シテ居リマス、今回ノ値上ニ依リマシテモ、私共ハ直ニ此消費ノ數量ハ恢復致シテ來ルモノト見マスカラシテ、一二年ノ中ニハ平年度ノ需要ニ復シマスト見マスルナラバ、此酒ノ値上ニ依ル收入ハ少クトモ四千万圓位ヲ計上シナケレバナラヌト思ヒマス、然ルニ之ヲ一千七百九十万圓ト見テ居ルノデアリマスカラ、此間ニモ千二百万圓ノ差ガ生ズルノデアリマス(拍手)尙ホ一例ヲ舉ダマスト云フト、最モ近頃問題ニナツテ居ル營業稅デアリマス、政府ハ只今ノ營業稅ヲ改メテ營業収益稅ニ爲サルノデアリマスガ、之ニ依フテ四百万圓ノ國庫減收ヲ來ス計算ニナツテ居リマスケレドモ、全國商業會議所聯合會ノ調査ニ依リマスト云フト、全國ヲ通ジテ法人ノ營業稅ノ增加額ノミニテモ千六百五十萬圓ト云フ計算ヲ出シテ居リマス、吾々ノ計算ニ依フテモ、略、之ニ近イモノガ出テ參ルノデアリマス、殊ニ營業稅中ノ最モ主要部分ヲ占メル所ノ物品販賣業デアリマスガ、其物品販賣業ノ中デ最も主ナル營業ニ付キマシテ、四十種ヲ擇ンデ取調べテ見マスルト、之ニ依フテ新舊稅法ニ依ル負擔ノ増減ヲ比較シテ見マスルト、四十種ノ中デ新稅法ニ依フテ負擔ノ増加ニナリマスモノガ、卸賣業ニ於キマシテ二十八種、小賣ニ於キマシテ二十九種デアリマシテ、負擔ノ輕減ニナリマスモノハ卸賣ニ於テ十二、小賣ニ於テ十一ト云フ割合ニナルノデアリマス、之ヲ以テ考ヘテ見マシテモ、營業稅ノ收入ハ減少所デハアリ

マセヌ、非常大増加ニナルノニアリマシテ、營業者ニ對シマシテハ減稅ナクシテ
増稅ニナルノニアリマス、(ニヒヤ)「拍手」其他麥酒、清涼飲料稅、或ハ資本利子
稅等ニ付キマシテモ同様ニアリマシテ、吾吾ノ計算ニ依リマスト云フト、少クトモ六
千万圓程度ノ增稅ニナルト思ヒマス、更ニ
政府ハ今回政友本黨トノ妥協ニ依リマシテ、地租ノ一分減ヲ見合ハサレマシタノデ
アリマスカラ、是ガ減稅カラ差引カレマシテ、即チ增稅ハ七千萬圓以上ニナルノニア
リマス(拍手)尙ホ關稅ノ收入ハ別箇ノ問題
デアリマス、濱口大藏大臣ハ、關稅ハ他ノ
國稅トハ全然別箇ノ問題トシテ考ヘンケレ
バナラヌ、稅制整理ニ於キマシテ關稅ノ改
正ニ依ル收入増加ヲ見積ルコトハ宜シクナ
イト、斯ウ云フ御議論ニアリマス、吾々モ
關稅改正ノ調査ニ著手スル其方針ト對シマ
シテハ、濱口大藏大臣ト全ク同様ノ意見ヲ
持ツテ居ルノニアリマス、關稅改正ニ當
テ、國庫ニ如何ナル收入ヲ生ズルト云フコ
トヲ先ゾ目安ヲ極メテ置イテ、關稅ノ改
正スルコトハ斷ジテ許シマセヌ、併ナガラ
最早政府ハ關稅改正ノ一般法律案ヲ制定致
シマシテ、議會ニ之ヲ提案シ、之ニ依ル收
入ハ幾ラカト云フコトハ、既ニ明瞭ニナッテ
居ルノニアリマスカラシテ、此場合ニ於キ
マシテ、關稅ニ依ル增收ヲ他ノ國稅ノ整齊
ト同時ニ之ヲ混淆シ、差引イテ按排スルト
云フコトハ固ヨリ當然デアルト私共ハ考ヘ
ル(拍手)然ルニ大藏大臣ハ關稅ノ收入約二
千万圓ト云フモノハ、國稅ノ整理トハ別箇
ノモノ上云フノニアリマス、之ヲ加ヘマス
ト云フト九千万圓、吾々ノ計算ニ依リマス
ト云フト、政府ノ關稅改正案ヲ其儘認メル
ト致シマシテモ、政府ノ見積テ居ルヤウ
ニ一千九百三十万圓ト云フヤウナ少額ナル收
入デハアリマセヌ、恐ラク三千万圓以上ノ
收入ガアルト思ヒマスガ、左様ニ計算致シ
テ見マスレバ、一般國稅及關稅ノ改正ニ依
ル政府ノ增收ヲ來シマスル、即チ法律ノ改
正ニ依テ増加致スベキ收入ハ殆ド一億圓
ニナルノニアリマス(拍手)是ガ即チ國民ニ

對スル増税デアリマス、吾々ハ最初ニモ申上ダマシタ通り、今日ノ内外ノ情勢並ニ經濟界ノ實狀カラ考へマシテ、稅制整理ヲ致シマスル場合ニ於キマシテハ、減稅ガ出來レバ、減稅ヲ致シタイト云フノデアリマス、増稅ヲスルト云フコトハ斷ジテ許スベカラザルコトデアルト考ヘルノデアリマス〔ヒヤヒヤ〕濱口大藏大臣ノミナラズ、憲政會ノ諸君ハ、在野時代ニ於キマシテハ常ニ國民負擔ノ輕減ヲカ說セラレ〔其通り〕ト呼フ者アリ〕減稅ノ提案ヲサレタコトモ一再ナラズデアリマス、殊ニ私ハ此場合ニ於キマシテ濱口君ガ此議場ニ於テ、減稅法律案ヲ提案致サレマシタ議論ノ一部ヲ想起サレンコトヲ希望致スノデアリマス〔拍手〕大正十二年ノ二月頃デアツタ考ヘマス、即チ加藤友三郎内閣ノ時分ニ、憲政會ノ諸君ハ減稅法律案ヲ提案サレマシテ、濱口君ハ當時憲政會ノ代表サレマシテ、此壇上ニ於テ堂々タル意見ヲ述ベラレタノデアリマス、其中ノ最モ私共ノ注意致サンケレバナラヌ所ハ、極メテ簡単デアリマスカラ私ハ茲ニ申上ダマスガ、濱口君ハ斯様ナコトヲ申サレタノデアリマス「國民思想ノ變化頗ル注意スベキモノアル今日ノ場合、政治家ガ自分ノ無能若クハ怠慢ヲ蔽ハング爲ニ、其必要モナキニ拘ラズ、國民ノ愛國心ヲ濫用シテ、國家警憲ノ場合ニ負擔セシメタル租稅ノ輕減ヲ怠ルガ如キハ、斷ジテ國ヲ治メ民ヲ率キル所以ノモノニアズト思ヒマス」此所マデ濱口君ハ極論サレマシテ、減稅ノ必要ヲ高調力說サレタノデアリマス〔其當時ハ當然ナコトダ」ト呼フ者アリ〕國民ノ思想ノ變化頗ル注意スベキモノアルコトハ、今尙ホ昨ノ如シデアリマス、經濟界ノ不振ニシテ國民ガ負擔ノ重課ニ苦シニ居ル状況モ、大正十二年ト今日ト變りハアリマセヌ、故ニ濱口君ガ眞ニ國民負擔ノ輕減ヲ計畫サレ、今日其當時ノ國民ノ負擔ガ重減キニ失スルト云フコトヲ感ゼラレテ、此議論ヲサレタナラバ、私ハ今日尙ホ同様ノ意

見ヲ持シテ思テナケレバナラヌト思フノテ
アリマス(拍手)然ニ(「地震ハドウシタ」
ト呼フ者アリ)如何ニ在野時代ノ御意見ト
ハ云ヒナカラ、人ヲ責ムルコト斯ノ如ク嚴
肅ニシテ、而シテ自ラ朝ニ立ツヤ減税ヲ斷行
セザルノミナラズ、右申スヤウナ非常ナル
増税案ヲ出シテ議會ノ協賛ヲ求メルト云フ
コトハ、政治家トシテノ責任觀念ヲ疑フノ
デアリマス(拍手)殊ニ尙ホ濱口君ハ其當時
ノ御演説ニ於キマシテ、斯ウ云フコトヲ申
サレタノデアリマス「重税ノ鎮ガ國民ノ手
足ニ搦ミ附イテ如何ニ其自由ノ活動ヲ妨ダ
テ居ルカト云フコトヲ思ハナイ」即ち當時
ノ内閣諸公ハ、重税ノ鎮ガ國民ノ手足ニ搦
ミ附イテ、是ガ爲ニ國民ガ自由ノ活動ガ出
來ナイト云フヤウナ悲慘ナル狀態ニ在ルノ
ヲ思ハナイカト言ウテ責メタノデアリマス
ス、然ルニ租稅負擔ハ其後少シモ減ジテ居
リマセヌ、然ルニ今日ニ於キマシテ是程
マデ主張シタル濱口君ガ大藏當局トナッテ
結果ニ於テ増税ニナルヤウナ稅制案ヲ出シ
マスルト云フコトハ、最早今日ニ於キマシ
テハ重税ノ鎖ハ國民ノ手足カラ取去ラレタ
リト考ヘテ居ルノデアリマセウカ(發言ス
ル者多シ)

呼フ者アリ)故ニ私ハ今日ノ場合ニ於テ政
府ガ甚シキ減税ヲセヌト云フコトヲ責メル
ノデナクシテ、前ニハ左様ナ強イ議論ヲ唱
ヘテ居テ、即チ在野時代ニハ左様ナ嚴肅
ナ意味ノ減税論ヲ唱ヘテ居タ演口藏相ガ、
今日減税ヲセザルノミナラズ、増税ノヤウ
ナ計畫ヲ立テルト云フコトガ、不都合ニア
ルト云フコトヲ責メルノデアリマス(拍手)
次ニ税制諸案ヲ比較致シマスト云フト、直
接國稅ニ於キマシテハ却テ減税ニナッテ居
リマシテ、間接稅ニ於キマシテ増税ニナッ
テ居ルノデアリマス、是ハ即チ政府ノ計算
ヲ信ジテ爾カ申スノデアリマス、政府ノ吾々
ニ示サレマシタル計算ニ依リマシテモ、地租、
所得稅、營業稅、相續稅、資本利子稅等ニ於
キマシテ、差引致シテ見マスト云フト、增稅
ニナリマスルモノガ二千百萬圓、減稅ニナリ
マスルモノガ三千五百七十萬圓、差引一千四百
七十萬圓ノ減稅ニナルト云フ計算デアリマ
ス、然ルニ間接稅ノ方ハ如何カト申シマス
ト云フト、是亦政府ノ計算ニ依リマシテ、間
接稅ハ五千四百十萬圓減稅ニナッテ、六千
七十萬圓ノ增稅ニナッテ居リマス、差引六百
六十萬圓ノ增稅ニナル上云フノガ政府ノ示サ
レタル計算デアリマス、即チ政府ノ計算ヲ
其儲信ジマシテモ、直接稅ニ於テハ一千四
百七十萬圓ノ減稅トナリ、間接稅ニ於テハ
却テ六百六十萬圓ノ增稅ニナルノデアリマ
ス、然ルニ吾々ノ計算ニ依リマスレバ、尙
ホ此六百六十萬圓ニ止マラズ、恐ラク間接稅
ノミノ差引ヲ致シマスト、四千五百万圓ノ
增稅ニナルト思ヒマス、諸君、近代各國ノ
租稅政策ハドウナッテ居リマセウ、時代ノ進
ムニ從ヒ、經濟界ノ推移ニ伴ウテ、所謂社會
政策ノ方針ニ依リマシテ、成ベク租稅力
ノ大キイモノニ負擔ヲ重クシ、擔稅力ノ少
キ所ノモノニ負擔ヲ輕減スルト云フノガ、
世界各國一般ノ傾向デアリマス、然ルニ今
日國稅地方稅ヲ通ジテ一般整理ヲ行フニ際
シマシテ、有產階級ノ負擔ニ屬スル直接受
稅ノ方ハ寧ロ輕減ヲ致シ、無產階級モ共ニ
負擔ヲスル所ノ間接稅ニ對シテ、巨額ノ增
稅ヲ行フ如キハ、吾々ハ時代錯誤ノ甚シキモ

ノト考ヘルノデアリマス、次ニ社會政策ノ
見地カラ考ヘマスト、政府ノ社會政策的減
稅增稅ト云フ中ノモノバカリヲ引抜イテ考
ヘテ見マスト云フト、減稅ニナリマス所ノ
モノハ極メテ輕微ナモノデアリマシテ、增
稅ニナリマス所ノモノハ一ツニ固マツテ、観
ニ示サレマシタル計算ニ依リマシテモ、地租、
所得稅、營業稅、相續稅、資本利子稅等ニ於
キマシテ、差引致シテ見マスト云フト、增稅
ニナリマスルモノガ二千百萬圓、減稅ニナリ
マスルモノガ三千五百七十萬圓、差引一千四百
七十萬圓ノ減稅ニナルト云フ計算デアリマ
ス、然ルニ間接稅ノ方ハ如何カト申シマス
ト云フト、是亦政府ノ計算ニ依リマシテ、間
接稅ハ五千四百十萬圓減稅ニナッテ、六千
七十萬圓ノ增稅ニナッテ居リマス、差引六百
六十萬圓ノ增稅ニナル上云フノガ政府ノ示サ
レタル計算デアリマス、即チ政府ノ計算ヲ
其儲信ジマシテモ、直接稅ニ於テハ一千四
百七十萬圓ノ減稅トナリ、間接稅ニ於テハ
却テ六百六十萬圓ノ增稅ニナルノデアリマ
ス、然ルニ吾々ノ計算ニ依リマスレバ、尙
ホ此六百六十萬圓ニ止マラズ、恐ラク間接稅
ノミノ差引ヲ致シマスト、四千五百万圓ノ
增稅ニナルト思ヒマス、諸君、近代各國ノ
租稅政策ハドウナッテ居リマセウ、時代ノ進
ムニ從ヒ、經濟界ノ推移ニ伴ウテ、所謂社會
政策ノ方針ニ依リマシテ、成ベク租稅力
ノ大キイモノニ負擔ヲ重クシ、擔稅力ノ少
キ所ノモノニ負擔ヲ輕減スルト云フノガ、
世界各國一般ノ傾向デアリマス、然ルニ今
日國稅地方稅ヲ通ジテ一般整理ヲ行フニ際
シマシテ、有產階級ノ負擔ニ屬スル直接受
稅ノ方ハ寧ロ輕減ヲ致シ、無產階級モ共ニ
負擔ヲスル所ノ間接稅ニ對シテ、巨額ノ增
稅ヲ行フ如キハ、吾々ハ時代錯誤ノ甚シキモ

ノト考ヘルノデアリマス、次ニ社會政策ノ
見地カラ考ヘマスト、政府ノ社會政策的減
稅增稅ト云フ中ノモノバカリヲ引抜イテ考
ヘテ見マスト云フト、減稅ニナリマス所ノ
モノハ極メテ輕微ナモノデアリマシテ、增
稅ニナリマス所ノモノハ一ツニ固マツテ、観
ニ示サレマシタル計算ニ依リマシテモ、地租、
所得稅、營業稅、相續稅、資本利子稅等ニ於
キマシテ、即チ減稅ニ於キマシテハ通行
稅ヲ數ヘマスガ、先づ通行稅ニ取テ見マ
スト云フト、通行稅ニ廢シマシタル結果、
果シテ通行稅ヲ今日拂ケテ居ル者ガ負擔ガ
減ゼラレルカ否カト云フコトハ一ツノ疑問
デアリマス、併ナガラ此政府ノ減稅ニ依
テ——廢稅ニ依ツテソレダケ通行者ガ負擔
ガ輕減サルモノト計算ヲ致シマス、又賣樂
印紙稅ノ廢止モ同様デアリマシテ、之ニ依
テ果シテ減稅シタダケ需要者ノ負擔ガ輕減
サレルヤ否ヤ上云フコトハ疑問デアリマス、併
ナガラ是亦是ダケ負擔ガ輕減サレルモノト假
定ヲ致シテ計算ヲスルノデアリマス(ソレ
位ノコトガ分ラヌカ)ト呼ヒ其他發言スル
者多シ)

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス
○三土忠造君(續) 織物消費稅ノ如キ頗ル
巨額ノ減稅ニナルヤウニ見エマスルケレド
モ、農家若クハ純勞働者ノ一已ニ取テ考
ヘマスレバ、大シテ負擔ノ輕減デアリマセ
ヌ、然ルニ酒、煙草ノ增稅若クハ値上ニ至
リマシテハ、之ヲ需要スル者ニ取リマシテ
ハ非常ニ觀面ニ固マツタ負擔ガ重ナッテ參ル
ノデアリマス、何レ詳細ナルコトハ同志ノ
討論ニ譲リマスガ、私共ノ大體計算致シタ
所ニ依リマスト、全然此無產階級ニ屬スル
ト私ハ思フノデアリマス(ヒヤー)(拍手)
以上ハ國稅ニ付テ申スノデアリマスガ、更
ニ地方稅ニ付テハ如何デアリマセウ、地方
稅ニ付テモ同ジク細民ノ負擔が増加致シテ、
資產階級ノ負擔が減少致スノデアリマス、
政府ハ今回府縣戶數割及家庭稅ヲ廢止シ
テ、是ガ補填ノ財源ト致シマシテ、市町村
現政府トシテ、如何ニモ矛盾撞著極マル事
ト私ハ思フノデアリマス(ヒヤー)(拍手)
ノデアリマス(拍手)斯ノ如ク、政府ハ減稅
ヲ行フベキトキニ方ツテ、寧ロ增稅ヲ行ヒ、負
擔ノ公正ヲ圖ルコトヲ提唱シナガラ、其結果
來ナイノデアリマス、即チ現在ノ府縣戶數
割ノ賦課ニ於ケルヨリモ、新ニ設置致シマ
ス所ノ家庭稅ノ賦課ノ方ガ、遙ニ細民ノ負
担ヲ增加シテ、資產階級ノ負擔ヲ減少スル
ノデアリマス(拍手)斯ノ如ク、政府ハ減稅
ヲ行フベキトキニ方ツテ、寧ロ增稅ヲ行ヒ、負
擔ノ公正ヲ圖ルコトヲ提唱シナガラ、其結果
ニ於テ不公正ニ陥リ、社會政策ヲ高調シテ、
最モ非社會政策の稅制ヲ確立シ、產業ノ發
展ヲ力説シテ、所得稅、營業稅等ノ負擔ハ
却テ增加致シテ居ルノデアリマス、斯ノ如
ク不條理極マル所ノ成案ヲ得マシタ原因
ハ、何所ニ在ルカト申シマスト、吾々ノ考
デハ、稅制整理ノ根本方針ヲ誤、テ居ルト
思フノデアリマス(拍手)ヒヤー(即チ演
口太減大臣モ、若櫻内務大臣モ、地方ノ稅
制ニ付キマシテハ、餘リ重キヲ置カレヌヤ
ウデアリマス(ノウー)寧ロ國稅ノ整理ニ
重キヲ置イテ、地方ノ稅制ノ整理ヲ輕ク見
テ居ラレタト云フコトガ、其一ツノ誤リノ
原因デアリマス(拍手)ソレカラ所マデ在野
時代ニ、不完全ナル不十分ナル調查ニ依
テ、長ク提唱致シテ居リマシタル所ノ黨議ニ
因ハレテ、而シテソレヲ強行ハント欲ス
ルガ爲ニ、此所ニ無理ガ生ジタノデアリマ
ス(ヒヤー)(拍手)ソレハ政友會道ヤナイ
カ(ト呼フ者アリ)第三ニハ學究的ノ理論ニ
因ハレマシテ、社會ノ實情ニ副ハナイモノ
が出來テ居ルノデアリマス、吾々ハ稅制整
理ト申シマスレバ、國稅ヨリモ地方稅ニ重
キヲ置イテ、地方稅ノ整理ヲ主トシ、國稅
ノ整理ヲ從トシテ、相並ンデ整理スルニ非

(拍手)以上ハ政府ノ最初ノ提案ニ付テ申述
ベタノデアリマスガ、今回政府ト憲政會ト
本黨ノ諸君トガ妥協セラレマシテ、妥協ノ下ニ
別箇ノ成案ヲ得タノデアリマス、此成案ニ依
リマスト云フト、地租ノ一分減ヲ見合セテ、
而シテ教育費ノ國庫貢擔額ヲ一万圓増加スル
ト云フノデアリマス、是ガ骨子デアル、其代
ニ政友本黨ノ諸君ハ、他ノ政府ノ提案ヲ全部
丸呑ニスルト云フノデアリマス、是ニ於キ
マシテ私共ハ甚ダ不可解ニ考ヘルノデアリマ
スガ、濱口大藏大臣ガ稅制諸案ヲ提案サ
レマスル前ニ、屢々此計畫ヲ言明サレマシ
テ、此稅制案ナルモノハ一ツノ團體ヲ成
シテ居ルモノデアル、脈絡相貫通シテ居ルノ
デアルカラシテ、其中ノ一ツニ手ヲ加フレバ、
ドウシテモ他ニ加ヘナケレバナラヌ、故ニ
之ニ對シテハ寸毫モ手ヲ加ヘルコトハ出來
スト云フ凡識ヲ以テ進シテ來タノデアル、
又三派協調内閣ニ於テ、稅制ノ整理ニ付テ
意見ヲ異ニシタ時分、其時濱口君ノ意見ヲ
高調力説シタノモ其事ニ在ツクノデアリマ
ス、然ルニ今回本黨ト妥協シテ、整理案ノ
通過ヲ求メマスルガ爲ニ、多年ノ主張ヲ
撤柳シテ、是迄寸毫モ手ヲ著ケテハイカヌ
ト云フ、憲政會ニ取テハ最モ重要ナル點
ニ對シテ、本黨ノ提案ヲ容レマシテ、之ヲ
付キマシテ、今日マデ如何ナル議論ヲ爲
サツテ參リマシタカ、前ニハ地租ノ二分減ヲ
唱へ——一分減ヲ唱へテ此議場ニ之ヲ紹介
シ、濱口君ハ之ヲ熱心ニ議論サレタノデアリ
マス、然ルニ自ラ局ニ當ルヤ、之ヲ半減
シテ一分減ニ改メ、間モナク今回更ニ三變
シテ、本黨ニ頭ヲ垂レ、之ヲ棄テ、シマフ
タノデアリマス(拍手)斯ノ如ク在野時代ニ
於テ唱ヘラレマシタ所ノ政潮ハ、便利ノ爲
ニ弊履ノ如ク之ヲ捨テル、斯ウ云フコトヲ
屢々繰返シマシタナラバ、國民ハ何ニ依テ
政黨ノ政策ヲ信用スルコトガ出來マセウ

(拍手)而シテ先刻稅制ノ委員長トシテ元田君カ、委員長ノ報告ヲセラレマス際ニ、政府ハ教育費ノ國庫負擔額ヲ八千方圓ニ増額スルコトヲ承認セラレタ、斯ウ云ノニアリマスガ、然ルニ大藏大臣ノ聲明ヲ聽キマスト、又新聞紙ニ現ハレマシタ所、小委員會ノ報告ナリト云々テ吾々ノ耳ニ達スル所ヲ見マスルト、頗ル空漠タルモノニアリマス、即チ斯ウ云ノニアリマス、八千方圓ニスルコトハ宜シイ、併シ一千方圓ダケハ此十五年度ニ於テ増加致スガ、是ハ貴族院合ニ於テ此稅制案が通シタ場合ニ於テ、始メ追加豫算ヲ出シテ來ルノデアル、是ハ宜シイ、後ノ一千万圓ハドウナルカト云フト、大正十六年度以後ニ於テ歳入ニ餘裕アル場合ニ於テ、他ノ緊急ナル施設ト共ニ篤ト考慮スルト云フノデアル、如何ニモ漠然タル考モノデアル、他ノ財政ノ餘裕アル場合ニ於テ〔反對カ〕反對ナラ反對ト言ヘ」ト呼フ者アリ〕財政ノ餘裕アル場合ニ於キマシテ、他ノ緊急施設ト共ニ篤ト考慮スルト云フト云フ間ハ澤山アリマス、獨リ教育費ノ増額問題ニ於テカリデハアリマセヌ、故ニ吾々ハ斯様ナモノヲ信ズル譯ニハ參りマセヌ、又政府ニ意アル、若シ〔反對ナラ反對ト言ヘ〕ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス

○三土忠選君(續) 吾々ハ本黨ニ言テ居ルノデハナイ、政府ニ向テ言テ居ルノデアリマス——吾々ハ教育費ノ増額ハ固ヨリ同意デアリマス、教育費ノ増額固ヨリ同意デアルガ、政府ノ斯ノ如キ漠然タル聲明ニ對シテ、安ンズルコトハ出來ヌノニアリマス(拍手)「反對カ」「反對ナラ言ヘ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス

○三土忠選君(續) 又政府ガ——大藏大臣カ自己ノ黨略上、若クハ政權ノ維持ニ戀々トルスルガ爲メ、斯ノ如キ將來ニ至ル要求ニ對シテ聲明ヲ致ス、斯ウ云フコトヲ重

ニテ居リマスルト、或ハ海軍大臣ニ向シ

北海道ノ拓殖計畫ハ、十六年度ヨリ考慮スルト云フコ
トヲ契約致シ、或ハ又内務大臣ニ對シテ、
政ノ衡ニ當リマスル者ガ——大藏大臣ガ、
唯、内閣ヲ維持スル爲ニ將來ニ向ツテ公約
ヲシテヤ、テ行キマスル場合ニハ、財政
ノ基礎ハ何所ニ保タレルノデアリマス
カ(拍手)吾々ハ濱口君ノ平素ニ似合ハザ
ルコト、考ヘマス、斯ノ如キ不見識、斯ノ
如キ弱い腰ヲ以テ財政ノ局ニ當ラレルト
云フコトハ、吾々國民トシテ如何ニモ迷惑千
萬ニ考ヘルノデアリマス(拍手)吾々ハ本黨
ノ諸君ガ考ヘルガ如ク、教育費ノ國庫負擔
ノ増額ハ成ベク確實ナランコトヲ希望致シ
マス、併ナカラ政府ノアノ營ト云フモノハ、
私左様ニ確實ナルモノトハ思ハヌノデア
リマス(「堂々ト反對シ給へト呼フ者アリ)
左様ニ仰シヤルナラバ私申上ダマスガ、只
今申シマスル通り、憲政會ノ永年ノ主張ト
云フモノハ、地租二分減ヲ主張サレタノデ
アリマス、然ルニ是ガ一分減トナリ、更ニ
撤回サレ、本黨ノ諸君ハ吾々ト同ジヤウ
ニ、地租ノ委譲ニ賛成セラレテ居タノデア
リマス、然ルニ今日ハ其意見ヲ一變サレマシ
テ、全ク是ハ妥協ニ依テ、一時ノ苟安ヲ貪ル
ニ過ギナインデアリマス、即チ一ハ政權ヲ
維持セんが爲メ、一ハ解散ヲ回避セんが爲
ニ、旬日ノ間ニ妥協苟合シテ、サウシテ此
重大ナル租稅問題ヲ妥協苟合ノ犠牲ニ致シ
タノデアリマス(拍手)諸君、稅制ノ整理ハ
國民ノ利害、國家ノ休戚ニ關係重大問題
デアリマス、願クハ諸君が能ク靜ニ御考下
サイマシテ、黨利黨略ヲ離レ、自己一身ノ
利害ヲ離レマシテ、我執ヲ捨テ、誠然其態
度ヲ一變セラレ、而シテ吾々ノ提案ニ係ル
地租委讓案ヲ此際先決問題トシテ可決シテ、
サウシテ政府ニ於テ、此基礎ノ上ニ新ニ社
會政策ノ方針ニ合シ、負擔ノ公正な期セラ
レ、國家民人ノ利害休戚ト相伴フ所ノ稅制
案ヲ新ニ立直シテ提案スベシト云フ、我等
ノ主張ニ御同意下サランコトヲ希望致シマ

○議長（柏谷義三君） 次ハ町田忠治君
〔町田忠治君登壇〕
正案ニ賛成ノ理由ヲ述べ、政友會カラ提出セラ
レマシタ地租委譲案ニ對スル反対ノ趣意ニ
ヨ述べマス、私ハ第一ニ此修正案ノ趣意ニ
對シテ意見ヲ述べタイト思ヒマシタガ、便
宜上只今三土君カラ提出サレマシタ所ノ地
租委譲論ニ對シテ、先ツ反対意思ヲ述べ、
而シテ修正案ニ對スル賛成ノ意見ヲ述べル
コトガ、諸君ノ仰諒解ヲ得ルニ最モ便利ト
思ヒマスカラ、茲ニ順序ヲ變ヘマス（拍手）
第一、政友會諸君ノ提出セラレテ居ル地租
委譲論デアリマス、此議論ハ嘗テ政友會總裁
田中君ガ、屢々地方支部大會ニ於テ其趣意
ヲ言ヒマスカラ、又三土君モ過日ノ委員會ニ
於テ詳シク地方分權論ノ趣意ヲ述べラマ
シタ、然ルニ私ハ茲ニ二ツノ疑問ヲ持テ
居リマス、何故ニ之ヲ申スカト云ヘバ、政
友會諸君ノ地租委譲論ノ根源ハ、地方分權
論ニ起テ居ルガ故ニ、此地方分權論ニ對シ
テ一言セザルヲ得マセヌ、政友會總裁ノ説
明ニ依ルト、中央集權ノ弊茲ニ極マッテ居
ルガ故ニ、茲ニ地方分權ノ制度ヲ立直シテ、
地方自治體ノ基トシ、而シテ其繁榮ヲ圖
ルト云フコトハ地方分權論ノ主眼デアリマ
ス、ソレガ爲ニ政友會總裁ハ其演説中ニ曰
ク、今ノ地方行政費ノ中ニ、或ハ教育ニ關
スルモノアリ、土木ニ關スルモノアリ、道
路ニ關スル少カラザル中央或ハ地方經費ノ
分擔ガアル、是ガ爲ニ二地方人民ハ多ク中央
政府ノ補助金ヲ與ヘルコトヲ頻ニ望ンデ
ニ、中央ノ仕事ヲ地方ニ移スガ爲ニ、地租
委譲——其財源トシテ地租委譲ヲ必要トス
ルナラバ、具體的案トシテハ、如何ナル種
類ノ事務ヲ避ケテ、地方分權ニスルガ爲
ニ先づ提出シテ、然ル後、是ガ財源トシテ
地租ヲ委譲スルト云フ結論ニナルノガ順序
デアラウト思ヒマス、然ルニ三土君ハ

過日委員會ニ於テ、之ヲ斯様ナ解釋ハ、誤解デアルトシテ、大藏大臣ノ此意見ニ對シテ誤解ヲ訂正サレタ、其言葉ニ曰ク、今ノ行政組織並ニ國費及地方費ノ關係カラ見レバ、中央政府ガ當然スベキ事務ヲバ、地方ガ多ク之ヲ負擔シテ居ルガ故ニ、地方ハ其負擔ニ堪ヘズシテ、遂ニ農村ノ財政ノ基礎ヲ素スニ至ラ虞ガアル、三土君ノ說ハ左様デアリマス、若シ三土君ノ此說ヲシテ是ナリトスレバ、中央政府ノ事務ニ對シテ、地方ガシテ居ル仕事ハ中央集權デアルガ故ニ、之取ルガ宜シイト云フ結論ニナル、政友會總裁出中君ノ說ノ如クンバ、若シ今ノ政府ノシテ居ル仕事ハ中央集權デアルガ故ニ、之ニ地方自治ノ發達ヲ助長スルガ爲ニ、此仕事ヲ地方ニ移スト云フ趣意デアレバ、茲ニ始メテ地方ニ向クテ財源提供ノ必要ガアルノデアリマス、如何ナル事務ヲ移スクト云フコトヲ前提トシテ此議論ヲ立テルガ宣シト私ハ斯様ニ考ヘマス、地租委譲ノ今ノ地租ガ國稅トシテ不適當デアル、地方ノ廳能主義、應益主義カラ見テモ地租ハ之ヲ地方ニ委譲スルノ適當ナリト云フ（懲罰懲罰ト呼セ其他發言者多シ）

租委讓ノ財源ノ大綱ヲ示サレマシタ、吾々ハ委員會ニ於キマシテモ政友會諸君ニ向テ、地租委讓ニ對スル、——因^テ生ズル國庫ノ缺陷七千四百万圓ハ、如何ナル財源ニ依^テ之ヲ補填スルカト云フ質問ニ對シテ、政友會ノ三土君ハ明白ナル答辯ヲ與ヘマセヌ(拍手)地租ヲ地方ニ委讓スル爲ニ、國庫ニ生ズル七千數百万圓ノ缺陷ハ如何ナル方法ニ依^テ之ヲ補填スルカ、之ヲ補填スル財源無クシテ、徒ニ吾々ハ此地租委讓ニ同意スルコトハ出來ナイ(拍手)三土君ハ或ハ曰ク、政府案ノ多クヲ是認スレバ、茲ニ二千万圓位ノ財源ガ出サウダト云フ本會ニ於テノ説明ガアリマシタ、若シ二千万圓位ノ財源ガ出ルトスルナラバ、所得稅其他政府ノ諸案ヲ是認シナケレバ茲ニ生ゼヌノデアリマス、之ヲ委員會ニ於テ三土君ニ御尋スルト、三土君ハ我黨ノ態度未だ決セヌカラ、此二千万圓ハ出ルカ出ナイカハ此席ニ於テ言明出來ヌト言ハレタ(拍手)確ニ左様デアリマス、然シテ殘ル五千万圓ハ如何ニスルカト云フ問題ニ對シテハ、其内ノ三十四千万圓ハ關稅ニ依^テ之ヲ得、其殘部ハ行政整理ニ依^テ此政府ガ昨年作リマシタ恒久的財源六千七百萬圓ノ一部ヲ割イテ之ニ充テルトスウ答へラレタ、或時ニハ又斯様ニ答ラレルヤウニ見エル、政府ノ案ヲ贊成スルコトヲ保留スル以上ハ、關稅ノ收入ニ依^テ四千万圓ヲ得、殘ル三千万圓ハ行政整理ニ依^テ得タル所ノ恒久的財源ヲ以テニ充テル、斯様ナ意味ニ說カレテアリマス、(拍手)三土君ガ先刻此席ニ述ベラレタル如ク、政府ノ關稅ニ依^テ得タル收入ヲ増稅減稅、此稅制整理ノ以外ニ置クト云フコトハ議論ノ餘地ガアリマス、議論ノ餘テ三土君ハ此度ノ關稅改正ニ依^テ一千九百萬圓ヲ得タナラバ、之ヲ此度ノ稅制整理ノ財源ノ一部ニ入レテ宜シイデナナイカト云フ先刻御意見ガアリマシタ、此御意見ハ見様ニ依^テ雙方必シモ何レグ是、何レガ非

ト言ハレヌ、各々見ル所、其立テ方ニ依テハ
双方ノ議論ハ成立シト私ハ公平ニ左様ニ考
ヘマス、併ナガラ政府ノ今日ノ計畫ニ依レ
バ、今年關稅ニ依テ得タル所ノ七百五十萬
圓ハ、既ニ今年ノ豫算ニ見積テアリ、將來
平年度ニ於テ得ラレル所ノ一千九百万圓
ハ、今日以後ノ財政計畫ニ既ニ入レテアル
カ故ニ、之ヲ省キマシタノデアリマス、三
土君ハ過日ノ委員會ニ於テ、吾々ノ質問ニ
答辯セラレ、關稅ノ收入ハ、此度ノ關稅改
正ニ依テ得ラレル收入ハ政府ノ見積ル如
ク一千九百万圓ノ如キ少額デナシ、恐ラク
ハ四千万圓ニ達スルダラウト云フ御説明デ
アリマシタガ故ニ、吾々委員カラ御尋ヲシ
タ、政府ノ此原案ニ依テ果シテ四千万圓
ノ關稅ガ得ラレルカト再ビ質問致シタニ對
スル其答辯ニ於テハ、政府ノ見積リハ低ク見
ル所モアル、加ブルニ政友會ハ國內產業ヲ
保護スル意味ヲ以て、政府案ヨリモ更ニ重ク
稅ヲ課シテ、四千万圓ノ收入ヲ取ル見込デ
アルト云フ御答辯ニアリマシタ、吾々ハ關
稅ノ改正ニ依テ一千九百万圓ヲ得ルト云
フノハ、收稅ノ目的ニ國庫ノ收入ヲ圖ル
目的デナイ、内地產業ヲ保護スルノ結果ト
シテ茲ニ收入ヲ得タコト、云フコトニハ御
同感デアリマス、但シ目下關稅改正ノ委員
會ニ際シ、政友會諸君ハ政友會諸君ノ見ル
所ニ依テ、四千万圓ノ增收ヲ關稅ニ依テ
得ラレル修正案ヲ何故ニ提出セラレヌカヲ
疑フノデアリマス（拍手、發言スル者多シ）
○議長（柏谷義三君） 静肅ニ願ヒマス
○町田忠治君（續） 更ニ最後ニ二土君ノ
(「關稅ハ後ダ」ト呼フ者アリ) 關稅ハ後カモ
知レス、併ナガラ地租委讓ノ財源トシテ政
友會ハ唱ヘテ居ル、政友會ガ地租委讓ノ
財源トシテ之ヲ出シテ居ル、殘ル三千万圓
ハ政友會諸君、殊ニ三土君ハ是ハ昨年ノ行
政整理ニ依テ得タル所ノ六千七百万圓ノ
恒久的財源ヲ割イテ之ニ充テルト申サレマ
ス、吾々ハ昨年以來屢々此席ニ於テ吾々同志
並ニ政府當局者カラ申上ダタ如ク、若シ震
災微リセバ、吾々ハ行政整理ニ依テ得タル所
ノ千五百万圓ノ恒久的財源及事業継延ノ中、

其幾分ヲ平素主張シテ居ル所ノ國庫ノ地租二分減其國稅ノ輕減ニ充テ、從來ノ旗印ヲ實行シ得タノハ勿論デアリマス、唯不幸ナル震災ハ我國庫ノ一面ニ於テ歲入ヲ減ジ、一面著シク歲出ヲ增加シマシタ、諸君、御本知ノ如ク是ガ爲ニ年々一億數千萬圓ノ歲出ヲ增加スルノ已ムヲ得ザルニ至タガ爲ニ、吾々ノ常ニ主張シテ居ル所ノ減稅ノ財源ヲ之ニ用ヒルニアラザレバ、震災ノ復興復舊ニ對シテ增收若クハ公債ヲ募集スルノ已ムヲ得ザルニ至ルガ故ニ、之ヲ避クルガ爲ニ減稅ノ主張ヲバ之ヲ暫ク延バシテ、行政財政ノ整理ニ依テ得タル財源ヲ之ニ充テタノデアリマス(拍手)政友會ノ三土君ハ先刻政府ノ稅整理制案ハ、關稅其他ニ於テ凡ソ一億方圓近イ增收ガアルカノ如ク御説明デアリマス、政府ガ主張スル所ハ左様デアリマセヌ、茲ニ八千數百萬圓ノ收入ヲ新ニ得テ、千數百萬圓ノ減稅ヲ行フ、是ガ政府提案ノ趣意ノ大要デアリマス、之ニ對シテ政友會諸君ガ、政府ノ提案ノ如クンバ關稅其他ニ於テ八千萬圓、關稅ニ於テ二千萬圓、凡ソ一億方圓近イモノガ政府ノ見積リヨリモ多イト云フノハ先刻三土君ノ御主張デアリマス、是ハ今後ノ實績ニ依ルニアラザレバ分リマセヌ、政友會ノ諸君ガ政府ニ在テ豫算ヲ編成セラル、場合ニモ、前年度ノ實績ニ照シテ本年度ノ歲入ヲ見積ルノハ當然デアル、吾々ハ政府ガ昨年ノ實績ニ依リ、且ツ茲ニ率ヲ變更シタ所ノ關係ヲ取捨シテ此所ニ現ハシタ所ノ、八千數百万圓ノ一面ニ於ケル增收ヲ是認シ、一面ニ於テ幾千萬圓ノ減收ヲ認ムルノ外ハアリマセヌ、或ハ三土君ノ先刻ノ御説明ハ左様デナイカ知レヌガ、斯様ナ大キナ收入ガアルガ故ニ、之ヲ以テ地租委讓ノ財源が出來ルカノ如クニモ解釋セラレタ節モアリマス、併シは此增收ガアルガ爲ニ、之ヲ以テ地方ニ委讓セヨト云フの確ナル御意見デナカタ、要スルニ政友會諸君ノ地租委讓ハ、地方分權ニ由發シテ地方ノ稅制ヲ整理スルノ便、及農民其他地方民ノ負擔ヲ輕減スルノ趣意ニ依テ地租ヲ地方ニ委讓スルト云

フ、一種ノ御議論トシテ是ハ拜聴スルコト
ガ出來ル、併ナガラ若シ之ヲ地方ニ委譲ス
ルトスレバ、三土君其他政友會諸君ガ之ニ
吾々ヲ基礎トシテ出來タ現内閣ノ政策トシ
テ、茲ニ出サレタ所ノ諸稅整理案ノ中デ、
一二主ナルモノニ向シテ修正ヲ加ヘ、茲ニ
修正案トシテ現レタモノニ對シテ、幾分吾
吾從來ノ主張ト違タ點ヲ捨テ、茲ニ一致點
ニ向シテ贊成ヲ表スル、其趣意ヲ明ニスルト
云フコトハ、吾々憲政會トシテハ、國民ニ
向シテ明ニスル必要ガアルト思フ(拍手)御
承知ノ如ク此度ノ稅制整理案ニ於テ、政友
本黨ノ主張サレタ主ナル旗印ハ三ツアリマ
ス、第一ハ所得稅第一種、第二種所得稅ノ
關係及第二種ヲ第三種ニ綜合シテ、茲ニ千
數百萬圓ノ財源ヲ得テ、之ヲ義務教育費國
庫支辨分擔金一千萬圓ヲ增加スルノ財源ニ
充てルノハ、一ツノ政友本黨ノ旗印ニアリ
ハ訂正致シマス、一分減ニ依テ得タル九
百六十萬圓、此財源ト所得稅ニ依テ得タル
所ノ千數百萬圓ヲ得テ、此合計二千三百
百萬圓ノ中一千萬圓ヲ義務教育費ニ充テ、
残リ三四百萬圓ヲ自作農免除、吾々政府
ノ主張シテ居ル二百圓以下免除ニ依テ得タル
所ノ千二百万圓ヲ加ヘテ、千五・六百
万圓トシ、之ヲ自作農全部免稅ニシタイト
云フコトハ政友本黨諸君ノ旗印ノツデア
リマス、モウ一ツハ吾々ハ此點ニ對シテ屢々
政友本黨ノ諸君ト協議ノ末、茲ニ時局收拾
ノ意味ヲ以チシテ

本黨諸君ハ義務教育費二千万圓ノ増加ヲ
千方百ニ止ムルト修正サレタノアリマス、
而シテ一分減ニ依テ地方ノ農民ニ與ヘル
所ノ利益ト、義務教育費一千萬圓ニ依テ
地方民ニ與ヘル利益ハ、殆ド大差ナキコト
ハ先刻大藏大臣が統計ニ依テ示サレタガ
故ニ、私ハ茲ニ再び申上ダマセヌ、唯政
友會諸君、殊ニ三王君ハ吾々ガ從來營業稅
ノ減稅、若クハ營業稅ヲ全廢シテ營業收益
稅ヲ起シ、從來ノ營業稅ニ向テ二千數百
万圓ヲ減ズルト云フ從來ノ旗印、及地租二分
分減ヲシテ茲ニ二千數百萬圓ヲ減ズルト云
フ從來ノ旗印ガアルニ拘ラズ、營業稅ハ加
藤友三郎内閣ニ於テ千九百万圓ヲ減ジ、此
度ノ營業收益稅ニ於テ千四百万圓ヲ減ジタ
爲ニ、是ハ姑ク措クモ、從來主張シテ店ル
所ノ地租ニ分減ヲ一度ハ之ヲ一分ニ減ジ、
更ニ之ヲ再び減ジテ其主張ヲ拠ソノハ如何
デアルカト云フ御質問デアリマス、吾々ハ
政友本黨ト妥協スルガ爲ニ此一分減ヲ捨て
タノデハアリマセヌ、此點ハ政友會諸君モ
十分御考ヲ願ヒタイ、吾々ハ從來地租二分
減ヲ主張シテ居タコトニハ相違アリマセ
ヌ、今ヲ去ルコト七八年前ヨリ之ヲ主張シ
テ居リマス、然ルニ震災ノ結果我ガ國庫ノ
財政狀態ニ容易カラザル變化ヲ來シタガ爲
ニ、暫ク之ヲ見合セマスト同時ニ、近年社
會政策ニ基イテ、中產階級以下庶民階級ニ
向テ生活ノ安定ヲ圖ルカ爲ニ、茲ニ千九百
万圓ノ減稅中、七千數百万圓ハ主トシテ之
ヲ社會的政策ノ見地ニ依テ居ルノデ
アリマス、地租一分減ヲ廢シテ、社會政
策的見地カラ之ヲ庶民階級ノ生活ノ安定ニ
用ヒタイト云フコトガ、若シ一分減ノ旗印
ヲ變ヘタト云フ御非難デアッタナラバ、此非
難ハ吾々ハ甘ンジテ之ヲ受ケルト同時ニ、
此財源ハ多數庶民階級ノ生活ノ安定ニ向
テ用ヒタト云フコトヲ言明致シマス(拍手)
若シ此度ノ一分減九百万圓ヲ以テ、始メテ
吾々ハ從來ノ旗印ヲ捨テタト云フ御非難デ

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ
○町田忠治君(續) 政友本黨、新正俱樂部
ノ諸君ト共ニ十分ナル研究ヲ遂ダテ、茲ニ
一致點ヲ見出シタト云フコトニ對シテ、今
一言申上ダテ置キタイコトガアル、ソレハ
地租條例中自作農免除ノ趣意デアリマス、
吾々ノ主張ハ徵稅技術ノ上カラ之ヲ地價ニ
百圓以下トセザレバ、其財源ノ的確ナル見
積リガ出來ナイ、而シテ之ヲ總計千二百万
圓ヲ限度トスルニアラザレバ、現内閣及我
黨ノ執筆テ居ル財政計畫ノ一角ヲ打崩ス虞
ガアル故ニ、政友本黨ノ諸君ハ、更ニ此一千
二百万圓ニ向シテ數百万圓ヲ加ヘテ、自作
農全部ニ向シテ免稅ヲスルト云フ、熱烈ナ
ル御希望ガアリシニ拘ラズ、吾々ハ財政計
畫ノ基礎ニ聊カタリトモ傷クルコトノ困難
ナルヲ思ヒ、政友本黨諸君ニ向シテ地價二
百圓ト云フ限度ト、總計千二百万圓ト云フ
最上限ノ範圍内ニ於テ、自作農ニ向シテ免
除スルト云フ、政友本黨諸君ノ同意ヲ得タ
コトハ、吾々ハ深ク茲ニ政友本黨諸君ノ宏
量ヲ謝セザルヲ得ヌト思フノニアリマ
ス、最後ニ一言シテ置キマスノハ、三土君
ハ憲政會内閣ガ從來減稅ヲ主張スルニ拘ラ
ズ、此度何等減稅の主張ナキノミナラズ、
從來ノ主張ヲ捨テタト云ハレマシタガ、此
原因ハ吾々ハ遺憾ナガラ、之ヲ一昨々年ノ
震災善後問題ニ歸スルモノデアル、併シ若
シ此問題ヲ別ニシテ、何故ニ平生主張シテ
居ル所ノ減稅ノ旗印ヲ實行セナカッタカト
云ヘバ、茲ニ一言申シタイコトガアル、ソ
レハ我ガ憲政會コソ與ガリ關セヌガ、歷代
内閣ガ放漫政策ヲ執ツ其結果ガ此ニ至
タノデアル、若シ的確ナル……(此時發言
スル者多シ)

○町田忠治君(續)若シ的確ナル一例ヲ穿
ダヨト云フナラバ、臨時國庫證券五億圓ノ
始末ニ對シテ、從來ノ内閣ガ此五億ノ償還
ニ對スル財政計畫ガ付ケテアフタナラバ、
又今日ノ議會ニ現レテ居ル所ノ、對支借款
テ居タナラバ、茲ニ年々三千數百万圓ノ
恆久的財源ヲ生ジテ、之ニ依テ地租二分
ヲ減ズルガ如キハ易々タルモノデアリマ
ス、恐ラクハ政友會諸君ハ——
○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス
○町田忠治君(續) 政友會諸君ハ吾々ガ地
租二分減ノ旗印ヲ捨テタ上云フコトニ對シテ
攻撃セラレルナラバ、顧ミテ政友會諸君ガ
直接ニ責任ヲ執リ、若クハ間接ニ援助ヲシ
タ内閣ニ依テ、何故ニ斯カル不始末ガ貽
サレテ居ルカト云フコトヲ顧ミラレルガ宜
カラウ、私ハ茲ニ大體ノ趣意ヲ述べ、他ノ
詳細ハ之ヲ同僚ニ譲テ此席ヲ退キマス
○議長(柏谷義三君) 武藤金吉君
〔武藤金吉君登壇〕
○武藤金吉君 諸君、私ハ教育費ヲ除ク委
員長ノ報告ニ反對ヲシ、我ガ政友會ノ提出ニ
係ル地租委譲案、即ナ市町村稅地租法、茲
ニ市町村稅地租法施行ニ關スル法律案、此
二案ヲ支持スル者デアリマス、委員長ノ報
告ノ中ノ教育費ノ三千万圓增加ニ付テハ、
委員長ノ報告ノ趣旨ニ贊成デハナイノデア
リマス、委員長ノ報告ハ、從來ノ我黨ノ主
張シ來タル所ノ方針ト合致スルガ爲ニ、三
千万圓ニ贊成スルノデアリマス、我黨ハ多
年小學校教員俸給ノ補助ハ、半額主義ヲ主
張シテ參クタノデアリマス、此三千万圓
トナルノデアルカラシテ、何モ是ハ諸君ノ
妥協苟合ニ追隨シテ參ルノデハアリマセ
ス、吾々ハ我黨ノ主張ト合致スルカラ、教

育費補助ニ付テハ、此意味ニ於テ賛成シタ
メアリマス(拍手)政府提案ノ國稅及地方
稅ノ整理案ニ付テハ、既ニ一般方針ニ於テ
實行上ト相合ハナイ缺點ガ、多數發見セラ
レタルノミナラズ、洵ニ其數字ノ上ニ於テ
モ、政府ガ期待シタル所ノ第一ノ目的ニア
ル社會政策ノ價值ニ至シテハ、全然其實ヲ
失タデハアリマセヌカ、斯ノ如ク誤タ根
本方策ニ於テ、杜撰極マル立法計畫ヲ、國
家及地方ノ公共團體ニ行ハントスルガ如キ
ハ、抑財政上ノ重要政策トシテ、稅制ノ
改革ヲ敢テ行ハントスルガ如キハ、國家存
立ノ上、甚ダ吾々ハ其基礎ヲ危ウスルモノ
デアルト云フコトヲ認メル者デアリマス、
國民納稅負擔ノ甚シキ不公平ヲ招イテ、延
テハ國民經濟ノ順調ヲ破り、思想ヲ惡化ス
ルニ至ルコトハ、此法律案ニ於テ必然ナリ
ト考ヘルノデアリマス、凡ソ國ノ租稅制度
ヲ變革セントスルニ當テハ、既往財政ノ事
績ニ鑑ミ、國民ノ興望ニ聽キ——現内閣ハ
能ク國民ノ輿望ニ聽イタノデアリマスカ、
又現在及將來ニ於ケル所ノ財政事情ノ必要
ヲ能ク察シテ此案ヲ立タンデアリマスカ、
諸君、國民經濟ノ狀況ト思想ノ趨向ヲ能ク
看取シテ、是ニ於テ稅制整理ヲヤルナレバ、
洵ニ今日ノ政府案ノ出シタヤウナ大失
態ハナカダラウト思フノデアリマス、第
一國民一般ノ負擔ヲ輕減スルニ努ムルト云
フコトガ、憲政會及濱口君ノ多年ノ主張デ
ハアリマセヌカ、然ルニ稅制整理計畫ヲ立
ツルニ於テ、諸君ノ主張デアッテ、最モ大
切ナル所ノ必要要件デアル負擔ノ輕減ハ、
何レノデアル、諸君、顧ミレバ大正九年ノ
所得稅及酒稅等ノ増稅的改正ハ、歐羅巴大
戰ニ關聯スル國防充實ノ必要ニ於テ行ハレタ
トハ、政府自ラモ遺憾ヲ感ジテ居ルコト、
思フノデアル、諸君、顧ミレバ大正九年ノ
明列強ハ、平和ノ希望ガ各國共ニ軍備ノ縮小

ヲ締盟シ、今ヤ之ヲ實行スルニ至^タノデアッテ、財政ノ點カラ見マシテモ、我ガ帝國ニ於テ國費ノ減少スルハ、舉ゲテ國民貧撫ノ租税輕減ニ充テナケレバナラヌト云フコトハ、何人モ考ヘナケレバナラヌト言^ハル（拍手）然ルニ國防充實ノ必要ニ於テ増稅シタ所得稅及酒稅等ハ、其必要ガ去ルニ及シ^ハ、諸君ノ期待ヲ裏切^フテ、大藏大臣ノ所信ヲンデハ、今日之ヲ國民ニ返還スベキ道理アルニモ拘ラズ、更ニ之ニ反シテ酒、煙草ノ增稅ヲスルニ至^タト云フコトハ、單ニ正反對ノ事實ヲ現シテ居ルノデアリマセヌカ、歐羅巴大戰後ノ反動的財界ノ不況ハ、未ダ國民ノ苦痛ヲ去ルコトガ出來マセヌ、而モ今日ノ狀勢ヲ以テスレバ、又果シテ何レノ時ニカ此國民ノ苦痛ヲ去ルコトガ出來ルデアリマセウカ、此時ニ於テ政府が稅制整理ノ一大要件トシテ、必ズヤ今日ノ時勢ニ適應スベキ所ノ適當ノ減稅方策ヲ立テ、以テ國民ニ臨ムデアラウト吾々ハ思^フテ居^タニ拘ラズ、納稅負擔ヲ輕減シ、國民經濟ヲ調和シテ、產業ノ發達ヲ冀フ所ノ法案ハ之ヲ見ルコト能ハズシテ、唯、僅ニ歲入ニ若シキ增減ナキ範圍ニ於テ整理ヲスルト云フ計畫デアルト云フコトニ付テハ、第一吾々ハ其發著點ヲ誤リ、方針ヲ誤^ハタモノデアルト謂ハナケレバナラヌ（發著點カ「ト呼フ者アリ）出發點デアリマス、又發著點共ニ誤^ハタ居ルノデアル、諸君、政府當局ハ此度ノ稅制整理ノ結果ハ、大正十五年度ニ於テ約四千四百万圓、平年度ニ於テ約八百万圓ノ減稅ニナルト云フコトノ豫算ヲ示サレテ居ルノデアル、然ルニ昨日妥協ノ結果ハ、却テ百三十七万六千圓ノ增稅トナタノデアリマス（拍手）增稅ト相成^タノ目的アリマス、既ニ根本ニ於テ減稅的整理ノ目的ヲ持タナカッタコトハ、政府當局モ之ヲ否認スルコトハ出來ナイデアリマセウ、其上ニ其計畫及方針ニ付キマシテハ、吾々ノ主張トハ全部意見ガ違^フテ居ル、而シテ此度ノ妥協案ニ付テ見マスト、政府ノ其目的ヲ外レテ、始メニ聲明シタコト、全然

政府自身モ相容レナカタト云フコトヲ自覺サレタト思フノデアリマス、第一、我國現行ノ稅制度ハ、明治ノ維新以來國運ノ發展ニ伴ヒテ、國家財政上ノ必要ヲ充スニ急ナルガ爲ニ、租稅ノ體系ナドハ餘り之ヲ考慮シナカタノデアル、時ニ其甚ダ不當ナルモノモ、敢テ之ヲ點檢スレバ國稅地方稅ヲ通ジテ改革ノ必要ハ甚ダ澤山デアル、苟モ其改革ハ單ナル稅種種目ノ改廢、創定還繕、接ぎ剝ギヲシテ、到底満足スベキモノデハナイト吾々ハ考ヘル、須ラク先ツ國稅地方稅等ノ根本的方針ヲ確定致シテ、其大方針ニ依ツテ以テ適當ノ整理改善ヲ加フベキモノデハナイカト考ヘル、本立テ道生ズ、然ルニ此度ノ政府ノ整理ハ、根本的方針ノ確立ナキ整理改革デアルガ爲ニ、遂ニ失敗ニ終ラザルヲ得ナイ、遂ニ妥協ニ依ツテ醜態ヲ暴露シ、大失敗ニ終タ云フコトヲ吾々ハ斷言シテ憚ラナイノデアリマス（拍手）然ルニ政府ハ今次ノ稅制整理ニ當リマシテ、直接國稅ニ付テハ、大體ニ於テ現行ノ制度ヲ是認シ、其補修的整理ヲ爲スノ目的トシ、地方稅ニ付テハ、所謂應急の整理ヲ目的トシタノデアリマス、何等其大方針ノ計畫ト施設ノ實現ヲ見ナカタコトヲ、最モ吾々ハ遺憾トスル次第デアル、而モ單ニ遺憾トスルニ止マラズ、其根柢ナキ計畫ニ於テ行ハレタル所得稅其他ノ改正案ハ、徒ニ改革創設ノ煩ヲ頻リニシテ、依然トシテ不完全ナル我國現行ノ國稅及地方稅ヲ其儘——其餘弊ノ有ル儘ニ後年ニ送ラントスルガ如キハ、甚ダ吾々ハ殘念ニ思フ次第デアリマス、從來現ニ間接稅ノ偏重、消費稅過大ノ弊ガアルニモ拘ラズ、更ニ此度ハ酒稅ト煙草稅ノ大增稅ヲ行ヒ、此弊ヲ益、大ナラシメタノデアル、直接國稅ニ付テハ、モノナリト稱スルケレドモ、地租ニ於テ免稅點ヲ設ケントスルガ如キハ、其趣旨ハ吾吾ハ之ヲ諒ト致シマスルガ、地租ノ性質上到底免稅點ヲ設ケルト云フコトハ、地租ニ於

テ不適當ナルモノデアルト謂ハネバナリマセヌ、何故ナレバ地租課稅ノ目的ニ遠ザカリ、負擔ノ公平ヲ害スルモノデアルカラ、或ハ營業稅ニ對スル國民非難ノ目ヲ巧ミニ避クルガ爲ニ、此營業稅ヲ收益稅ニ直シタルアルカ、收益稅ニ直シタ結果ハ、理論並ニ實際上其收益稅タル所ノ稅種ニ屬セザルモノヲ以テ尙ホ收益稅ノ位置ニ置イテ、サウシテ地租、家屋稅ト對立シテ、負擔ノ均衡ヲ得ントスルガ如キハ、或ハ收益稅タル家屋稅ヲ地方稅トシテ新三設ケ、國稅地方稅ヲ通ジテ負擔ノ均衡ヲ期スルト言フケレドモ、宅地租ト家屋稅ノ併課ハ、確ニ宅地ノ收益ニ對スル二重課稅デアルト云フコトヲ私ハ斷言スル、營業收益稅ト家屋稅トヲ併シテ課スルノハ、營業ノ用ニ供スル家屋、收益ニ對スル二重課稅デアルノアル、是等ノ二重課稅ノアルニ對シテハ、政府ニ於テハ何等ノ對策ヲ講ズルコトモ爲サズ、明ニ其國稅地方稅ノ不連絡、不統一ヲ示シテ、不完全ナル儘テ此稅制整理ヲヤ行カウトスルガ如キハ、不當課稅ヲ行シテ往カウト云フコトハ、斷シテ吾々之ヲ承認スルコトノ出來ナイ所ノ有力ナル理由デアリマス(拍手)或ハ法人ノ第一種所得ヨリ第二種所得ヲ控除シ、又法人ノ營業收益稅ヨリ資本利子稅ヲ控除スルコト、シテ、而モ其結果ニ對スル適當ナル考慮ヲ缺イタル爲ニ、是等規定ノ適用ヲ受ケルモノニ付テハ、地方稅ノ不當ナル免除トナルガ如キ疏漏ノ法律案ヲ帝國議會ニ提出スルガ如キハ、其例證ヲ特別委員會ノ經過ニ於テ擧ダレバ幾多アルノアル、濱口君ハ斯ノ如キ不當不備、疏漏、杜撰、殆ド算フルニ遑キ所ノ不完全ナル法律ヲ出シテ、何ヲ以テ大藏大臣ノ責任ヲ負ハントスルモノデアルカ(拍手)將又國稅ノ課稅組織ニ於テモ、到底見透スベカラザル所ノ不備缺點ハ澤山アルノアリマス、諸君、今次ノ稅制整理ヲシテヤ不完全、不良ナル所ノ各種稅目ヲ廢合シテ相稅ノ體系ヲ亂シ、均衡ヲ失タル

モノヲ捨ヘルニ至テハ、寧口人ヲ欺クニ
近キモノデアルト謂ハネバナリマセヌ、濱
口君ハ常に譁嚴ヲ以テ、虚言ヲ吐カナイノ
ヲ以テ世間カラ知ラレテ居ルニモ拘ラズ、
確ニ人ヲ欺クニ近イ所ノ公ナル動作ヲ執、
タモノナリト吾々ハ申サナケレバナラヌノ
デアル（發言スル者アリ）

○議長（柏谷義三君） 静肅ニ願ヒマス
○武藤金吉君（續） 殊ニ吾人ノ甚ダ不満足
ナルハ、國稅制度ニ於ケル納稅負擔ノ均衡
ハ所得稅ノ完全ナル制度ノ運用ニ俟ツベキ
モノトシテ、改善ニ加ヘルニ改善ヲ以テン、
今ヤ世界各國ハ此所得稅ヲ中心トシテ負擔
ノ均衡ト負擔ノ輕減ヲ行ヒツ、アルニモ拘
ラズ、我國ニ於テハ所得稅ハ去ル大正九年
ニ於テ株式配當金ヲ個人ノ綜合ニ組入レ
テ、サウシテ稍、重要ナル根本的改正ヲ行
テ成功シタル外、其以外幾多ノ重要ナル改
正案、例へバ個人ノ所得ノ計算、又之ニ關
免除ノ改正等、根本ニ於テ所得稅ニ付テハ
スル個人所得ト法人所得トノ適當ナル均
衡ノ改正、課稅最低限ニ達スルモノ、課稅
ニ付テ、是等ノ最低限ノ所得ニ關スル課稅
根本ヲ忘レテ枝葉末節ニ走シテ、サウシテ
或ハ法人ノ所得課稅ニ關スル所ノ根本主義
ノ確立及其他ノ問題ヲ忘レテ、是等ノ事案
ニ對ジテハ一ソモ改正ニ觸レナイ、所得稅
ヲ枝葉末節ニ依テ改正セラレタ實績が明瞭
ニナシテ居ルノデアル、言フマデモナク所
得稅ハ國民各階級ニ對スル普遍的ノ租稅デ
アリマス、此負擔ノ公平ヲ期スル爲ニハ、
總テノ租稅ヲ所得稅ニ於テ綜合シテ、之ニ
補完稅ヲ加ヘテ整理ヲシナケレバ租稅ノ整
理ハ根本的ニハ出來ナイ筈デアル、然ルニ
此度ノ政府ノ出サレタル所ノ整理案ハ、國
稅ニ於テ既ニ然リ、又地方稅ニ於テ之ヲ見
レバ更ニ最モ甚シキモノガアルノデアル、
地方財政ノ窮乏、地方負擔ノ過重、不當ナ
ルコトヲ少シモ考慮シナイ、甚シキハ大藏
大臣モ内務大臣モ、地方ノ事情ノ質問ニ逢
ヘバ答ヘルコトヲ知ラズシテ、特別委員會
ニ於テハ一屬僚三答辯ヲサシテ居ルト云フヤ

ウナ状態デアンテ、恐ラクハ地方ノ事情ニ
此閣僚諸君ハ御精連ナイト云フコトハ事實
デアリマス、斯ノ如キ次第デ、地方稅ノ整理案
理ト云フモノハ、三派聯立内閣分離ノ時分
ニ、我黨ノ閣僚カラ、地方稅ノ整理ハドウ
スルト云テ突込マレテ、追ッテヤルノデア
ルト云テ答辯ヲシテ、初メ國稅ノ整理案
ヲ出シテ突込マレタ結果、地方稅ヲ已ムナ
クヤテ、一方ハ大減省ノ屬僚、一方ハ内
務省ノ屬僚ガ恰モ木ニ竹ヲ接イダヤウナ整
理案ヲ出シタカラ、斯ノ如キ成案ガ出來タ
モノト思フノデアル（拍手）是ガ事實デア
ル、諸君、啻ニ其根本的施設ヲ誤ツタバカ
リデハナク、新ニ府縣稅トシテ拵ヘタ所ノ
家屋稅ハ國稅ノ地租、營業收益稅ト部分的
ニ二重課稅トナツテ居ルノデハナイカ、而
シテ地方ニ參リマシテ、家屋稅ハ先刻三十
君モ述ベラレタガ、家屋ノ大小ニ依テ其
ルニ此度ノ家屋稅ハ、貸家ニ對スル家屋稅
收益ノ多少ガアルモノデハナイ、即チ収益
者ノ擔稅能力ト云フモノハ決シテ家屋ノ太
小ニ依テ決メラルベキモノデハナイ、然
君モ述ベラレタガ、其通リニナ
ハ、自然ニ負借人ノ負擔、借家人ニ是ガ迴
テ行クノデアル、其迴ノテ行ク結果ハ即チ
貧乏人、無產階級ノ負担ガ多クナル、家屋
稅ト云フモノハ一般ニ之ヲ見テ、全國ニ於
テ社會政策ニ反スル、借家人、無產階級ノ
人カ稅ヲ拂フト云フコトハ私カ前回ニ於テ
モ此演壇ニ於テ質問シタガ、其通リニナ
テ居ルノデアリマス（發言スル者アリ）
○議長（箱谷義三君） 静肅ニ願ヒマス
○武藤金吉君（續） 以上吾人ノ見ル所ト以
テスレバ、政府今回ノ稅制整理案ハ、國稅
地方稅ヲ通ジテ租稅ノ體系ノ整備ヲ缺キ、
又負擔ノ均衡ニ背キ、國稅ト地方稅ト交渉
ナク、極メテ不完全ナル計畫ニ屬スルモノ
デアリマス、斯ノ如キ不完全ナル案ヲ以テ
国家及地方財政整理ヲ爲サントスルガ如キ
ハ、實ニ根本ヲ誤リ其末節枝葉マデ誤ル、
其不見識、無謀大膽ニ驚クノ外ハナイト田
フノデアリス（拍手）第三ニ所謂社會政策の
ノ租稅ノ方針ニ付テ政府ハ力説サレテ居リ
マスガ、斯ノ如ク論ジ來レバ、政府ノ社會

政策的ト云フ理窟ハ、洵ニ煙散霧消シテシマツテ無クナツテ來ルノデ、既ニ其實行手段トシテ租稅全般ノ計畫ニ於テモ大資產者、中産者、之ニ就テハ先刻三土君カラ大體ノ引方ニ於テハ國稅ニ於テ地租ニ新ニ免稅點ヲ設ケ、個人所得、營業稅、相續稅ノ免稅點ノ引上ヲ行ヒ、通行稅、醬油稅、綿織物稅、賣藥稅等ヲ廢シテ、之ト又反對ニ酒、煙草ノ增稅ヲ行ヒ、清涼飲料稅ノ新設ヲ行タ、彼此レ之ヲ比較スレバ前者ニ於テハ社會政策的ノ效果ハ、假ニアルモトシテ吾々ハ認メルトシテモ、後者ニ於テハ全然社會的政策が行ハレスデ、而モ其層稅が多クナツテ居ルカラ、社會政策ハ差引零ニナルト云フコトニナルデハナイカ、單ニ諸君、是ガ零ニナルト云フダケデ濟マヌ、私ハ三土君ノ先刻申サレタヨリ尙ホ的確ナ數字ヲ示シテ、國民ノ前ニ明ニ致シテ置キマス、諸君、政府ハ政府ノ稅制整理案ニ於ケル地租所得稅及相續稅ノ改正ニ因ル減稅額ハ約三千万圓デアリマス、其補填財源トシテ假ニ資本利子稅、相續稅ノ稅率ノ引上ニ因ル増稅額ガ合計二千百萬圓トナツテ居リマス、之ヲ持テ來テ一千六百万圓ノ不足ケアリマス、此不足ハ即チ酒稅ノ增徵ト煙草ノ値上ニ依テ補ハレテ居リマスガ、大小ノ地主、營業者、其他ノ資產家ハ免モ角所得稅ヲ納メル資格ノアル者ノ負擔ヲ移シテ、多數ノ無產者ニ歸セシムルト云フ、即チ之ニ轉嫁セシムルト云フコトニナルノデアリマス、更ニ所得稅及營業稅ノ改正案ト其會收入トシテ、觀察シテ元セバ、所得稅及營業稅ノ減稅額トナルノハ、畢竟スルニ大キナ資產家ノ納稅者ニ對スル大減稅ニナツテ、中以下ノ納稅者ノ蒙ムル恩惠ハ更ニ無イノデアル、特ニ營業収益稅ノ如キハ、小サイ營業者ニ付テハ、殆ド增稅ノ結果トシテ、政府ノ稅制整理案ガ國民各階級ヲ通ジテ負擔ノ均衡ハ如何ニナルカ、如何ナル異變ヲ及ボシタカト云フコトハ、此増減ニ關スル各階級別ノ計算ヲ試ミタノデアルガ、之ニ依テ明カ

デアル、私ハ特別委員會ニ於テ政府ニ向テ此表ヲ作フテ欲シイト云フコトヲ要求シテタルノアリマスルガ、濱口君ハ左様ニ表ヘ出来ナイト答ヘラレタ、故ニ私ハ先づ以テ大資產階級、中產階級、無產階級ト三ツニ分ケテ、全國ノ世帯主千二百三十四万餘世帯ヲ基準ト致シマシテ、大資產階級ハ五十圓以上ノ地租ヲ納ムル者、一万圓以上ノ所得稅ヲ納ムル者、又二十万圓以上ノ資產ヲ有スル者、中產階級ハ五圓以上五十圓ノ地租ヲ納ムル者、又一万圓以下ノ所得稅ヲ納ムル者、又一千圓以上二千萬圓以下ノ資產ヲ有スル者ト云フモノヲ中產階級トシ、無產階級トハ只今ノ大資產階級、中產階級ニ當ラン者ヲ標準ト致シマシテ、三ツニ分ケタノアリマス、斯ノ如クデアリマシテ、之ニ割當テ、見マスルト、即チ資產所得又ハ納稅資格ニ於キマシテ、ドウ云フ數字ガ出ルカト申シマスレバ、之ニ割當テ、先づ以テ此負擔ガ大資產階級カラ無產階級ニ移ルカト申シマスレバ、先づ以テ此負擔ヲノハドウ云フ風ニ移ルカト申シマスレバ、ヤツテ見ル、政府ノ出シタ數字ニ依テ第一ニ之ヲ當リガ百二十二圓、中產階級ニ對シテハ二世帯當リガ約四圓ノ減稅トナルノデス、之ハ政府ノ出シタ當初ノ豫算デアリマスルト、是ダケノ減稅ニナル、而シテ一千万以上アル世帯ノ無產階級ニ對シテハ、實ニ六十七錢ノハ平均增稅トナルノデアリマス、是ガ政府ノ出シタ數字ニ依テ斯様ナ數字ヲ出ル、更ニ今度ハ吾々ハ酒ノ稅、煙草ノ稅ヲ政府ノ出シタヨリ餘計取レルト見テ、即チ平年年度ニ於テ酒ノ增稅ヲ四千七百万圓ト見、煙草ノ專賣ノ利益ヲ四千九百万圓ト見込ンデ、更ニ諸君ガ妥協ヲシタ地租ノ一分減ヲ廢スルモノトスレバ、之ヲ合セタ計數ハ如何ナル數字ガ出ルカト申シマスレバ、即チ大資產階級ニ對スル——前ニハ減稅ニナツテ居タノデアリマスルガ、今度ハ九百五万六千圓其一世帯當リハ百五十七圓ノ大資產階級モ

増稅トナリマス、又中產階級ニ對スルモノ
ハ二千百六万七千圓デアテ、其一世帶當
リニ對スル百十四圓四十錢ノ是亦增稅トナ
ルノデアル、無產階級ニ對スル四千百八万
二千圓、此一世帶當リハ四圓——四圓ノ是
ハ始メモ終リモ增稅、此各全世帶ノ總計
ノ增稅ハ七千百九十二万六千圓、之ヲ一世
帶當リニスレバ實ニ五圓九十錢ノ增稅トナ
ルノデアフテ、政府當初ノ目的ハ全ク無ク
ナフテシマッテ、此稅制整理ハ大小一般國
民ヲナベテ大增稅ノ結果ヲ生スルト云フコ
トニナルノデアル（拍手）增稅、增稅、恐ルベ
キ大增稅案デアルト云フコトヲ斷言シテモ
宜シイノデアリマス（拍手）凡ソ資產又ハ所
得稅ニ於テ減稅ヲ行ヒ、而シテ消費稅ノ增
徵ヲ敢テスルニ於テ、有產者ノ負擔ヲ減ジ
テ無產者ノ負擔ヲ增加スル結果トナル、況
シテ大納稅者ニ厚ク、小納稅者ニ薄ク、所謂
無產階級ニ最モ苛酷ナル實蹟ガ現ハレテ
參シテ居ルノデアリマス、故ニ今回ノ稅制
整理案ハ全ク資本主義デ在ル、資本主義ニ
ナフテシマッタ、加之社會政策セ全ク行フコ
トガ出來ナイ、負擔ノ均衡モ全ク行フコト
ガ出來ナイト云フ證據ハ、百萬言ノ辯明ヨ
リモ此政府ノ出シタ數字ニ——政府自ラ作
タ表ヲ示サレタナラバ判然證據ハ明瞭スル
幸ニシテ實施サル、ナラバ、國家並ニ地方
ノデアリマス、之ヲ要スルニ今回ノ政府ノ
稅制整理ハ、財政的見地ニ於テモ亦社會
的見地ニ於テモ、吾々ハ斯ノ如キ惡法ガ不
幸ニシテ實施サレタナラバ、國民ノ間ニ於テ階
級鬭爭ヲ起シ、國民思想ヲ惡化セシメルヤ
ウニナルコトヲ憂フルノデアル、加之斯ノ
如キ法律ヲ實施シタ場合ニ於テハ、國民ノ
間ニ怨嗟ノ聲ガ起シテ、到底吾々ハ之ニ同
法ガ實施サレタナラバ、國民ノ間ニ於テ階
級鬭爭ヲ起シ、國民思想ヲ惡化セシメルヤ
ウニナルコトヲ憂フルノデアル、加之斯ノ
ヲ以テスルニ至テハ、到底吾々ハ之ニ同
意スルコトガ出來ナイト斷言スルノデアリ
コトハ出來ナイノデアリマス、況ヤソレニ
加フルニ妥協ニ依ル不條理極マル所ノモノ
ハ二千百六万七千圓デアテ、到底吾々ハ之ニ同
意スルコトガ出來ナイト斷言スルノデアリ
マス（拍手）更ニ私ハ地租一步減ノ廢止ニ付

テ一言致シタイ、大體ノ要領ハ三土君ヨリ述ベラレタガ、許スコトノ出來ナインハ、濱口君ハ去ル一月二十六日此演壇ニ於テ、太藏大臣ト致シマシテ地租ノ一步減ニ對シテ如何ナルコトヲ演説サレテ居ルカ、濱口大藏大臣ハ稅制整理ニ關シテ地租一步減ノモノノデアリマス、曩ニ大正十二年ニ於ケル稅制ノ應急的整理ニ當リマシテ、營業稅ニ付テハ約千九百万圓ノ減稅ヲ爲シタルニ拘ラズ、地租ニ付テハ少シモ減稅ヲ行ナカタノデアリマシテ、兩者ノ權衡上宜シキヲ得テ居ナイト考ヘルノデアリマス、仍テ今回ノ改正ヲ機トシテ、田畠ノ地租ニ對シテ相當ノ輕減ヲ行フコトガ適當デアルト考ヘタノデアリマス」ト、濱口君ハマダ曰モ立タナイ、説明ヲ此演壇デサレタノデアル、斯様ニ公然明白ニ此演壇上ニ於テ地租輕減ト云フコトハカラト云フコトヲ力説シタノデアル、抑耕地ニ對スルコトヲ主トシテ、サウシテ更ニ農村振興ニ資スルト云フコトヲ明カニシテ居ル、又營業稅ニ對シテモ權衡ガ取レナカタト云フコトヲ力説シタノデアル、抑今回ノ稅制整理ニ於テ憲政會ガ多年主張シタル眼目ト見ルベキモノハ何デアルカト言ヘバ、地租ノ二分減ヲ一分減ニシタ、其一分減ヨリ外ニ憲政會年來ノ主張ハ此稅制整理案ニハナイノデアル(拍手)然ルニ白々シクモ一月二十六日ノ本會議ニ提案ノ説明ヲシテ置イテ、其後ニ於テハ斷ジテ是ハ目的ヲ貫徹シナケレバナラヌ、其後ニ於テハ一步モ讓ラヌト云フコトヲ言^テ置キナガラ、何タル醜態デアル、妥協ヲ敢テ行ンテ其聲明ヲ沒却シテ、之ヲ何ト思^テ居ルノデアルカ、濱口大藏大臣ハ公ケノ良心アリヤ、濱口大藏大臣ハ責任觀念アリヤ、濱口雄幸君健在ナリヤ(笑聲、拍手)憲政會ノ諸君ハ多年ノ主張ヲ一朝ニシテ妥協ニ依シテ弊履ノ如ク抛^テ、是デモ憲政會ノ宣言ト云フモノガ天下ニ當テニナルト云フノデアルカ(拍手)斯ノ如ク地租一分減ト云フモノハ

憲政會ノ生命デアルト同時ニ、憲政會内閣ノ稅制整理ノ眼目デアツモノデアル、斯ノ如ク天下ノ公約ニ背キ、國民ヲ欺クノ罪ハ決シテ七千万國民ハ之ヲ容スコトノ出來ナイト云フコトヲ吾々ハ斷ズルモノデアル（拍手）斯ノ如クアリマシテ、更ニ之ヲ容スコトノ出來ナイコトヲ痛感スル詩リデナク、此稅制整理案ハ之ガ爲ニ全ク救フベカラザル破綻ニ陥テ、ドウモ斯モ仕様ノナイト云フ狀態ニ陥タコトヲ如何ニスル、此狀態ハ責任上濱口君ハ之ヲ救濟シテ改善スル積リデアルカ、又小學校教員俸給ノ國庫補助ト、地租一分減トハ決シテは同一ナル因果關係ヲ持ツモノデナイ、小學校教員俸給ノ國庫支辨ハ、是ハ固ヨリ地方ハ救濟スル意味ハ含ンデ居ルガ、元來は教育ノ改善ヲ圖シテ、地方ト共ニ負擔ノ半額ヲ目標トシテ之ヲ國庫カ補助スルト云フコトハ、三派聯立内閣ノトキニモ申合セテアルノデアル、又方針デ進ンデ居ルノデアル、然ル三元田委員長ノ報告ハ、半額ノ目標ヲ破ラタモノニ其公約ヲ棄テ、同意シタ云フコトヲ委員長ハ報告サレテ居ルノデアル、又政府當局者モ曖昧ナル言葉ヲ以テ之ニ答ヘテ居ルノデアリマスガ、吾々ハ斯ノ如キ此年末ノ問題ハ、吾々ハ三千万圓半額ヲ目標トスルニ於テ同意ヲシタノデ、吾々ノ主張ト合致スルカラ同意シテ居ルノデアリマスガ、先キノ事ノ當テニナラヌ主張ヲ當テニスルモノニハ同意ヲシテ居ナイノデアル、又安請合ハセヌノデアル、斯ノ如キ次第アリマシテ、稅制ノ整理ト此國民教育ノ補助金ト云フモノハ別ニシテ取扱フト云フコトガ、是ハ至當デアツテ、又吾々ノ主張ヲ茲ニ明ニ致シテ置ク次第アリマス、次ニ只今憲政會ノ町田君ヨリ、地租委譲ニ付テ御議論ガアリマシタ、地租委譲ノ吾々ノ主張ニ對シテ御意見ガアリマシタガ、其御意見ノ發言ハ言葉ガ分ラナイ爲カ吾々ハ能ク會得シナカッタ、併ナガラ地租委譲ニ付テ、吾々ガ之ヲ明ニ御答スル責務ガアル、地租委譲ハ地方ノ自治ヲ鞏固ニスル爲ニ市町村ニ獨立ノ財源ヲ求ヘルト云フコトヲ眼目

トシテ、即チ現在ノ地租ヲ市町村ニ移シ、
七千四百万圓ヲ移シテ市町村ノ附加税ト共
ニ自由ニ市町村ニ使ハセテ、サウシテ文化
ノ發展、產業ノ發展ニ資スルト云フノガ、
即チ此地租法ノ眼目デアリマス、其目的ヲ
達スル上ニハ、地方分權ノ實行ヲ期スルト
云フコトハ勿論ノコトデアリマス、而シテ
財源ノコトニ付テハ吾々ハ關稅ノ改正ニ依
ル增收、自然增收ヲ合ハシタモノ四千万圓、
又更ニ五十議會ニ於テ行政財政ノ整理ニ
依テ得タル彼ノ六千八百万圓、其中ノ三千
四百万圓ヲ之ニ充テル、此財源ニ充テルノ
ノデアリマス、唯問題トナリマシタノハ、
關稅ノ改正カラ四千五百万圓取ルナラ、何故政
友會ハ四千万圓取ル關稅改正案ヲ出サナイ
カト申サレマシタガ、是ハ我黨ニ限ラナ
イ、政府ニ於テモ四千万圓取ルカラ、三千
万圓取ルカラト云フ、關稅ノ中ニハ國定稅
率モアリマス、ケレドモ其部分ニ協定稅率
モアルノデアリマス、況ヤ關稅改正ノ中ニ
ハ從價稅ト從量稅トガアツク、ドンナ學者識
者ヲ以テスルモ、關稅改正ニ四千万圓取ル
法律案等ヲ出セル筈ハナイノデアリマス、
町田君ニモ似合ハナイ餘リ詰ラヌコトヲ申
サレルカラ、御答スル必要モアリマセヌガ、
我黨ガ地租委譲ノ財源ハ、斯ノ如クシテ新
稅增稅ニ依ラズシテ、地方自治ノ基礎ヲ鞏
固ニシ、市町村ニ獨立ノ財源ヲ與ヘ、府縣
稅ト市町村稅ノ均衡ヲ保シテ、今ノ政府ノ
出シタ稅制整理案ノ如ク、片跛足、斯ノ如
キ畸形兒ヲ以テ臨マナイデ、健全ナル所ノ
法案ヲ以テ稅制整理ヲ行ハント欲スル者デ
アル、故ニ吾々同志ハ斯ノ如キ非理不當、杜
撰極マル所ノ政府ノ案ハ撤回ナサレテ、我
黨ノ地租委譲ヲ根幹トスル所ノ稅制整理ニ
立直シヲヤッテ、サウシテ國家國民ノ爲ニ再
考ヲ促ス次第デアリマス、以上ヲ以テ私ノ
演説ヲ終リマス(拍手)

本整理デハナイ、應急整理デアリマス、是ガ故ニ完全無缺ト云フコトハ言ヘナイノデアル、此税制整理案ニハ多少ノ缺點アルコトヲ認メルノデアリマス、併ナガラ現行制度ヨリハ更ニ一步ヲ進メテ居ルモノト認ムルノデアリマス〔ノー〕〔ヒヤ〕〔〕サウ云フ精神ニ於テ私ハ委員長報告案ニ賛成シヤウト思フノデアリマス（拍手）委員長ノ報告ニ依リマスレバ、政府案ニ本黨案ノ精神ガ這入テ來タノデアリマス、是ガ故ニ私は先づ此本黨ノ案が這入テ來マシタ方面カラ、此整理案ヲ辯護シテ見ヤウト思フノデアリマス、第一ニ問題トナリマスノハ自作農免稅ノコトデアリマス、只今武藤君ハ物稅ニ對シテ免稅點ヲ設クルノハイケナイト云フコトヲ論セラレタヤウデアリマス、是ハ學理上傾聽スベキ議論デアルト思フノデアリマス、併ナガラ吾々ガ自作農免稅ヲ唱ヘテ居リマスノハ、單ニ租稅論其モノニ囚ハレテ居ルノデハアリマセヌ、農政上、國家政策上ノ見地ニ立脚シテ居ルノデアリマス（拍手）過日モ申シマシタ通りニ、自作農ノ年ヲ逐ウテ減ジツ、アル有様ヲ見、而モ農村ガ日本ノ國家ヲ維持スル根柢デナケレバナラヌト云フコトニ鑑ミマシテ、自作農ヲ維持スルト云フコトガ最モ大ナル政策デアルト信ジタノデアリマス、此見地ヨリ、吾々ハ稅制整理ノ中ニモ其趣旨ヲ現ハサウトシタノデアリマス、是レ本黨ガ夙ニ自作農免稅論ヲ主張シテ已マザル所以デアリマス、政府案ハ其發表セラレマシタ時分ニ、同一市町村内ニ於ケル地價二百圓以下ヲ免稅スルト云フコトデアリマシタカラ、私ハ小地主ヲ擁護シテ行カウト云フ案デアルト、考ヘタノデアリマス、併ナガラ、地價二百圓以下ヲ免稅スルト云フコトニナリマスト、茲ニ説明ガアルト云フト、根本趣旨ハ違ハナイノデアリマス、併ナガラ、地價二百圓以下ヲ免稅スルト云フコトデアリマス、サウ云フ風ニ三ツノ缺點ガアル、第一ハ居村外ニ土地ヲ持チ且ツ耕作シテ居ル者ニ對シテハ免稅シナイコトニナリマス、ソレデハ自作農免稅

ハレテ居ルノデアリマス(拍手)次ニ義務教育費國庫負擔ノ問題ニ移リマス、義務教育費國庫負擔ニ至リマシテハ先づ第一ニ其目的ヲ考ヘテ見ナケレバナラズノデアリマス、政友會諸君ノ御議論ヲ承テ居リマスト、義務教育費國庫負擔人、目標ハ義務教育ニ從事シテ居ル所ノ教員ノ俸給ノ半額ヲ國庫デ支辨スルト云フコトデアリマス、之ヲ半額主義ト言ハレテ居ルヤウデアリマス、所ガ私等ノ提案ハ其半額論ニ因ハレテ居ナイノデアリマス、苟モ稅制整理ニ固ヨリ非常ナ增收ヲ得ルト云フコトデアタナラバ、其收入ヲ義務教育費國庫負擔金ノ増額ニ當テ、之ヲ地方ニ配分シテ地方稅ノ輕減ヲ圖ルト云フコトガ必要デアリマス、サウ云フ様ニシマシタナラバ、縱令稅制整理ニ於テ増稅ノ結果ニ陥リマシテモ之ヲ緩和スルコトガ出來ルノデアリマス(拍手)政友會ノ諸君ハ頻リニ增收入ノアルコトヲ唱へ、ソレヨリ直ニ增稅デアルト結論シテ居ラレルノデアリマス、其增稅ト言フコトヲ結論セラル、ナラバ、其增稅ノ結果ヲ以テ義務教育費國庫負擔金ノ増額ニ充テ、以テ地方稅ノ輕減ニ資シ增稅ノ苦痛ヲ緩和スルコトトセナラヌ、稅制整理ニ關聯シテ增收入ヲ此論ヲ以テスルナラバ教員俸給ノ半額主義ト云フヤウナ、教育行政上ノ問題ニ因ハレテハナラヌ、稅制整理ニ關聯シテ增收入ヲデアリマス(拍手)吾々ノ立場ハ其處ニ在ルノデアリマス、若シ半額主義ニ囚ハレル時ニハ、色々ニ問題ガ起ルト思フノデアリマス、武藤君ハ小學校ノ教員ノ俸給ガ一億三千八百万圓デアルト申サレタノデアリマス、私ハ之ニ對シテ異論ヲ申シマセヌ、併ナガラ義務教育ニ從事シテ居ル所ノ教員ノ俸給ハ恐ラク一億三千八百万圓デハアルマイ、私ノ聞ク所ニ依レバ一億二千五百万圓デアリマス、一億二千五百万圓ノ半額ハ正シク六千二百五十万圓デアリマス、七千万圓ニ半額スルト云フコトハ此半額主義ニ反スル

ノデアリマス（拍手）只今小學校ノ教員ト云ヒマシタノハ尋常小學高等小學ヲ併セタモハ其尋常小學校ノ教員ニ付テノミ論ジタノデアリマス、更ニ進ミマシテ、大正十五年度ニ於キマシテ義務教育費國庫負擔金額ヲ七千万圓トスルト云フコトニ付テ其財源ヲ何ニ取ルカト云フコトニ關シテ話シテ見タイト思フノデアリマス、三土君ハ特別委員會ニ於カレマシテ、財源ガ有ルト云フコトデアルカラ七千万圓ニ贊成スルト云フヤウニ論ゼラレタ、違テ居リマシタラ、ソレハ直シマス、サウ云フ風ニ聽キマシタ、財源ガ有ルカラト言ハレルノハ、何處ニ財源ガ有ルト言ハレルノデアリマスカ、ソレヲ承リタイノデアリマス、地租委譲ヲ前提トシマシタ、稅制整理案ヲ大正十五年カラ行シテ行クト云フコトニ致シマスレバ、少クトモ地租ノ財源ハ無イ譯デアリマス、大藏大臣ト小委員會ニ於テ交渉シマシタ顛末カラ考ヘテ見マスルニ、地租一分減ヲ見合セテ浮ブ金ヲ財源トシ、ソレダケデハ少シ足りマセヌカラ剩餘金ヲ合セテ一千万圓トシ、ソレデ義務教育費國庫負擔追加豫算ヲ提出スルト云フノデアリマス、地租ガ地方ニ委譲サレテシマフ時分ニハ一千萬圓ト云フモノハ無クナツテ來ルノデアリマス（拍手）更ニ十六年十七年度ヲ考ヘテ見マシテモ、此地租ノ一分減ヲ見合セルト云フ精神ガ籠テ居ルノデアリマスカラシテ、地租ヲ悉ク地方ニ譲ルト云フ案トハ財源論ニ於テ相容レナイノデアリマス（拍手）更ニモウ一步ヲ進メテ論ジマスレバ、政友會ハ其額ガ七千万圓ナルガ故ニ、其趣旨ニ於テデナク、結果ニ於テ贊成スルト云フコトニナタト云フ御趣旨デアリマシタガ、サウ云フヤウニ半額主義ニ拘泥セラレマスト云フト、十六年度以降ニ

デアタウト思フノデアリマス(拍手)恐クハ
是ハ政友會ノ心デハナカラウト思フノデア
リマス、私ハ次ニ進ミマシテ八千万圓論ニ
移ツテ行キマス、八千万圓ニナッタ時ハ必ツ政
友會ハ反対セラレル、所デ此八千万圓ト云
フコトハ私ハ現實ノ問題ニナルト思フノデア
リマス、只今三土君ハ大藏大臣ト小委員
會デ何カ詰シタサウダ、新聞デ見タガ——
サウ云フ風デ何カ他所事ノヤウニ論ゼラレ
マシタ、成程小委員會ニハ三土君ハ御出デ
ガナカツタカラ判ラナカツタカモ知レマセヌ
ガ、懇談會ニ於キマシテモ、亦公開シマシ
タ席ニ於キマシテモ、大藏大臣ガ吾々ニ
向テ、國務大臣ノ資格ニ於テ聲明セラレ
タノデアリマス、即チ残りノ一千万圓ハ大
正十六年度以降ニ財政ニ餘裕ヲ生ズルニ至
リタル時ニ、他ノ緊急ナル施設ト共ニ篤ト
考慮スヘシト言ハレタノデアル、此考慮ス
ルト云フコトハ、一寸考へテ見ルト云フヤ
ウナ意味デナイ、苟モ國務大臣ガ國民ノ
代表者ヲ前ニシテ、考慮スルト云フコト
ヲ言フ以上、是ハ現實ニナルベキ性質ノ
モノデアルト考へナケレバナラヌノデアリ
マス(拍手)若シ小委員會ハ祕密デアッテ判
ラナイト云フ御議論デアリマシタナラバ、
最後ノ小委員會ハ公開セラレテ、而モ速記
ニ載ツテ居リマス、其速記ニ依テ之ヲ明ニ
シテ戴キタイノデアリマス、私ハ尙ホ進ミ
マシテ、是ガ實現性ヲ持ツテ居ルト云フコ
トヲ立證シヤウト思フノデアリマス、大正
十六年度ノ豫算が編成セラレル時分ニハ、
大正十四年度ノ剩餘金が支出來マシテ、ソ
レガ一ツノ財源ニナルニ相違ナイノデアリ
マス、然ルニ大正十四年度ノ決算ニ於キマ
シテモ、濱口大藏大臣ト論シタノデアリ
マス、其最小限度ノ事ヲ考へマシテモ、大
正十四年度ニ納ムベキ酒ノ稅ニ於テ査定石
數カラ出外稅額ト、豫算ニ載ツテ居リマス
所ノ稅額トノ間ニ千五百六十萬圓ノ相違ガア
リ、第三種所得稅ニ於テ二千餘萬圓ノ差ガ

アル、營業稅ニ於テハ一千萬圓以上ノ差ガ
アルノデアリマス、此三稅ダケモ剩餘金
ハ四千六七百万圓ニ達シマス、先づ五千万
圓程ノ剩餘金ハ他ノ事ヲ考へヌデモ出テ來
ルノデアル、是ハ濱口大藏大臣モ大體ニ認
メラレタノデアリマス、斯ウ云フヤウナ剩
餘金ガアル以上、大正十六年度ノ豫算ヲ編
成スルニ當リマシテ、藏相ハ教育費ノ國庫
負擔金額ヲ増スト云フコトヲ考慮セラレル
ニ相違ナイト思フノデアリマス(拍手)尙ホ
大正十六年、七年、八年ノ後ニ至リマシテ、
ナリ澤山アルト信ズルノデアリマス、ソレ
ハ今三土君ガ御述ニナッタ所ニ依リマシテ
モ約一億圓程アルト云フコトデアリマス
ガ、假ニ三土君ノ論ヲ借りテ、稅制整理ノ
結果ガ一億圓ノ增收ヲ來スニ至ツ時分ニ、
一千萬圓位ノ市町村義務教育費國庫負擔金
ヲ吝ム政治家ハナイト思フノデアリマス
(拍手)是レ即チ實現性ヲ帶ビテ居ルト言フ
所以デアリマス、之ヲ要スルニ小學校教育
費國庫負擔金額ヲ増スト云フコトハ、政府
ノ聲明ニ依テ大正十五年度ハ一千萬圓ヲ
増スニ過ギマセヌケレドモ、大正十六年度
以降遠カラザル間に於キマシテ、二千万圓
ヲ増額シ、即チ八千万圓トスルト云フコト
ガ實現セラレルノデアリマス、此點ニ於キ
マシテ我ガ本黨ノ主張ト云フモノガ、殆ド
完全ニ貫徹シタト言フテモ過言デハナイノ
デアリマス(拍手)誰ガ政局ニ當テモ天
下ノ輿論デアル所ノ此義務教育費國庫負擔
金額ヲ増スト云フコトハ、間違ナク實現セ
ラレルノデアリマス、之ヲ妨グル所ノ者ハ
恐らく人心ヲ失ニ相違ナイト信ジテ居ル
ノデアリマス、私ハ更ニ進ミマシテ稅制ノ
整理ニ付テ論及致シマス、先づ第一ニ地方
稅ノ問題ニ移リマス、政友會諸君ハ地租委
員會ハ特別委員會ニ於キ
マシテモ、濱口大藏大臣ト論シタノデアリ
マス、其最小限度ノ事ヲ考へマシテモ、大
正十四年度ニ納ムベキ酒ノ稅ニ於テ査定石
數カラ出外稅額ト、豫算ニ載ツテ居リマス
所ノ稅額トノ間ニ千五百六十萬圓ノ相違ガア
リ、第三種所得稅ニ於テ二千餘萬圓ノ差ガ

考へナケレバナラヌノデアリマス(拍手)
地租委讓ヲ行フコトハ私ハ嘗テ以前カラ論ジ
テ居リマスガ、稅制整理ノ一ツノ方面ニ相
違ナイ、併シ他ノ方面カラ他ノ稅ニ關スル
整理ヲモ加ヘテ行クニ非ザレバ、根本整理
メラレタノデアリマス、斯ウ云フヤウナ剩
餘金ガアル以上、大正十六年度ノ豫算ヲ編
成スルニ當リマシテ、藏相ハ教育費ノ國庫
負擔金額ヲ増スト云フコトヲ考慮セラレル
ニ相違ナイト思フノデアリマス(拍手)尙ホ
大正十六年、七年、八年ノ後ニ至リマシテ、
ナリ澤山アルト信ズルノデアリマス、ソレ
ハ今三土君ガ御述ニナッタ所ニ依リマシテ
モ約一億圓程アルト云フコトデアリマス
ガ、假ニ三土君ノ論ヲ借りテ、稅制整理ノ
結果ガ一億圓ノ增收ヲ來スニ至ツ時分ニ、
一千萬圓位ノ市町村義務教育費國庫負擔金
ヲ吝ム政治家ハナイト思フノデアリマス
(拍手)是レ即チ實現性ヲ帶ビテ居ルト言フ
所以デアリマス、之ヲ要スルニ小學校教育
費國庫負擔金額ヲ増スト云フコトハ、政府
ノ聲明ニ依テ大正十五年度ハ一千萬圓ヲ
増スニ過ギマセヌケレドモ、大正十六年度
以降遠カラザル間に於キマシテ、二千万圓
ヲ増額シ、即チ八千万圓トスルト云フコト
ガ實現セラレルノデアリマス、此點ニ於キ
マシテ我ガ本黨ノ主張ト云フモノガ、殆ド
完全ニ貫徹シタト言フテモ過言デハナイノ
デアリマス(拍手)誰ガ政局ニ當テモ天
下ノ輿論デアル所ノ此義務教育費國庫負擔
金額ヲ増スト云フコトハ、間違ナク實現セ
ラレルノデアリマス、之ヲ妨グル所ノ者ハ
恐らく人心ヲ失ニ相違ナイト信ジテ居ル
ノデアリマス、私ハ更ニ進ミマシテ稅制ノ
整理ニ付テ論及致シマス、先づ第一ニ地方
稅ノ問題ニ移リマス、政友會諸君ハ地租委
員會ハ特別委員會ニ於キ
マシテモ、濱口大藏大臣ト論シタノデアリ
マス、其最小限度ノ事ヲ考へマシテモ、大
正十四年度ニ納ムベキ酒ノ稅ニ於テ査定石
數カラ出外稅額ト、豫算ニ載ツテ居リマス
所ノ稅額トノ間ニ千五百六十萬圓ノ相違ガア
リ、第三種所得稅ニ於テ二千餘萬圓ノ差ガ

此意味ニ於テ茲ニ地方稅ニ關スル法律案ガ
出テ居ルノデアリマス、之ヲ全然否認スルト
云フコトハ私ハ其當ヲ得タモノト信ジナイン
テ居リマスガ、稅制整理ノ一ツノ方面ニ相
違ナイ、併シ他ノ方面カラ他ノ稅ニ關スル
整理ヲモ加ヘテ行クニ非ザレバ、根本整理
メラレタノデアリマス、斯ウ云フヤウナ剩
餘金ガアル以上、大正十六年度ノ豫算ヲ編
成スルニ當リマシテ、藏相ハ教育費ノ國庫
負擔金額ヲ増スト云フコトヲ考慮セラレル
ニ相違ナイト思フノデアリマス(拍手)尙ホ
大正十六年、七年、八年ノ後ニ至リマシテ、
ナリ澤山アルト信ズルノデアリマス、ソレ
ハ今三土君ガ御述ニナッタ所ニ依リマシテ
モ約一億圓程アルト云フコトデアリマス
ガ、假ニ三土君ノ論ヲ借りテ、稅制整理ノ
結果ガ一億圓ノ增收ヲ來スニ至ツ時分ニ、
一千萬圓位ノ市町村義務教育費國庫負擔金
ヲ吝ム政治家ハナイト思フノデアリマス
(拍手)是レ即チ實現性ヲ帶ビテ居ルト言フ
所以デアリマス、之ヲ要スルニ小學校教育
費國庫負擔金額ヲ増スト云フコトハ、政府
ノ聲明ニ依テ大正十五年度ハ一千萬圓ヲ
増スニ過ギマセヌケレドモ、大正十六年度
以降遠カラザル間に於キマシテ、二千万圓
ヲ増額シ、即チ八千万圓トスルト云フコト
ガ實現セラレルノデアリマス、此點ニ於キ
マシテ我ガ本黨ノ主張ト云フモノガ、殆ド
完全ニ貫徹シタト言フテモ過言デハナイノ
デアリマス(拍手)誰ガ政局ニ當テモ天
下ノ輿論デアル所ノ此義務教育費國庫負擔
金額ヲ増スト云フコトハ、間違ナク實現セ
ラレルノデアリマス、之ヲ妨グル所ノ者ハ
恐らく人心ヲ失ニ相違ナイト信ジテ居ル
ノデアリマス、私ハ更ニ進ミマシテ稅制ノ
整理ニ付テ論及致シマス、先づ第一ニ地方
稅ノ問題ニ移リマス、政友會諸君ハ地租委
員會ハ特別委員會ニ於キ
マシテモ、濱口大藏大臣ト論シタノデアリ
マス、其最小限度ノ事ヲ考へマシテモ、大
正十四年度ニ納ムベキ酒ノ稅ニ於テ査定石
數カラ出外稅額ト、豫算ニ載ツテ居リマス
所ノ稅額トノ間ニ千五百六十萬圓ノ相違ガア
リ、第三種所得稅ニ於テ二千餘萬圓ノ差ガ

諸君ガ地租ヲ以テ市町村稅トスルコトニ、何ヨリモ地方稅整理ノ良キ方法デアルト考へ反對ハ出來ナイ善デアラウト思フノアリマス（拍手）尙ホ府縣營業稅、府縣稅雜種稅ガ苛酷ノ稅デアルト云フコトハ天下ノ輿論デアリマス、之ニ對シテ整理ヲ行ハウト云フコトガ果シテ何處ニ惡イコトガアリマスカ（拍手）府縣營業稅、府縣雜種稅ヲ整理スルト云フ方針ノ上ニ立テ居ル所ノ地方稅ニ關スル法律案ハ、現行制度ヨリ一步ヲ進メルモノデアルト考へザルヲ得ナインオニアリマス（拍手）斯ウ云フコトハ諸君御承知ノ通り、嘗テ原内閣當時ニ起サレマシタ臨時財政經濟調査會ニ於テ、二年ニ亘テ研究シタコトデアリマス、而シテ其結論ハ今申シマシタ大體ノ趣旨アツタノアリマス（拍手）此調査ヲ誰ガ行タカト云フコトヲ考へマスレバ、實ハ政友會ノ功績デアリマス、此政友會ノ功績ヲ現内閣ハ奪ツタノデアリマス、臨時財政經濟調査會ニ於テ調査シタ所ノ大體ノ案ヲ現内閣ハ採フテ、地方稅ニ關スル法律案ヲ出シテ居ルノデアリマス（拍手）此神ニ於テ之ヲ言フノデアリマス、吾々ハ政策本位ニ…（發言スル者多シ）○副議長（小泉又次郎君）　静浦ニ願ヒマス○小川郷太郎君（續）　吾々ハ政策本位ニ立テ居リマス、其案ガ政友會内閣時代ニ調ベタモノデアラウト、其案ガ現内閣ヨリ提出セラレヤウト、サウニ云フコトヲ問フ限リデアリマセヌ（拍手）其内容ガ現在ノ實情ニ立脚シテ採ルベキモノアリトスルナラバ、之ニ贊成スルコトヲ惜マナイノデアリマス（拍手）是ハ實ニ吾々ガ國家本位ニ立テ居税トシテ三千万圓、ソレニ附加稅トシテ市町村ニ二千四百万圓、戸數割ヲ施行シ難キニ此地方稅ニ關スル法律案ノ中ニモ家屋稅ノ如キハ新シイ稅デアリマス、而モ政府ノ市サレル所ニ依リマスト、府縣所ノ市ニ於キマシテ二千万圓位、合セテ六

七千万圓ノ家屋稅ヲ掛ケルト云フコトニ
ナフテ居リマス、是新稅ト致シマシテハ人
民ハ必ズヤ苛酷ニ感スルデアラウト思フノ
金額ガ増加セラレマス以上ハ、地方ノ財政
ニ餘裕ヲ生ズルノデアリマスカラ、此新稅
ニ施行ニ對シテハ政府ハ篤ト考慮ヲ致シテ、
人民ノ負擔ヲホドー、ニスルト云フコトヲ
考ヘラレントヲ切ニ希望シテ已マヌノデ
アリマス、殊ニ其附加稅ガ百分ノ八十ナン
カニ至ルノハ、甚ダ重キニ過ギテ居ルト云
フコトヲ感ゼザルヲ得ナイノデアリマス
(拍手)此點ニ於テ政府ノ猛省ヲ促シテ置キ
タイト思フノデアリマス、之ヲ要スルニ私ハ
固ヨリ地方稅ニ關スル法律案ナルモノヲ完
全ナモノデアルト見テ居リマセヌ、相當ニ
缺點ヲ持テ居ルモト見ルガ、今日ノ現行
制度ヨリハ更ニ一步進メテ居ルト云フコ
トヲ信ズルノデアリマス、國稅ニ關シテ一
言ヲ加ヘタインデアリマス、私ハ國稅ニ關
シマシテハ委員會ニ於キマシテモ十分ニ議
論ヲ致シマシタカラシテ、茲ニ再ビサウ云
フ議論ヲ繰リ返シマセヌ、唯、私ハ根本論
ト致シマシテ、租稅體系カラ考ヘテ見タイ、
政府ハ現行制度ヲ土臺ニシテ之ニ改善ヲ加
租、營業稅ナルモノハ、現行制度ニ於キマ
シテハ大體ニ客觀的ノモノデアル、外形標
準ニ依リ課稅スルノデアリマス、ソレデア
リマスカラ、所謂物稅ト云フ本性ヲ發揮シ
テ居ルノデアリマス、然ルニ政府案ヲ能ク
見マスルニ、營業稅ハ營業収益稅ノ根本
精神ナルモノハ、純益ヲ取フテ課稅標準トス
ルノデアリマス、是ハ大口君ノ指摘セラレ
マシタ通りニ、一種ノ特別所得稅ノ形ヲ持
テ來テ居ルノデアリマス、所ガ地租ナリ資
本利子稅ニ於キマシテモ、純然タル純益ト

ハ云ヘナイカモ知レマセヌケレドモ、賃貸
價格ヲ引捉へ或資本ノ利子トシテ拂ハレル
モノ其物ヲ取ルト云フコトニスレバ、是
外形ノ標準デハ断ジテナイノデアリマス、
免ニ角純益ニ近イモノヲ捉ヘテ居ルノデア
リマス、隨テ或一種ノ特別所得稅ノ形ヲ
持テ來テ居ルノデアリマス、之ヲ現行營業
稅ニ較ベテ見ルト、實ニ非常ナ差デアリマス、
又現行地租ハ地價ヲ標準トシテ掛ケル
アリマスガ、貨貸價格ヲ標準トシテ掛ケル
モノニ較ベテ見ルト所謂收益ノ稅カラ特別
所得稅ノ方向ニ向テ進ンデ居ルト云フコ
トハ爭フベカラザルモノデアリマス、サウ
致シマスト云フト、國稅ノ整理ハ個々別々
ニ出來テ居リマスケレドモ、成ベク純益ヲ
捉ヘテ行カウト云フ精神ガ流レテ居ルノデ
アリマス、即チ現行ノ制度デアリマス所ノ
全ク純益ト關係ノナイヤウナモノヲ取テ
掛けル稅制ヨリ進ンデ純益若クハ純益ニ近
イモノヲ取テ課稅スルト云フ制度ニ進ン
デ行クノデアリマス、從來國稅體系ニ關
聯シテ國稅整理ノ議論ガアリマス、或ハ一般
所得稅ヲ中軸トシテ特別所得稅ヲ配スルガ
宜イト云フ議論ガアル、或ハ一般所得稅ヲ
中軸ニシテ一般財產稅ヲ之ニ配スベシト云
フ議論ガアリマス、今日ノ稅制整理案カ
ラ見マスト、一般所得稅ヲ中樞トシ特別所
得稅ヲ配スルト云フ方向ニ向テ進ンデ居
ルト見ルコトガ出來ルノデアリマス、私ハ
一般所得稅ニ配スルニ一般財產稅ヲ以テス
ルガ宜イノカ、一般所得稅ニ配スルニ特別
所得稅ヲ以テスルノガ宜イノカ、ヲ論ジヤ
ウトスルノデナイカ、特別所得稅ノ方向ニ
進メル以上少クトモ現行制度ヨリモ進ンデ
モノハ何ト言テモ現行制度ヨリハ宜イト
居ルモノデアルコトハ疑ナイ所デアリマス
(拍手)サウ云フ風ニ觀察シテ見マスト、今
問題トナフテ居リマス所ノ稅制整理案ナル
結論シテ差支ナインオデアリマス(拍手)サウ
云フ意味ニ於テ私ハ委員長報告案ニ對シテ
贊成ヲ表シタイト思フ者デアリマス(拍手)
飽迄モ申シテ置キマスガ、稅制整理ト云フ
大事業ハ一日ニ於テ出來ルモノデナイ、嘗

ハ之ニ亞グモノデアルトハ思フノデアリマ
ス、政治ト云フモノハ理想ダケデハイカナ
イノデアリマス、一步々々ニ進ムト云フコ
トニ於テ意義ヲ有スルノデアリマス、税制
整理ナルモノガ一步ヲ進メタ上云フナラバ、
茲ニ大ナル意義ヲ有シテ居ルノデアリマス、
サウ云フ意味ニ於キマシテ私等ハ國家本位
ニ立チ、政策本位ニ立テ此案ニ賛成シヤ
ウトスルモノデアリマス、之ヲ或ハ妥協政
治ト云ヒ、色ニテ惡名ヲ被セラレルコトア
リテモ私ハ東心少シモ恥ヅルモノデナイ、
之ヲ天下ノ輿論ニ聽ク、國家本位ニ立ッテ
良イ政策ノ實行ニ參與スルニ何ノ惡イ所ガ
アルカ、私ハ政治家ノ爲スベキ所ハ正ニ此
ニ出デザルヘカラズト信ズルノデアリマス
(拍手)

租營業稅ト云フモノハ、是ハ國稅トシテハ全廢ヲシテ地方ニ委譲スル、其財源ヲ國家ト云ヘバ、矢張地租營業稅ヲ全廢ヲシテハドウスルカト云ヘバ、是ハ財產稅ヲ起サヌ、是ガ第一案、第二案ト云フノハドウカ之ヲ地方ニ委譲スルト云フコトハ、矢張第一案ト同ジデアル、唯、其財源ヲ國家ハ何デ産ムカト云ヘバ、特別所得稅ヲ以テ之ヲ産ムガ宜シイ、是ガ第二案デアル、第三案ト云フノハドウデアルカト云フト、丁度今度政府が出来サレタヤウナモノニ似テ居る案デ地租營業稅ヲ現在ノ儘置イテ、之ニ多少ノ修正ヲ加ヘテ置カウ、是ガ第三デアル、所ガ財政經濟調査會ニ委員會ハ、長イ間研究ヲシタ結果、一ツノ意見ヲ付ケタ、何ト付ケタカト云フト、今申シタ第三案、即チ現在ノ儘ニ地租營業稅ヲ置イテ、之ニ改正ヲ加ヘテ置クト云フコトダケデハ、是ハ極メテ姑息タルヲ免レズト明瞭ニ理由書ニ書イテアル(拍手)斯ノ如キ姑息ナモノデハ、到底根本的ノ我國ノ稅制ノ整理ヲ爲スコトハ出來ナイカラ、此第三案ハイケナイ、第一案ガ宜シト云フ議論ガアッタノデアリマス(拍手)所ガ是ガ本會議ニ於テ、第三案ガ宜イト云フ議論ハ洵ニ少ナカッタノデアリマスガ、第一案第二案ノ中デ、或ハ特別所得稅ガ宜イト云フ人モアレバ、財產稅ガ宜イト云フヤウナ人モアッテ、所謂此點ニ對シテ甲論乙駁デアリマシタ爲ニ、議論ガ決スルニ至ラズシテ、財政經濟調査會其モノハ委員會デ決メタ通りノモノヲ參考トシテ政府ニ送ツテ置イタト云フノガ、是ガ財政經濟調査會ノ結果デアリマスカラ、財政經濟調査會ニ於ケル委員ノ大多數ハ、當時矢張地租營業稅ハ地方ニ委譲ベシト云フノガ大多數デアル(拍手)此當時私ハ國民黨アリマシタガ、矢張地租營業稅ハ地方ニ委譲スベシト云フ論ニ賛成ヲ致シタ、政友會モ矢張其通リノ意見デアッテ、時ノ政府デアラレタ所ノ政友會モ、矢張地租營業稅ハ地方ニ委譲スベシト云フ意見ニ賛成ヲサレタ、唯、今日大藏大臣デ居ラレル所ノ濱口

雄幸君ハ、當時委員ノ一人デアラレマシテ、委員會ニ御列席ノ場合ハ、委員會ノ說ニ御贊成デアタヤウニ見受ケタノデアリマスガ、本會ニ於テハ、財政經濟調査會ノ本會ニ於テハ、說ヲ變ヘラレタ、其處ニ三土忠造君カラ質問ガ起テ、貴方ハ說ヲ變ヘタデハナイカト質問ノアツ時ニ、濱口君ハ立派ニ立タレテ、私ハ考慮ノ結果、說ヲ變ヘタト云フコトヲ明言サレタ（拍手）是ハ何モ咎メルニハ當ラナイ、考慮サレテ說ヲ變ヘラレコトハ、洵ニ結構デアル、吾々ハソレヲ決シテ彼是ハ言ハナイ、唯、現在ノ案ヲ政友會ガ財政經濟調査會ニ於テ贊成シタモノデアルノヲ、今日反對スルノ如ク論ゼラレルカラ、私が此處ニ事實ヲ明白ニスル必要ガアルト考ヘル（拍手分々タカ）ト呼フ者アリ）ソコデ私共ハデス、此體系ノ上カラ考へテ見テ、今ノ政府ノ爲サントスル所ノ稅制案ハドウデアルカト云ヘバ、豫テ政府ガ説明ヲシテ居ラレル通り、矢張此所得稅ト云フモノヲ中樞トシテ行カレルノデアル、是ハ吾々モ決シテ反對ハ致サナイ、此所得稅一本デハ工合好ク往カナイト云フノデ、此補完稅——完ク補フ所ノ稅トシテ、一面ニ地租ヲ用ヒ一面ニ營業稅ヲ用フル、而シテ是ダケデハ往カナイカラ、資本利子稅ヲ置キ、一面ニ於テ家屋稅ヲ配置シテ行カウ、是レデ體系ヲ整ヘヤウト言ハレル、一通リノ說ハ立シテ居ナイトハ思ハナイ、ナイガ折角サウシテ體系ヲ立テ、行カレルナラバ小川君等ノ言ハレルヤウニ、又吾々モ考ヘテ居ルヤウニ、免ニ角暫定的ノモノデアルナラバ、マダ宜ノデアルガ、政府ノハサウデハナイ、根本ノ稅制整理ナリト云ヒ之ヲ以テ祖會政策ナリト唱ヘ、產業ノ基礎ヲ鞏固ニスルト云ヒ、種々ナ事ヲ言ハレテ、之ガ根本的ノモノデアルト云、テ出サレルカラ、吾々ハ之ニ對シテ色々ノ意見ガ出ル、左様ニシテ體系ヲ立テルナラバ、何故營業稅ト地租ト家屋稅ノ間ニ、モト適當ナ均衡ヲ取ラナイカト吾々ハ論ズルノデアル（拍手）此事ニ對シテハ只今小川君モ私ノ指摘シタ事ニ同感ダト此席デ言ハレタノデア

ルガ、今回改正ニナル所ノ營業収益稅ハ
ドウ見テモ是ハ今迄ノヤウニ營業場トカラ
フモノニ掛ケルノニアラズシテ、其營業ヲ
爲ス此純益ニ掛ケテ行クノデアルカラ、ド
ウシテモ是ハ特別所得稅ノ性質ノモノデ
アル(拍手)所得稅ヲ二重ニ掛ケル所ノ性質
ノモノデアル、所得稅カラ云ヘバ是ハ二重
稅ニナル、ナルケレドモ、營業稅ト云フモ
ノニ對シテ所得稅ヲ單ニ取テハ、收入
ナキモノハ如クシテ免レルモノガアツテ、勘
勞所得ノ如キモノト均衡ガ取レナイカラ、
二重稅ハ承知ノ上デ營業収益稅ヲ掛ケテ行
クカラ、言ヲ迄モナクは補完稅デアル、勘
サウ云フコトヲ營業稅ニスルナラバ、矢張
同ジ道理デヤル所ノ地租ト云フモノヲ質貸
價格デヤルノハ、理窟ガ合ハナイデハナイン
カト吾々ハ論ズルノデアル(拍手)質貸價格ト
云フモノヲ今モ純益ニ近イヤウニ言ハレ
ルノデアルガ、純益ハ讀ンデ字ノ如ク純益
デアル、有ユル經費ヲ差引イタ所ノモノデ
アル、處ガ地租ノ貨貸價格ト云フ方ハ、言
フ迄モナク之ニ對スル所ノ經費ト云フモノ
ハ差引カレナイ所ノモノデアル、一方ニ經
費ヲ差引イタモノニ稅ヲ掛ケ、一方ニ經費
ヲ差引カナイモノニ稅ヲ掛ケテ、等シクタ
ノ兩輪ノ如ク補完稅トシャウトスルノデアル
ルカラ、體系上當ヲ得テ居ナイノデハナイカ
ト吾々ハ論ズルノデアル(拍手)是ハ
シテハデス、元田委員長カラ先刻モ此壇ニ
於テ御述べニナッタ通り、政府ノ答辯甚ダ
要領ヲ得テ居ナカッタノデアル(拍手)是ハ
私ガ決シテ自己ノ利益ノ爲ニ言フノデ
ハナイ、公明デアルベキ筈ノ元田委員長ガ、
態、其事ハ此壇ニ對シテ非常ナ無理ガア
ルト思フノハ、例ヘバ營業収益稅、今言フ
通り純益ニ稅ヲ課スル、之ニ對シテ營業ニ
使フ所ノ土地ノ地租ハ引カレルコトニナシ
テ居ル、是ハ當然デアル、所ガ家屋ニ對シ
テノ地租ハ引カレテ居ナイノデアル、家屋
ガナクテハ營業ハ出來ナイ、家屋ガナクテ

テハ營業ハ出來ナイガ、今回地方稅トシテ
家屋稅ガ掛カル、之ニ對シテ營業ノ元ガ引
ケルカト云フト、必ズ營業ノ純益ヲ見積ム
トキニ、已レノ所有シテ居ル家屋ノ貸貸價
格マデ積ムテ、純益カラ仰引去リニハナリ
マスマイト思フ、ソレデアルカラ借家ヲ借
リテ營業ヲシテ居ル者ハ、家賃ヲ純益カラ
引クカラ、營業収益稅ハ少イケレドモガ、
已レノ所有シテ居ル家屋デアレバ、其家屋
ノ貨貸價格ヲ見積ムテ引イテ吳レナイト云
フコトニナレバ、是ハ非常ナ迷惑ナモノニ
ナル(拍手)ソレデサウ云フ類ノ事ヲ段々研
究シテ行キマスト、只今ノ此體系ニハ餘程
無理ガアル、ドウシテモ是ハ外國ナドノ
例モ取ルテ、獨逸ノ一部ニ於テハ近頃亦地
租ヲ置イタ國モアルヤノ御答辯モアツタノ
デアリマスガ、世界各國ノ文明國ガ段々研
究ヲシテ、ドウシテモ此地租ト云フモノハ
國稅トシテハ旨ク行カナイカラト云フノ
デ、之ヲ地方ニ委譲シタト云フコトハ、吾
吾尤モナ事デアルト今日考ヘテ居ル、ソ
レデアルカラ財政經濟調査會ナドハ長イ
間研究ヲシテ、結局稅制ノ根本的整理トナ
レバ、地租營業稅ヲ全廢シテ、之ヲ地方
ノ財源ニ充テル、而シテ國家トシテハ別
ニ何トカ補完稅トシテ必要デアレバ立派ナ
相當ナモノヲ研究シ、或ハ財產稅ガ宜イカ
カ、特別所得稅ガ宜イカ、マダ是ハ別問
題デアルガ、其簡ニ考ヘナケレバ、ナラ
ヌ、或ハ單一所得稅デ行カウト云フ議
論モアル、サウ云フヤウナ事柄ヲ研究シテ
カ、真ニ此國稅ガ整理サレテ、恰モ灰ノ中ニ
ズット筋ガ行クヤウニ、地方稅マズット體
系ヲ整ヘテ行クニ非ザレハ稅ノ整理ハ出來
ナイ(拍手)ソレ故ニ私共ハ此體系ノ上カラ
シテ、今ノ政府ノ案ト云フモノハ缺陷ガ極
メテ多イト云フコトハ吾々ハ考ヘナクチヤ
ナラヌノデアリマス、殊ニ私が決シテ是ハ
御修正ニナリ妥協ヲサレタ諸君ヲ彼此レ申ス
ノデハナイ、全クノ事實上カラ申スノデア
ルガ、殊ニ私ガ今回ノ妥協案ト申スカ、委
員會ノ修正案ト云フカ、一層此體系ヲ惡クシ
シタモノナアルト考ヘザルヲ得ヌノデアル

(拍手)何故デアルカト言ヘバ地租一分減デ
アル、是ハ色ニ政治上ニ言ヘバ、長ク政友
會が唱ヘラレタ主義ヲ捨テタトカ、政府ガ
捨テタトカ色ニ論ジヤウガアラウガ、暫ク
私ハサウ云フコトハ言ハナイ、言ハナイケ
レドモ茲ニ地租一分減ト云フコトヲ掲グラ
レテ、地租ヲ一分減ズルガ故ニ、負擔ノ均
衡ヲ得テ租稅ノ體系ガ立タト政府ハ言ツテ
居ラレルチヤアリマセヌカ、其中ノ一等骨
子デアル、大切ニ地租一分減ハ捨テ、地
租ヲ取ルト云フコトニナシナラバ、是デ
果シテ體系ガ立チマスカ(拍手)地租一分減
ヲ捨テルナラバ、捨テルダケ、ソレダケ政
府ガ最初言明シタ所ノ體系論ヲ打破ルコト
ニナルコトハ明瞭デアリマス(拍手)所ガ政
府ハ今モ大藏大臣ガ此處ニ言ハレテ居ル
ガ——斯ウ云フコトヲ言ハレテ居ル、ソレ
ハ成程サウダ、サウデアルケレドモ一面ニ
義務教育費國庫負擔金ヲ一千万圓増ス、是
デ市町村ノ均衡モ取レル、算盤上宜イカラ
ト言ハレルガ、假ニ政府ノ言ハレルコトヲ
其儘信ジタ所ガ、是ハ算盤ズクノ話デ決シ
テ稅ノ體系デハアリマセヌ(拍手)之ヲ算盤
ズク一點ニ言ヘバ一面ニ於テ政府カラ言フ
ト、是ハ現在政府が提案サレタ案ヨリハ寧
ロ地租ヲ一分ダケ増稅ヲシテ、其金ヲ以テ
義務教育費ニ吳レルト同ジ理窟ニナルノデ
アリマス(拍手)此理窟ニ背クコトハ出來ス
コトハ、説明ノ上カラ言ヘバ明瞭デアリマ
ス、後ニ私ハ又色ニ義務教育費ニコトデ最
後ニ論ジマスガ、サウ云フ譯ニナリマスカ
テ、此地租一分減ヲ捨テラレタト云フコトハ
一層不衛ニナリ、或ハ地租ト營業稅ノ間、
或ハ家屋稅ノ間、體系ノ上權衡ノ上ニ於テ
益々宜シクナイ、不合理ナモノト相成タト
云フコトヲ私ハ認メザルヲ得ヌノデアリマ
ス(拍手)ソコデ是ハ大體論デアリマスガ、
私ハ是カラ一二ノモノニ付テ批評ヲ致シ
テ、國稅ノ——直接稅ノ中ニ於テ先づ批評
致シ、ソレカラ間接稅ニ這入テ見タイト
思フノデアルガ、先づ地租ノ免稅點デアリ
マス、是ハ私ハ最初カラ此處ニ質問ヲ致シ
テ居ルノデアルガ、地租ノ免稅點ガ出來

テ、是ガ旨ク行ヘレバ此位宜イコトハアリ
マスマイ、吾々モ敢テ反対ハ致サナイケレ
ドモ是ハ矢張財政經濟調査會ノ時代カラノ
研究デ、公平ニ旨ク行カナイモノデアルト
云フコト實ハ相成シテ居ル、ドウシテ行乞
ルカト今回モ考ヘテ見タノデアルガ、是ニ
ハ非常ナ困難ヲ生ズル、譬ヘテ言ヘバ私ダ
嘗テ此處デ質問ヲ致シタガ、或村ニ於テ
地價百九十圓ヲ持テ居ル人ガアルトスル
ト、是ハ無論免稅ニナリマス、免稅ニナリ
マスガ、隣ノ村ニ同ジ人ガ二十圓ノ地價ヲ
持シテ居ル、之ヲ一ツ寄セラレマスレバ、二
百十圓ニナルカラ、全部はハ稅ヲ取ラレルコ
トニナシテシマウ、幸ニ隣ノ村ヲ入レラレヌ
デ、自分ノ村ダケナラバ地價百九十圓ダカ
ラ免稅ニナルガ、隣ノ村ニ二十圓持シテ居
ルノヲ合算スルト二百十圓ニナルカラ全部
取ラレルコトニナル、サウ云フヤウナ非常ナ不
公平ヲモ生ズルモノデアル、又隣接町村ト自
分ノ町村トノ關係、種々ナルコトヲ細カク考
ヘテ見ルト、此地租ノ免稅點位困難ナモノハ
イ、餘程足ハ不公平ヲ生ズルト私ハ言フ、所ガ
修正案ニ依テ修正ヲサレタ所ニ見ルト、
今回ノ此修正案デ一度と此法文ヲ讀ンデ
見ルガ、私ガ考ヘ達ヒカモ知レナイガ、マダク考
是ハ質問ヲシテ御答辯ハ受ケナイガ、今回
修正案ニ依テ修正ヲサレタ所ニ見ルト、
隣接町村ヲ加ヘラレテ居ル、「前條ノ規定
ニ依リ地租ヲ納ムベキ者ノ住所地市町村及
其隣接市町村内ニ於ケル田畠地價ノ合計金
額其同店家族ノ分ト合算シ二百圓未満ナル
トキハ」云々トアル、隣接町村ヲ合セルト
非常ニ宣イヤウデアルケレドモ、事實今ノ
ヤウナ結果ヲ來サザルヲ得ヌノデアル、例
ハ成程恩典ニ浴スル、所ガ今言フ通り私ガ茲
ヘバ我ガ或ル村ニ於テ百八十圓持シテ居ル、
百八十圓ノ地價ヲ持シテ居シテ、隣ノ村ニ十二
十圓ダケ持シテ居レバ隣ノ十圓持シテ居ル者
ラレルガ爲ニ、元マダ失シテシマウト云
フ結果ニ相成ル、私ハドウシテモサウナル
モノト思フ、サウ云フ法律ニナルト思フ、
ドウシテモサウナルト私ハ思フ（發言者多

(發言者多シ) サウナラナケレバ御説明ヲ願ヒダイ、
騒ギニナラナクテモ、若シ違テ居ルナラ
ハモウ私ハ質問ヲシナイ、此席ニ於テ初メ
テ之ヲ受取タノデアルカラ、解釋ガ違フ
ナラバ違フト言フテ後テ靜ニ御説明ヲ下ス、
夕方ガ宜イト思フ(拍手)ソレカラ又小作ト
云フモノニ付シタモノハ、免稅シナイト云
モノハ、是ハ或ル一面ガラ云フト理由ガア
ルヤウデアルガ、實ハ免稅點ノ範圍ヲ縮メ
ラレタ事ニ相成ル、何處カラ見テモ私ハ却
テ此地租ノ免稅點ノ範圍ヲ縮メラレ、決シ
テ此地租免稅點ノ間ニ起ル所ノ種々ナル不
均衡、不公平ト云フモノハ、決シテ是ガ爲
ニ除イテ居ラナイト私ハ感ズルノデアリマ
ス(拍手)次ニ私ハ所得稅並ニ營業稅、資本
利子稅トノ關係ニ付テ、一言致シタイト思
フノデアリマスガ、先刻吾々ノ同僚デアル者
所ノ武藤君ヨリ、色と詳シク述ベラマシ
ガアンテ、一面ニ於テハ其人ガ資本利子稅ヲ
タカラ、私ハ精密ナ事ハ申シマセヌガ、一
ソノ例ダケヲ茲デ申シテ見タイト思フノデ
アリマス、例ヘバ茲ニ營業收益稅ヲ納メル者
ガアンテ、一面ニ於テハ其人ガ資本利子稅ヲ
納メテ居ル、此資本利子稅ト云フモノハ營業
收益稅カラ控除セラレル、控除セラレルカ
ラシテ、残リガアリサウナモノデアルガ、或
場合ハ残リガ無イモノガ出來ル、残リノ無オ
ノミナラズ、寧ロ資本利子稅ノ方が多イモ
ノガ出來ル、サウ云フ道理ノ無イヤウナコト
ニチヨット考ヘル、何故デアルト云フト私ガ
申ス迄モナイガ、資本利子稅ト云フモノハ經
費ヲ差引イテ居ナイ、資本利子其儘ニ對シ
テ課稅ヲ致ス、所ガ一面ニ於テ會社ノ利
益、營業收益稅ヲ見ル場合ニハ、經費ヲス
カリ差引クノデアル、ソレガ故ニ割合三資
本利子稅ヲ納メル所ノ材料ヲ澤山持テ居
トノ關係ノミナラズ、委員會ニ於テ小川君
モ御承認ニナリマシク通り、此理窟ハ政府
モ認メテ居ル、此理窟ハ第一種ノ所得稅ト

第二種ノ所得稅トノ場合ニ於テモ全ク同一
デアリマス、全ク同一デアルカラシテ矢張
第二種ノ所得稅ノ方ガ第一種ノ所得稅ヨリ
モ多イ場合ガ出來ル、引イテ餘リノ出來
場合ガ出來ル、斯ウ云フ場合ハドウスルカ
ト政府ニ質問スルト、政府ハ餘計ナモノダ
ケ取ダノデアルカラ、其餘リノ出ルノハ
已ムヲ得ナイト稱シテ居ルノデアルガ、此
位ナ不公平ナコトハナイ（拍手）又斯ウ云フ
モノガ出來ル譯ハ何處デアルカラト云フト、
今申ス通り一方ハ經費ヲ差引き、一方ハ經
費ヲ差引カナイ、經費ヲ差引イタモノト、
經費ヲ差引カナイモノトノ間デ、稅金デ差
引ヲサレルカラ、斯ノ如キモノガ生ズル、
は餘程不合理デアル、是ハ原理ヲ段々
迪テ申セバ、小川君ノ言ハレル第一種ノ
所得ト、第三種ノ所得ト一緒ニシテ、是分
本當ノ純理デアルト云フコトニナル、事實
取扱上困難デアルカラト云ウテ、謂ハミ暫
定的ノモノトシテ是ガ設ケテアルノデアル
ガ、併シ之ヲ設ケル以上ハ今少シ均衡ヲ得
ルヤウニ是ハ考ヘナケレバナラヌノデア
ル、即チ之ヲ精密ニ細カク言フト、其稅ト
稅トノ喰合フ所ニ於テ、經費ト云フモノ三
對シテ特別ナル其簡ニ利害ヲ感ズルコト
ハ、是ハ明瞭デアリマス、餘程不公平ナモ
ノニナルノデアリマスガ故ニ、是等ハ餘程
告ニモナリマシタ通り、資本利子稅ト云フ
モノヲ營業收益稅カラ引ク結果トシテ、地
方ノ附加稅ト云フモノニ對シテ非常ナル原
ニナリマシタガ、諸君モ御承知デ、既ニ報
考ヘナクチャナラス、ソレカラ又一方ニ於
テ、是ハ私共ノ修正ガ幸ニ容レラレテ修正
ニナリマシタガ、諸君モ御承知デ、既ニ報
告ニモナリマシタ通り、資本利子稅ト云フ
モノヲ營業收益稅カラ引ク結果トシテ、地
方ノ附加稅ト云フモノニ對シテ非常ナル原
告ニナックリデアリマス、サウ云フコト
案ハ影響ヲ來スコトニ相成テ居ル、斯ウ
云フコトハ餘程重大ナル政府案ト云フモノ
ノ缺陷デアルト云フコトハ、委員長モ御報
告ノ間ニ均衡ノ取レナイ所ノモノガ隨分澤山
アル、ソシニ殊ニ私ハ此際一言明瞭ニ此處
細カク研究ヲ致シテ見ルト、サウ云フコト
デ申シテ置キタイト思ヒマスノハ、營業收
益稅ノ問題デアリマス、是ハ今迄モ多數ノ

方ニ依テ此演壇ニ於キマシテ論ゼラレ、
政府ニ於テハ是ガ總括シテ減税ニナルト云
ナラナイ、増税ニナルト云フコトヲ
唱ヘテレタノデアルガ、實ハ政府ノ計
算ノ仕方ニ對シテ私ハ異論ガアルノ
デアリマス、政府ノ計算ト云フモノ
ハ、來年度ニ於テ此儘デ置ケバ當然殖エテ
來ル所ノ稅ヲ標的トシテ、是カラ今回決メ
ル所ノ收益稅ヲ積ゲテ、差引イテ減税ニナル
ト云フノデアルカラ、此計算方法ト云フモ
ノハ決シテ私ハ正シキ計算デナイト認メテ
居リマス(拍手)併ナガラ假ニ政府ノ言ハレ
ルヤウナコトニ相成ルト假定ヲ致ス、私ハ
ソレハ承知ガ出来ナイガ、假定ヲ致シテ
所デ斯ウ云フコトヲツ考ヘテ見テ貰ヒタ
イ、一等低イ所ノ營業者ハドウデアリマセ
ウ、御承知ノ通り政府ノ提案ニ依ルト云フ
ト、最低ノ營業収益稅ノ納稅者ハ純益四百
圓、今迄ドウデアルカト云ヘバ、賣上金額二
千圓、之ヲ物品販賣業ニ當テ、考ヘテ見
マスト云フト、今迄ハ一千圓ニ付テ三圓ノ
稅デアリマスガ故ニ、二千圓ノ最低ノ賣上
ノ人ト云フモノハ六圓ノ營業稅デ、之ニ從
業者一人居テ、一圓加ヘタ所ガ八圓、二人
ノ從業者ヲ斯ウ云フ人デ居ケルハ無カラ
ウト思ヒマスガ、假ニ二人ノ從業者タ之ニ
加ハルトシテハナラヌノデアリマス、ソレデ
アルカラ最低ノ人ト云フモノハ、ドウシテ
モ是ハ明瞭ニ增税ニナルノデアリマス、若
シ此算盤ガ違テ居ルト云フナラバ、此演壇
デ明瞭ニ數字ヲ計算シテ見レバ明デアリマ
ス、此位明ナル數字ハ、最早何ト大キナ聲
ヲ御出シニナッテモ、胡麻化スコトハ出來
ニ於テハ賣上デアルカラニ割ナドハ利益ハ
イノデアリマス(拍手)ソコデ斯ウ言フト反
對ノ人ヤ或ハ政府ハ斯ウ言フカモ知レナ
ガ一等低イ所ノ營業者ガ、二千圓シカナイ

賣上ノ人ガ、二割ヤソコ等儲ケズニドウシ
テ食ヘルカト云フコトハ、必ズは税務署
ノ人ハ言フニ違ヒナイ、今迄一般ノ日本中
ニ人ハ皆ソレデヤラレテ居ル、ドツ云フ風
ニヤラレルカト云フト理窟デ押付ケラレ
テ、オ前ノ家ハ家族ガ幾人アル、此位ノ純
益ガナクシテ飯ガ食ヘル道理ガアルカト賣
メラレルカラ、據ロナク税務署ノ役人ノ言
フ所ニ服スル、ソレデアルカラ事實ニ於テ
二割ソコ等ノ儲ケダナクテ食ヘル筈ガナイ、
儲ケガナクテドウナルカト云フコトニナル
コトハ明デアリマス、ソレノミナズ茲ニ
最モ諸君ニ訴ヘテ置カナケレバナラヌノ
ハ、此最モ低イ所ノ所得純益ノ中ニハ家庭
ノ者ノ實ハ給料ダ這入テ居ル會社デアル、
トカ、大キナ所ハ人ヲ使ヘバ給料ヲ拂フ、
其給料ハ純益カラ當然差引クコトガ出來
所ガ夫婦一人、子供位使ツテ細カイ商賣ヲ
ヤツテ居ル人ハ、親爺ヤ息子ヤ、細君ニハ給
料ヲ拂テ居ナイノデアルカラ、ソレハ生活
費トシテ見ラレテ經費カラ差引クコトガ出
來ナイ、ソレデアルカラ極ク低イ人ノ收益
ト政府が見ル中ニハ、實ハ勤勞ガ這入テ
居ル、其家ノ人ノ勤勞ガ這入テ居ル、是
ハ頗ル苛酷ナモノデアルト云フコトハ吾々
ハ思ハナケレバナラヌ(拍手)ソレノミナラ
ズ、只今申上ダル通り、家ハドウデアルカラ
東京邊リデ見レバ裏店ト云フヤウナ所ノ人
ハ、高イ借家デアルカモ知レナイガ、是ガ
少シ地方ニ出レバ隨分小サイ商人デアッテ
モ、家ダケハ小サイナガラ自分デ所有シテ
居ル、此家賃ハ收益カラ引イテ貰へナイ、
己ノ家ニ對スル此質貸價格ニ對シテ、結局
營業収益稅ヲ拂フト同ジ結果ニナル、コト
ハ、是ハ明瞭デアリマス、斯ツ云フ事納ト
云フモノハ、餘程是ハ政府ニ於テモ御考へ
平デアルト思フノハ、所得稅ト釣合ハヌコ
トデアリマス、先刻申シタ通り、體系ノ上
カラ云ヘバ、營業稅ト云フモノハ所得稅ノ
補完稅所得稅ヲ完カラシムル稅デアリマ

ス、恰モ二重ニ所徴税ヲ課スル同ジ性質ノモノデアルト云フコトハ、是ハ總テ認メジ純益ヘ課セラレルノデアルノニ四百圓デアルカラ、營業ヲシナイ所ノ人ハ千二百圓以上デナクチヤ所得稅ヲ出サヌノデアリスガ、細カイ營業ヲスル所謂小商人ト云フモノハ、同じ純益デアルノニ四百圓マデ之三課セラレルト云フニ至テハ、決シテ是ハ所得稅ノ補完稅トシテ公平ナルモノト吾々ハ言フコトハ出來ナイノデアリマス、ソレカラ私ハ間接稅ニ付テ大體ノ批評ヲ致シテ見タイ、煙草ノコトニ付テモ隨分私ハ申シテ見タイカ、是ハ後ニ同僚ノ諸君カラ論ジラレルコトデアラウト思フカラ、大體私ハ酒ト清涼飲料水ノ稅ノコトニ付テ申シテ見タイノデアルガ、全體我國ハ酒ノ稅ヲ澤山取テ居ル、隨分澤山ノ酒稅ガ上ガル、二億以上デアル、此酒稅ヲ取ルニ對シテ政府ハ國家トシテ酒——「アルコール」ヲ含シテ居ル所ノ飲料ニ對シテ國家の政策ガ定シテ居ラナイト云フノハ、全體ドウ云フ譯デアリマセウカ、私ハ常ニ考ヘル、亞米利加ノ如キハ御承知ノ通り禁酒ヲ行シテ——國家ハ政策トシテ一つノ禁酒ヲ行シ、是モ一つノ主義デアリマス、併ナガラ吾々ハ果シテ日本酒ヲ日本人が飲ム、是ガ絶體ニ禁酒が行ヘルカドウカト云フコトハ、一つノ疑問ト私個人ハ致シテ居ル、是ハ私ノ個人ノ意見デアルガ、亞米利加合衆國ハ如何デアル、禁酒ヲ行シテ、ドウシテモ今迄酒ヲ飲ンデ居ル所ノ者ハ酒ヲ廢メテ居ラナイ、其結果ドウナツカト云フト、御承知ノ通り藥屋へ行リテ「メチールアルコール」ヲ飲ム、サウシテイン」ハ飲ンデ一種ノ魔睡ヲ感ズルモノデアル、水ノ中ニ溶カシテ、恰モ酒ヲ飲ンダ如ク陶然トシタ氣ニナル、ソレデ亞米利加ハ今「コカイン」ノ輸入禁止ヲスルニ付テハ、政策上非常ニ苦シテ居ルコトハ私ガ申

スマデモナイ、斯ウ云フコトニナルノデア
リマスカラ、酒ト云フモノハ日本人全體ガ、
中ニハ禁酒スル人モアリ、私ノヤウニ飲マ
ナイ者モアルガ、大多數ノ飲ム所ノ飲料、
殊ニ是ハ衛生上ニ於テハ重大ナル關係ヲ
國民ノ保健ノ上ニ持ツモノデアリマスガ故
ニ、國家トシテハ、此酒ニ對スル相當ノ政
策ガ決マッテ居ラナケレバ、ナラズ、此政策
ハ、ドウシテモ飲マシテハイケナイケレド
モ、全ク禁酒ハ出來ナイ、如何ニシテ之ヲ
ヤル、恰モ關稅ト同ジヤウナ性質ニ相成チ
ネバナラヌモノデアルト、常ニ私個人ハ信
ジテ居ル、酒ノ稅ハ取レバ宜イト云フ收入
主義デハイケナイ、政策ト伴フモノデナケ
レバイカヌガ、私が質問シタ結果ニ依ルト、
政府ハ之ニ對シテハ政策ナシ、唯、現在有
リノ儘ヲ見テ稅ヲ課スルダケデアルト答ヘ
ラレテ居ルガ、此位ナ無方針無定見ハアリ
マセヌ(拍手)其本カラ眞ニ國家ガ定メテ掛
ラナケレバナラヌ、酒ヲ增稅スルカシナ
イカ、麥酒ヲドウ云フ風ニ扱フカ、清涼飲
料水ヲドウ云フ風ニ扱フカ、分ラナイ、政
府ハドウデアリマスカ、酒ノ稅ヲ増ス時ハ
何ト言フ、生活必需品デヤナイ、嗜好品デ
アルカラ稅ハ重クシテモ宜イト言ハレル、
此時ニハ稅ガ重クナルカラ國民ガ飲マナイ
ヤウニ減ルコトヲ希望スル意味ニ於テ、增
稅ヲスルト云フコトハ明瞭デアル、然ルニ
答辯ハドウデアルカ、麥酒ガ賣レナクナル
カラ、清涼飲料ニ稅ヲ掛ケテ増ス、(拍手)
片ツ方デハ酒ノ稅ヲ増シテ、成タケ國民ニ嗜
好品ヲ少ク使ハセルヤウナ政策ヲ執ルカノ
如ク言ツテ、一面ニ於テハ收入主義カラ麥
酒ヲ賣ラセル爲ニ、寧口國民ノ衛生ニハ有
益デアル所ノ清涼飲料水ニ稅ヲ掛ケテ、以
テ來酒賣行ヲ圖ラントスル、此位矛盾擅着
シタ遣方ハアリマセヌ(拍手)ソレカラ私ハ
此際尙ホ一言申述ベタイト思フノハ、此醫
油稅ニ關係致シマシテ——此様太ノ醬油稅
ニ關スル所ノ事デアリマス、明治四十年法
律第二十一號ノ改正ト云フモノハ、只今撤
回サレズニ當議場ニ上テ、私共ノ議題ト相

成シテ居ル所ノモノデアル、是ハドウ云フ事
デアルカト云ヘバ、諸君ガ御承知ノ通り、
内地ハ勿論、臺灣、桿太カラ朝鮮ニ醬油ヲ
移出スル、此朝鮮ニ移入シタ物ニ關シテハ、
彼方デ醬油稅ガ掛カルカラシテ、内地並ニ
桿太、臺灣ニ於ケル所ノ醬油稅ハ之ヲ免除
スル、或ハ割戻シヲスルト云フコトノ法律
デアルノデアリマス、然ルニ内地ハ悉ク今
回醬油稅ガ廢サレルカラシテ、此法律モ當
然廢セラレテ宜ノデアルガ、桿太ハ如何
デアリマスカ、豫算ノ上ニ於テハ桿太ニ於
テ醬油稅ヲ取ルコトハ豫算ニ組込ンデアル
カラシテ、醬油稅ヲ廢止セナイ形式ニナッ
テ居ル、然ルニ先日當議場ニ於テ内地ト均
霑ヲ得セシメル爲ニ、桿太ニ於ケル醬油稅
ハ全廢スルト云フ法律案ヲ出サレテ、ソコ
デ石坂君カラ色ニ質問ニナッテ、突込マレタ
結果、政府ハ手違アリト稱シテ此桿太ニ於
ケル醬油稅ヲ廢止スルト云フ案ハ撤回ヲサ
レタ、ソレデ豫算ハ殘テ居ル、依然トシテ
桿太ニ於テハ醬油稅ヲ取ル所ノ豫算が殘
テ居ル、ソレデアルカラ、内地ハ悉ク此法
律案ガ通レバ、其結果醬油稅ガ全廢サレル
ノデアル、獨リ桿太ダケハ尙ホ一年間今迄
通リノ醬油稅ヲ取ラレルト云フコトニ相成
ル、是が既ニ桿太住民ニ對シテハ洵ニ氣ノ
毒ナ事デアルト思フノニ、今回此處ニ出テ
居ル所ノ法律ハドウデアリマスカ、明治
四十年法律第二十一號、之ヲ全廢スル
ト云フ、是ハ撤回サレズシテ今議題ニ
ナテ居ル、之ヲ全廢シタ結果ハドウナル、
桿太カラ朝鮮ニ移入スル所ノ醬油ニ對シテ
ハ、全迄ノヤウニ割戻シハ最早貰ヘナクナ
ル、一面ニ於テハ相變ラズ醬油稅ヲ取ル、
内地ハ廢シタガ桿太デ取ル、廢サレタ内地
ト同ジヤウニ桿太カラ朝鮮ニ醬油ヲ移入シ
タ場合ニ、割戻シハ貰ヘナイ、内地デモ稅
ヲ取ラレ、朝鮮モニ重稅ヲ取ラレル結果
ニ陷ルノデアル、サウ云フ事實ニ相成ル、
是ハ如何ナル譯デアルカト吾々ハ政府ニ質
問シタ所ガ、大藏大臣自ラ斯ウ答ヘラレテ
居ル、桿太ニハ只今朝鮮ニ醬油ヲ出ス者ガア
リマセヌト答ヘラレテ居ルノデアルガ、是

ハ餘程、不思議ナ答辯デアル、實ハ桿太ニ
醬油ヲ造ル人ガ無イト云フナラバ、マダシ
内地ハ勿論、臺灣、桿太カラ朝鮮ニ醬油ヲ
移出スル、此朝鮮ニ移入シタ物ニ關シテハ、
彼方デ醬油稅ガ掛カルカラシテ、内地並ニ
桿太、臺灣ニ於ケル所ノ醬油稅ハ之ヲ免除
スル、或ハ割戻シヲスルト云フコトノ法律
デアルノデアリマス、然ルニ内地ハ悉ク今
回醬油稅ガ廢サレルカラシテ、此法律モ當
然廢セラレテ宜ノデアルガ、桿太ハ如何
デアリマスカ、豫算ノ上ニ於テハ桿太ニ於
テ醬油稅ヲ取ルコトハ豫算ニ組込ンデアル
カラシテ、醬油稅ヲ廢止セナイ形式ニナッ
テ居ル、然ルニ先日當議場ニ於テ内地ト均
霑ヲ得セシメル爲ニ、桿太ニ於ケル醬油稅
ハ全廢スルト云フ法律案ヲ出サレテ、ソコ
デ石坂君カラ色ニ質問ニナッテ、突込マレタ
結果、政府ハ手違アリト稱シテ此桿太ニ於
ケル醬油稅ヲ廢止スルト云フ案ハ撤回ヲサ
レタ、ソレデ豫算ハ殘テ居ル、依然トシテ
桿太ニ於テハ醬油稅ヲ取ル所ノ豫算が殘
テ居ル、ソレデアルカラ、内地ハ悉ク此法
律案ガ通レバ、其結果醬油稅ガ全廢サレル
ノデアル、獨リ桿太ダケハ尙ホ一年間今迄
通リノ醬油稅ヲ取ラレルト云フコトニ相成
ル、是が既ニ桿太住民ニ對シテハ洵ニ氣ノ
毒ナ事デアルト思フノニ、今回此處ニ出テ
居ル所ノ法律ハドウデアリマスカ、明治
四十年法律第二十一號、之ヲ全廢スル
ト云フ、是ハ撤回サレズシテ今議題ニ
ナテ居ル、之ヲ全廢シタ結果ハドウナル、
桿太カラ朝鮮ニ移入スル所ノ醬油ニ對シテ
ハ、全迄ノヤウニ割戻シハ最早貰ヘナクナ
ル、一面ニ於テハ相變ラズ醬油稅ヲ取ル、
内地ハ廢シタガ桿太デ取ル、廢サレタ内地
ト同ジヤウニ桿太カラ朝鮮ニ醬油ヲ移入シ
タ場合ニ、割戻シハ貰ヘナイ、内地デモ稅
ヲ取ラレ、朝鮮モニ重稅ヲ取ラレル結果
ニ陷ルノデアル、サウ云フ事實ニ相成ル、
是ハ如何ナル譯デアルカト吾々ハ政府ニ質
問シタ所ガ、大藏大臣自ラ斯ウ答ヘラレテ
居ル、桿太ニハ只今朝鮮ニ醬油ヲ出ス者ガア
リマセヌト答ヘラレテ居ルノデアルガ、是

計上シテ居ル、ソレデアルカラ、此醬油ノ
醸造家ハ、明日ニデモ引合サヘスレバ朝鮮
ニ荷物ヲ出シタイケレドモ、政府ガ此戻稅
ヲ吳レナイトスレバ、到底臺灣ヤ内地ノ醬
油業者ト競争ハ出來ナイ、即チ桿太カラ朝
鮮ニ醬油ヲ移出スルコトヲ禁止スルノト全
ク同ジ所ノ結果ヲ來スモノデアル、此位ナ
不條理ナ法案ト云フモノハアリマセヌ（拍
手）若シ之ニ理由ガアルナラバ私ハ承リタ
イモノデアル、此位ナ不條理ナ事ハ無イ、
實ハ此資本利子稅ヲ營業収益稅カラ引クコ
トニ付テノ質問ニ對シテハ、洵ニ内務大臣
ハ適當ナル御答辯ニナッテ、私ハ實ニ其心事
ヲ正シトシテ居ル一人デアルガ、此問題ニ
對シテモ、矢張明カニ早ク兜ヲ御脱ギニナ
ルノガ、私ハ當然デアルト思フノデアリ
マス（拍手）次ニ私ハ地方稅ニ這入ッテ一言
ヲ費シテ見タイト思ヒマス、地方稅ニ付テ
ハ色ニナル議論ガアリマスルガ、私ハ先ヅ
斯ウ云フ事カラ地方ヲ觀察シテ見タイト思
マス（拍手）次ニ私ハ地方稅ニ這入ッテ一言
ヲ費シテ見タイト思ヒマス、地方稅ニ付テ
ハ違テ、全ク此稅源ニ之シイノデアル、
財源ニ乏シイノデアル、是ハ諸君ガ御承知
ノ通リデアル、而シテ地方事務ハドウデア
ルカト言ヘバ、諸君ガ御承知ノ通り、府縣
制又ハ市制、町村制ニ於テ定メラレテ居
テ、己ガ爲ス所ノ地方ノ自治體自ラガ爲ス
所ノ自治事務、ソレカラ一面ニ於テハ國家
ノ委任事務、更ニ一面ニ於テハ國家ヨリ管
掌セシメマスル所ノ管掌事務、此三ツノ事
務デアル、所ガ現在日本ノ自治體ガヤッテ
治體其モノガ當ニ爲スベキ自治事務ト云フ
モノニ非常ニ苦シニ居ルト云フノガ現在ノ
實情デアリマス（ヒヤー）（拍手）即チ只今
豫算ニ於テ地方稅總額ハドレダケデアルカ
ト言ヘバ、府縣稅、町村稅ヲ集メテ約十三

億、此歲出ハドウ云フ風ニ分レテ居ルカト
云フト、教育費ガ三億五千六百万圓、土木
費ガ二億一千万圓、ソレハ最モ大ナルモノ
モデアル、桿太ニハ醬油ヲ造ル人ガアッテ
之ニ對シテハ政府ハ稅ヲ取シテ豫算ニ迄
不條理ナ法案ト云フモノハアリマセヌ（拍
手）若シ之ニ理由ガアルナラバ私ハ承リタ
イモノデアル、此位ナ不條理ナ事ハ無イ、
實ハ此資本利子稅ヲ營業収益稅カラ引クコ
トニ付テノ質問ニ對シテハ、洵ニ内務大臣
ハ適當ナル御答辯ニナッテ、私ハ實ニ其心事
ヲ正シトシテ居ル一人デアルガ、此問題ニ
對シテモ、矢張明カニ早ク兜ヲ御脱ギニナ
ルノガ、私ハ當然デアルト思フノデアリ
マス（拍手）次ニ私ハ地方稅ニ這入ッテ一言
ヲ費シテ見タイト思ヒマス、地方稅ニ付テ
ハ色ニナル議論ガアリマスルガ、私ハ先ヅ
斯ウ云フ事カラ地方ヲ觀察シテ見タイト思
マス（拍手）次ニ私ハ地方稅ニ這入ッテ一言
ヲ費シテ見タイト思ヒマス、地方稅ニ付テ
ハ違テ、全ク此稅源ニ之シイノデアル、
財源ニ乏シイノデアル、是ハ諸君ガ御承知
ノ通リデアル、而シテ地方事務ハドウデア
ルカト言ヘバ、諸君ガ御承知ノ通り、府縣
制又ハ市制、町村制ニ於テ定メラレテ居
テ、己ガ爲ス所ノ地方ノ自治體自ラガ爲ス
所ノ自治事務、ソレカラ一面ニ於テハ國家
ノ委任事務、更ニ一面ニ於テハ國家ヨリ管
掌セシメマスル所ノ管掌事務、此三ツノ事
務デアル、所ガ現在日本ノ自治體ガヤッテ
治體其モノガ當ニ爲スベキ自治事務ト云フ
モノニ非常ニ苦シニ居ルト云フノガ非常ニ多
クテ、ソレガ爲ニ費用ニ困難ヲ致シテ、自
治體其モノガ當ニ爲スベキ自治事務ト云フ
ト言ヘバ、府縣稅、町村稅ヲ集メテ約十三
居ル所ノ所得稅割、千八百萬圓ヲ府縣ノ方
へ委讓セシメ、其足ラズ前ハ更ニ所得稅ヲ
増シテ之ヲヤラウト云フノデアルカラ、吾
吾ハ之ニ對シテハ地方ガ非常ニ困憊ニ陥ル
ト云フコトヲ明言スルノデアル（拍手）ソレ
カラ家屋稅ニ對シテモ色ニ御議論ガアッタ
ガ、吾々モ家屋稅ヲ絕對ニ惡イト云ウタ覺
エハナイ、三土君モ家屋稅ハ或ル程度マデ
務ニ委任事務ガ非常ニ多ク嵩ンデ、經費ニ
困難ヲ致ス爲ニ、己レ自ラカヤラナケレバ
ナラヌ、ヤリタイ勸業費ニ多クノ金ヲ使フ
コトガ出來ナイ結果ハ、十三億ノ歳出ノ
中デ、勸業費ニ僅ニ五千九百萬圓ト云フコ
トニ相成ニテ居ル、之ヲ救濟シ救ハウト云フ
ニハ、吾々ハドウシテモ地方ニ相當ノ財源
ヲ他カラ與ヘルニ非ザレバ、本當ノ整理ハ
トニ相成ニテ居ル、之ヲ救濟シ救ハウト云フ
アリマス（拍手）ソコデ私ハ是ハ政府ノ案ト
比ベテ申シテ見タイガ、先刻小川君ハ先ヅ
之ニ對シテ御説明デアリマシタガ、私ハ理
解出来ナイト云フコトヲ常ニ考ヘテ居ルノデ
アリマス（拍手）ソコデ私ハ是ハ政府ノ案ト
ト言ヘバ、斯ウヤル、府縣稅ト云フモノノ
中ニ於テ、戶數割ト云フモノヲ全廢シヤウ、
窟ハ抜キマシテ、事實上カラ之ヲ申述ベテ
見タイト思フ、政府ノ案ハ今回ドウヤルカ
ト言ヘバ、斯ウヤル、府縣稅ト云フモノノ
中ニ對シテ先刻モ御批評ガアッタガ、
吾々ハ戸數割ト云フモノヲ今日絶對否認シ
テ居リマセヌ、財政經濟調査會時代カラ之
ヲ市町村ニ殘シテ置クコトハ、其地方ノ事
情ノ許ス程度ニ於テハ、吾々ハ微妙ナ勘キ
ヲ爲スモノデアルカラ、是ハ吾々財政經濟
調査會ニ於テモ之ヲ論ジタケレドモ、餘リニ
此金額が多く、殊ニ弊害ガアルノハ府縣ニ
於ケル戸數割デアリマスガ故ニ、之ヲ全廢
シタイ上云フコトヲ財政經濟調査會以來吾々
ハ唱ヘテ居ル、是ハ政府モ今度止メマス
ト云フカラ、吾々ハ敢テ反對ハナシイ、又
政府ハドウ云フ事ヲヤルカト言ヘバ、一面
ニ於テ府縣營業稅ノ改正ヲシ、一面ニ於テ

府縣雜種稅ノ整理ヲスル、是モ沟ニ結構デ
吾々ハ之ニ反對ハシナイ、ケレドモ此財源ヲ
政府ガ何處カラ求メルカト云フト、家屋稅
ニ三千万圓ヲ求メ、市町村ガ今マデ取シテ
居ル所ノ所得稅割、千八百萬圓ヲ府縣ノ方
へ委讓セシメ、其足ラズ前ハ更ニ所得稅ヲ
増シテ之ヲヤラウト云フノデアルカラ、吾
吾ハ之ニ對シテハ地方ガ非常ニ困憊ニ陥ル
ト云フコトヲ明言スルノデアル（拍手）ソレ
カラ家屋稅ニ對シテモ色ニ御議論ガアッタ
ガ、吾々モ家屋稅ヲ絕對ニ惡イト云ウタ覺
エハナイ、三土君モ家屋稅ハ或ル程度マデ
務ニ委任事務ガ非常ニ多ク嵩ンデ、經費ニ
困難ヲ致ス爲ニ、己レ自ラカヤラナケレバ
ナラヌ、ヤリタイ勸業費ニ多クノ金ヲ使フ
コトガ出來ナイ結果ハ、十三億ノ歳出ノ
中デ、勸業費ニ僅ニ五千九百萬圓ト云フコ
トニ相成ニテ居ル、之ヲ救濟シ救ハウト云フ
ニハ、吾々ハドウシテモ地方ニ相當ノ財源
ヲ他カラ與ヘルニ非ザレバ、本當ノ整理ハ
トニ相成ニテ居ル、之ヲ救濟シ救ハウト云フ
アリマス（拍手）ソコデ私ハ是ハ政府ノ案ト
比ベテ申シテ見タイガ、先刻小川君ハ先ヅ
之ニ對シテ御説明デアリマシタガ、私ハ理
解出来ナイト云フコトヲ常ニ考ヘテ居ルノデ
アリマス（拍手）ソコデ私ハ是ハ政府ノ案ト
ト言ヘバ、斯ウヤル、府縣稅ト云フモノノ
中ニ於テ、戶數割ト云フモノヲ全廢シヤウ、
窟ハ抜キマシテ、事實上カラ之ヲ申述ベテ
見タイト思フ、政府ノ案ハ今回ドウヤルカ
ト言ヘバ、斯ウヤル、府縣稅ト云フモノノ
中ニ對シテ先刻モ御批評ガアッタガ、
吾々ハ戸數割ト云フモノヲ今日絶對否認シ
テ居リマセヌ、財政經濟調査會時代カラ之
ヲ市町村ニ殘シテ置クコトハ、其地方ノ事
情ノ許ス程度ニ於テハ、吾々ハ微妙ナ勘キ
ヲ爲スモノデアルカラ、是ハ吾々財政經濟
調査會ニ於テモ之ヲ論ジタケレドモ、餘リニ
此金額が多く、殊ニ弊害ガアルノハ府縣ニ
於ケル戸數割デアリマスガ故ニ、之ヲ全廢
シタイ上云フコトヲ財政經濟調査會以來吾々
ハ唱ヘテ居ル、是ハ政府モ今度止メマス
ト云フカラ、吾々ハ敢テ反對ハナシイ、又
政府ハドウ云フ事ヲヤルカト言ヘバ、一面
ニ於テ府縣營業稅ノ改正ヲシ、一面ニ於テ

ガ、戸數割ナド、面倒ナコトヲシテ課スルヨリモ、家屋税ガ行ケルナラバ誰デモ之ヲヤツテ見タイト思フコトハ、凡ソ地方事務ニ關係スル所ノモノニ於テハ齊シク思フ所アルケレドモ、然ルニ是ガ今日マデ實際行ハレテ居ナイノハ如何ナル理由デアリマセウカ、洵ニ是ハ困ダコトデアリマシテ、日本ノ家屋ト云フモノハ、必ズシモ貧者ト富者下其財産ニ應ジテ家ノ太キイ小サニ這入テ居ナイ、比較的財産ノ少イ者ガ比較的本造家屋デアルト大キイ家ニ居ル、都ナドハ段々是ハ整理淘汰サレテ、自然競争ノ結果トシテ、富者ハ立派ナ家ニ居リ、貧者ハ比較的小サイ家ニ居ルト云フコトニハ相成テ來ルノデアリマスガ、地方ニ行テ見レバ決シテサウハイカナイ、殊ニ農ノ如キ者、小作ノ人、諸君ガ非常ニ之ヲ保護サレヤウトル所ノ小作ノ如キハドウデアルカ、成程家ハ見苦シイ、富ンデ居ル人ノヤウニ立派ナ家ヤ、或ハ床ノ間ノアル家ニハ這入テ居ナイケレドモ、建坪カラ言ヘバ相當ナ建坪ノ家ニ住居致シテ居ル、ソレニ肥小屋モ要ル、牛小屋モ要ル、農業ヲヤレバ物置モ要ル、殊ニ養蠶ヲヤルモノハ養蠶部屋ガ要ル、ソレデアリマスカラ此小農ナルモノハ非常ニ是ハ苦痛ヲ爲スニ至ラテ、一大重稅ニナリテ、富シダ者ハ非常ニ少クナリ、貧シキ者ハ非常ニ殖エルト云フコトハ、是ハ明瞭ナル事實アアルト吾々ハ思テ居ル、ソレデ斯ウ云フ事カラ考ヘテ見マルト云フト、今回ノ政府ノ案デ往クト、餘程是ハ地方民ガ家庭稅デ苦マタクチヤナラヌ、更ニ之ヲ町村ヘ持テ行テ見ルトドウナルカ、府縣ノ方ハマダ幾ラカソレデモ宜イ、忍ベバ忍ベル點ガアリマスルガ

〔此時議長「議長」退場ヲ命ジロト

呼フ者其他發言スル者多シ〕

○副議長（小泉又次郎君） 静肅ニ願ヒマス

○大口喜六君（續） 殊ニ府縣ノ方ハ只今モ者多シ

中シマス通り尙多少忍ベル點ガアルト致シマシテモ、町村ニ至レバ非常ナル困難ニ陥ルト云フコトハ是ハ明瞭デアルヤウニ思フノデアリマス（拍手）町村ハ只今モ申ス通りト云フモノハ千八百万圓減ズルノデアル、其他府縣營業稅、府縣雜種稅ノ整理ノ結果、足リナクナフテ來ルモノハ……

〔此時「退場ヲ命ズベシ」議長何故整理シマセヌ其他發言スル者多シ〕

○副議長（小泉又次郎君） 只今大口君ノ發言中デアリマス、暫ク静肅ニ願ヒマス——

○大口喜六君（續） 此市町村ノ失タ所ノ財源ヲ如何ニシテ之ヲ補填スルカト云フナラバ、言フマデモナク只今申シタ新設ノ家屋稅ヲ増スカ、然ラザレバ是マデアッタ所

ノ戶數割ヲ増徵スルノ外ハナイコトニナル

ノデアリマス（拍手）即チ現在ノ政府案ト云

フモノヲ之ヲ概括シテ言フト、地方稅ニ於

テハ唯、府縣稅ノ戶數割ヲ廢メタ、營業稅

ノ一部份ヲ整理シタ、或ハ雜種稅ノ一部分

ヲ整理シタ、是ハ宜シイガ、之ニ代ルニ重

キ——實ニ重大ナル家屋稅ヲ以テシタト云

フ歸着點ニ相成ルデアリマス、是デハ縣稅附

加稅、戶數割ヲ減ジテ見タ所カ、其間ニド

レダケノ差ガ國民ニアルカト云フコトヲ吾

吾ハ疑ハザルヲ得ヌノデアル（拍手）ソコデ

之ヲ根本カラ整理シャウト云ヘバ、誰ガ考

ヘテモ、地方ニ相當ナル財源ヲ與ヘテ掛カ

ラナケレバナラナイ、地方ニ財源ヲ與ヘテ

地方ノ財政ト云フモノカ鞏固ニナラナケ

レバ、其自治事務ト云フモノハ發達シナイ、

テ適當ナ財源ヲ與ヘテ、地方ノ稅制ノ根本

仕事が發達シナイノデアルカ故ニ、之ヲ發達セシメテ我國ノ國家ノ基礎ヲ鞏固ニシ、

產業ノ發展ヲ圖ルニハ、如何ニシテモ自

由ノ整理ヲ爲シ、其確立ヲ圖ラヌハナラナイト云フノカ、吾々ガ地租委議ヲ唱ヘル所ノ理由ノツノ骨子ニ相成テ居ルノデアリ

マス（拍手）ソレデ之ニ對シテ色ニ稅源ノ御話ガアルガ、私ハ違タ方面カラ一ツ此稅源ニ對シテ政府ノ財政ノ批評ヲ致シテ見タイト思フ、之ニ對シテ政府ノ答辯モ、又先刻小川君ノ言ハレタコトカト論及シテモ、

マシテモ、町村ニ至レバ非常ナル困難ニ陥ルト云フコトハ是ハ明瞭デアルヤウニ思フ

ノデアリマス（拍手）町村ハ只今モ申ス通り

ト云フモノハ千八百万圓減ズルノデアル、

其他府縣營業稅、府縣雜種稅ノ整理ノ結果、足リナクナフテ來ルモノハ……

〔此時「退場ヲ命ズベシ」議長何故整理シマセヌ其他發言スル者多シ〕

○副議長（小泉又次郎君） 只今大口君ノ發言中デアリマス、暫ク静肅ニ願ヒマス——

○大口喜六君（續） 殊ニ府縣ノ方ハ只今モ者多シ

○大口喜六君（續） 殊ニ府縣ノ方ハ只今モ者多シ

中シマス通り尙多少忍ベル點ガアルト致シマシテモ、町村ニ至レバ非常ナル困難ニ陥ルト云フコトハ是ハ明瞭デアルヤウニ思フノデアリマス（拍手）町村ニ財源ニ對シテ見タイト思フ、之ニ對シテ政府ノ答辯モ、又先刻小川君ノ言ハレタコトカト論及シテモ、

マシテモ、町村ニ至レバ非常ナル困難ニ陥ルト云フコトハ是ハ明瞭デアルヤウニ思フ

ノデアリマス（拍手）町村ニ財源ニ對シテ見タイト思フ、之ニ對シテ政府ノ答辯モ、又先

刻小川君ノ言ハレタコトカト論及シテモ、

マシテモ、町村ニ至レバ非常ナル困難ニ陥ルト云フコトハ是ハ明瞭デアルヤウニ思フ

スルノデアリマス、政府ノ懷口ニ這入^フテ
見ルト、今小川君ガ義務教育費デ言ハレタ
通り、綽々トシテ餘裕アルモノデアル、三
千万圓ヤ五千万圓ハ、小川君ノ言ハレタ御
論カラ云ヘバ、事實ハ何デモナイ、現ニ鐵
道大臣ハ何ト言ハレタ、昨日ノ委員會デ、
吾々委員ニ何ト言^フテ居ラレルカ、鐵道ノ
益金ガ三千万圓、ニ一千萬圓違フノハ、澤
山ノ商賣ヲスレバ當リ前デアル、此位違フ
ノハ當然デアル、足ラヌノハドウスルカ、
其時ニハ何トデモ又歳入ノ途ガアッテ、
公債ヲ募ル、公債ガ出來ナイニシテモ其位
ノコトハドウモナルト言^フテ居ル（拍
手）今ノ日本ノ財政ハ、演壇ヤ机ノ上デム
ヅカシイ議論ヲスルト、剩餘金ハ悠久的財
源デハナイトカ何トカ言フガ、内情ニ立入^フ
テ、眞ニ日本ノ財政ノ内部ヲ解剖シテ見ル
ト、ソンナモノデハナイ、之ヲ打破テ、
吾々ハ根本ニ立入^フテ、此財政ノ改革ヲ致
スペキモノデアル、サウスレバ吾々ノ言
フ理窟ナドハ、諸君ガ明瞭ニ御認メニナラ
レルモノデアルト私ハ考ヘル、私ハ茲ニソ
レニ對スル一例ヲ舉ゲテ見タイト思フ（「簡
單」簡単ト呼フ者アリ）苟モ大切ナル國
民ノ負擔ヲ論ズルノデアリマス、何ト仰シ
ヤンテモ私ハ簡単ニハ致シマセヌ、言フダ
ケノコトハ私ハ此處デ申ス考デアリマス
（拍手）私ハ是ハ稅制ノ委員會デ質問シタノ
デアリマスガ、政府ハ取調ヘタ上^フ答辯ヲ
スルト云フコトデアリマシタガ、マダ答辯
ハ致シテ居リマセヌ、ケレドモ私ハ茲ニ其
全文ヲ讀ミタインデアリマスガ、是ハ委員
會デ讀ンダカラ、私ハ略スルノデアリマス、
事柄ハドウデアルカト云ヘバ、東京ノ日本
橋ノ管轄シテ居ル所ノ稅務署ニ於テ、其筋
ノ内訓デアルト云フノデ、マダ決マッテ居
ナイ所ノ所得稅ヲ、態決メズニ年度ノ
濟ムマデ延期セシメタ所ノ事實ガアルノデ
アリマス、之ヲ政府ハ無イト言フナラバ、
吾々ハ其通牒文マデ讀ミマス、決シテ是ハ
嘘デハナイ、斯ウ云フ文書ガ偽造出來ルモノ
デハナイト云フコトヲ私ハ明瞭ニスルノデ
アリマスガ、サウ云フコトヲ致シテ居ル

(讀ムベシト)「呼フ者アリ」(讀ムベシト言ハ
レルナラバ、讀ミマス(拍手)是ハ讀ミタ
クテ堪ヌデ居ル所デアルノデアリマス、後
ニ讀ミマス——「直機第八十一號、大正十
三年十月十五日、東京稅務監督局長——
局長ノ名前ガアリマスカ、是ハ讀ミマセ
ヌ——「永代橋稅務署長殿、第一種所得稅
決定縹延方ノ件、大正十四年度豫算ノ都合
上第一種所得稅收入見込額更改方本省ヨリ
内示有之候ニ付テハ既定計畫ニ依ル本年度
決定見込ノモノ、内左記ニ該當スル未決定
ノモノハ其決定ヲ繰延ヘ翌年ニ於テ決定
定セラレ候様致度尤モ其調査ハ豫定ノ通り
進行スヘキハ勿論ノ儀ニ付併セテ了知相成
度、右内牒候也、記、一、半期ノ見込稅額全
部五萬圓以上ノモノ、内本年度四月以降終
了シ、又ハ終了スヘキ事業年度分全部」
是ガ此永代橋ノ稅務署内ニ幾人アツカト
云フト、其數ハ僅カ八人デアリマス、而シ
テ其八人ノ人ノ名モ此所ニアルカラ申シテ
モ宜イガ、是ハ私ハ名ヲ言ハナイ方ガ宜イ
ト思フ、最モ多イ所ノ人僅ニ八人、八人ニ
對シテ態稅務署ハ之ヲ翌年度ニ繰延ヘテ居
ル、其歲ニ取レバ宜イモノヲ取ラズニ、
態ニ内牒ニ依ツテ繰延ベテ居ル、其稅額ハ
幾ラデアルカト云ヘバ、實ニ九百四十二万
四千圓餘圓デアリマス(拍手)之ヲ少クトモ
百八十日間猶豫シタモノト見テ、日歩一錢
一厘ト見テ其利息ガ十八万六千六百圓ニア
リマス(拍手)此十八万六千六百圓ノ金ハ、
六百圓ヤ七百圓ノ稅ヲ納メル者カラ見レバ
エライコトデアル、假ニ八百圓ノ所得稅ヲ
納メルモノトスルト、實ニ四万六千六百五
十三人分ニ當ルノデアリマス(拍手)是ダケ
ノ稅ヲ八人ノ人カラ延ベテ居ル、吾々之ヲ
摘要シテ政府ヲ責メヤウトル者デアリマ
スセス、サウ云フ意味ニ於テ吾々ハ茲ニ持
出シテ居ルノデハナイ、斯ウ云フコトノ内
情ヲ發イテ政府ヲ攻撃シヤウト云フ程私ハ
小サイ考ハ持タナイ、唯、吾々國民ハドウ
デアルカ、平常吾々ノヤウナ小サイ者ハ、
非常ニ誅求ヲ受ケテ、一日遅レテモ督促令

状ヲ向ケラレル、少シ遅レ、ハ吾々ハ財産ヲ押ヘテナケレバナラヌ、吾々自身モシテハ、一日モ此納稅額ヲ猶豫致サナリ、然ルニ政府ハ豫算ノ都合デ今年ハ餘り善ク這入ル、餘リ入レルト又豫算ヤ色ニデ都合ガ悪イカラシテ、來年度ノ方ヘ繰延ヘテ豫算ノ調和ヲ圖ラウ、此位自然增收ガ政府ニハ多イ、自然增收ガ餘リ多過ギテハ困ルト云フノデ、取りハ取りタシ、自然增收ヲ入レルノハ豫算上困ルト云フモノデアルカラ、僅カ八人ノ人ニ斯ノ如キコトヲ行シタト云ル（拍手）斯ノ如キコトヲ爲シテ政府ニハ自然增收ガアル、斯ウ云フモノデアルカラ、吾々日本ノ財政ハ、今ノ内閣トハ申シマセヌ、誰が内閣ヲヤンテモ財政ノ根本ヲ根本的ニ立入テ虚心坦懐ニ眞ノ事實ヲ闡明シテ、此根本カラ改正ヲスルト云フコトヲ今トト吾々日本ノ人ニ斯ノ如キコトヲ行シタト云ル（拍手）斯ノ如キコトヲ爲シテ政府ニハ自然增收ガアル、斯ウ云フモノデアルカラ、實ハ私章ト吾々ハ信ジテ居ルノデアリマス（ヒヤヒヤ）最後ニ私ハ小川君が頻ニ吾々ノ案ヲ御攻撃等ガアリ、御反対ガアッタカラ、一言小川君ニ酬ヒタイノデアルガ、實ハ私章外ニ考ヘテ居ル、此頃私ハ食堂デモ小川君ニ御話ヲシタノデアルガ、私ハ博士トシテノ小川君ニ敬服致シ、小川君ノ近來御著論ニナツタ「租稅論」ト云フ此位厚イ本ヲ悉ク讀ンデシマツタノデアル、サウスルト姉妹編トシテ「稅制整理論」ト云フ本ヲ近頃出サヒタ、是モ讀ム必要ガアルト思ヒマシテ、是ハ極ク新シイ御著述デアルカラ、此頃讀ンダ、成程「租稅論」ノ方ハ學者トシテノ學究的理論、理想ヲ御述ニナツタ見テモ宣シテノ本デアル、之ヲ見ルト何ゾ圖ラン、明瞭ニ地租委譲論ガ書イテアルノデアリマス所ノ本デアルガ、稅制整理論ト云フ此位ノ大キイ本ハ、是ハ實際的ニ今ノ日本ノ稅制ヲ如何ニスレバ宜イカト云フ御意見ヲ書カレタ所ノ本デアル、之ヲ見ルト何ゾ圖ラン、明瞭ニ地租委譲論ガ書イテアルノデアリマス（拍手）地租委譲ヲ爲スニ非ザレバ眞ニ地方

○副議長（小泉又次郎君） 砂田重政君ヨリ
議事進行ニ關スル發議ノ御要求ガアリマス
ス、此場合許シマス、砂田重政君

○砂田重政君 簡單デアリマスカラ此席カラ
（拍手）
○副議長（小泉又次郎君） 砂田重政君ヨリ
議事進行ニ關スル「登壇」ト呼フ者アリ
○副議長（小泉又次郎君） 許可致シマス
○砂田重政君 只今大口君ノ重大ナル問題
ニ關スル御論議中ニ於キマシテ、憲政會ノ
議席ニ於テ平井光二郎君ハ、淺賀長兵衛君ノ
席ニ出掛けテ參リマシテ、最も重要ナル論
議ヲサレテ居ル際ニ當シテ、鐵拳ヲ揮テ相
争ハレタト云フコトハ、此議場ニ居ル者ノ
悉ク認メテ居ル所デゴザイマス（拍手）定メ
テ其高イ所ニ御坐リニナッテ居ル議長モ、
此事實ヲ御認メニナラスト云フコトハ言ハ
レマスマイ、而モ此重大ナル論議ガサレテ
ニ對シテ議長ハ如何ナル處置ヲ御執ニナル
ノデアリマスルカ、此議場ニ於ケル重大大才
ル問題ヲ論議スルニ當シテ、吾々ノ同志ハ
是カラ多數ニ論議ヲシナケレバナラヌノデ
アリマス、其時ニ當シテ斯ノ如キ事ヲ知ラ
ザル真似ヲシテ打捨テルガ如キ議長ノ下ニ
於テ、議事ノ進行ヲ計ルコトハ出來ナイト
思フノデアリマス、宜シク議長ノ之ニ對ス
於キマシテ、憲政會ノ議席ニ於テ何カ混雜
ヲ生ジタコトハ事實デアリマス、併シ私ハ
ガ地租委讓論ヲ唱ヘルニ對シテ、先刻ノ如
キ御反対ハ少々間違シテ居リハシナイカトメ
思フ（拍手）之ヲ以テ私ノ演説ハ終リマス
ラ……

前田房之助君	牧山耕藏君	高橋熊次郎君
松田源治君	福井	高木音藏君
小橋一太君	寺田宣保	中島守利君
市正君	成晴君	高草美代藏君
寺田志波安一郎君	寺田志波安一郎君	中村
清水市太郎君	森肇君	櫻内
森幸雄君	石川長右衛門君	武藤金吉君
宮島幹之助君	馬場義興君	浦山助太郎君
志村清右衛門君	岡田溫君	來栖七郎君
平田民之助君	堤清六君	黒住成章君
元田肇君	永田新之允君	工藤十三雄君
坂東幸太郎君	山口政二君	山口義一君
富永孝太郎君	松山兼三郎君	山下谷次君
田崎信藏君	佐々木平次郎君	山崎達之輔君
土屋清三郎君	永田新之允君	松崎俊三君
野原種次郎君	山口政二君	牧野良三君
増田義一君	佐藤潤象君	藤川清助君
小屋光雄君	堀田義次郎君	木暮武太夫君
湯淺凡平君	高島兵吉君	神崎勤君
小林彌七君	太宰孫九君	青木精一君
佐藤潤象君	古林喜代太君	青柳郁次郎君
堀田義次郎君	菊地謙二郎君	秋田清君
高島兵吉君	太宰孫九君	有馬賴寧君
木暮武太夫君	古林喜代太君	坂梨逸三君
神崎俊三君	菊地謙二郎君	志賀和多利君
牧野良三君	太宰孫九君	佐々木長治君
藤川清助君	古林喜代太君	坂井隆君
木暮武太夫君	菊地謙二郎君	鈴木豊吉君
神崎俊三君	太宰孫九君	隅田豊吉君
牧野良三君	古林喜代太君	柏田忠一君
藤川清助君	菊地謙二郎君	佐々木文一君
木暮武太夫君	太宰孫九君	坂井大輔君
神崎俊三君	古林喜代太君	木戸忠造君
牧野良三君	菊地謙二郎君	森廣瀬君
藤川清助君	太宰孫九君	島居忠造君
木暮武太夫君	古林喜代太君	砂田重政君
神崎俊三君	菊地謙二郎君	望月圭介君
牧野良三君	太宰孫九君	鷲澤爲久君
藤川清助君	古林喜代太君	杉宜陳君
木暮武太夫君	菊地謙二郎君	猪野毛利榮君
神崎俊三君	太宰孫九君	菅原傳君
牧野良三君	古林喜代太君	次會ノ日程ハ公
藤川清助君	菊地謙二郎君	本日ハ是ニテ散
木暮武太夫君	太宰孫九君	會致シマス
神崎俊三君	古林喜代太君	午後八時二分散會

四五三	頁段	衆議院議事速記録第十七號中正誤
二	三	
六	一	
愈	二	
猶豫	十斤	
	正	